令和2年

笛吹市議会 第1回定例会会議録

令和2年2月21日 開会 令和2年3月23日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第9号

令和2年笛吹市議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月13日

笛吹市長 山下 政 樹

- 1. 期 日 令和2年2月21日 午後1時30分
- 2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員(19名)

河 阪 昌 則	2番	武 川	則 幸
河 野 智 子	4番	保 坂	利 定
神澤敏美	6番	古 屋	始 芳
神宮司正人	8番	岩 沢	正 敏
荻 野 謙 一	10番	北 嶋	恒 男
野澤今朝幸	12番	海野	利比古
渡 辺 清 美	16番	小 材	始
前島敏彦	18番	渡 辺	正 秀
川村惠子	20番	中川	秀 哉
由 县 正 本			
	河神 神 宮 野 澤 湖 朝 平 野 澤 明 野 澤 明 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 週 島 いい 島 いい 島 いい	河野智子4番神澤敏美6番8番10番荻野謙一12番野澤今朝幸12番16番18番18番20番	河野智子4番 保坂神澤敏美6番 古屋8番 岩沢8番 岩沢荻野謙一10番 北嶋野澤今朝幸12番 海野渡辺清美16番 小瀬前島敏彦18番 渡辺川村惠子20番 中川

不応招議員(な し)

令 和 2 年

笛吹市議会第1回定例会

2 月 2 1 日

令和2年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第1号)

日程第 2 会期の決定 日程第 3 議会関係諸般の報告 日程第 4 市長施政方針並びに提出議案要旨説明 日程第 5 議案第1号 笛吹市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 日程第 6 議案第2号 笛吹市指定管理者選定委員会設置条例の制定について 日程第 7 議案第3号 笛吹市入札監視委員会設置条例の制定について 日程第 8 議案第4号 笛吹市まち・ひと・しごと創世総合戦略会議設置条例の制定について 日程第 9 議案第5号 笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について 日程第10 議案第6号 笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について 日程第11 議案第7号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について 日程第12 議案第7号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第 4 市長施政方針並びに提出議案要旨説明 日程第 5 議案第1号 笛吹市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 日程第 6 議案第2号 笛吹市指定管理者選定委員会設置条例の制定について 日程第 7 議案第3号 笛吹市入札監視委員会設置条例の制定について 日程第 8 議案第4号 笛吹市まち・ひと・しごと創世総合戦略会議設置条例の制定について 日程第 9 議案第5号 笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について 日程第10 議案第6号 笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について 日程第11 議案第7号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第 5 議案第1号 笛吹市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について 日程第 6 議案第2号 笛吹市指定管理者選定委員会設置条例の制定について 日程第 7 議案第3号 笛吹市入札監視委員会設置条例の制定について 日程第 8 議案第4号 笛吹市まち・ひと・しごと創世総合戦略会議設置条例の制定 について 日程第10 議案第6号 笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について 日程第11 議案第7号 笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について
関する条例の制定について 日程第 6 議案第2号 笛吹市指定管理者選定委員会設置条例の制定について 日程第 7 議案第3号 笛吹市入札監視委員会設置条例の制定について 日程第 8 議案第4号 笛吹市まち・ひと・しごと創世総合戦略会議設置条例の制定について 日程第 9 議案第5号 笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について 日程第10 議案第6号 笛吹市地域温祉計画策定審議委員会設置条例の制定について 日程第11 議案第7号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第 6 議案第2号 笛吹市指定管理者選定委員会設置条例の制定について 日程第 7 議案第3号 笛吹市入札監視委員会設置条例の制定について 日程第 8 議案第4号 笛吹市まち・ひと・しごと創世総合戦略会議設置条例の制定 について 日程第 9 議案第5号 笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について 日程第10 議案第6号 笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について 日程第11 議案第7号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第 7議案第3号笛吹市入札監視委員会設置条例の制定について日程第 8議案第4号笛吹市まち・ひと・しごと創世総合戦略会議設置条例の制定について日程第 9議案第5号笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について日程第10議案第6号笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について日程第11議案第7号笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第 8 議案第4号 笛吹市まち・ひと・しごと創世総合戦略会議設置条例の制定について 日程第 9 議案第5号 笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について 日程第10 議案第6号 笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について 日程第11 議案第7号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
について 日程第 9 議案第 5 号 笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について 日程第 1 0 議案第 6 号 笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について 日程第 1 1 議案第 7 号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第 9 議案第5号 笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について 日程第10 議案第6号 笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について 日程第11 議案第7号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第10 議案第6号 笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について 日程第11 議案第7号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第11 議案第7号 笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日和第19 漢字第9日、炊吹古地域自立士極物業会凯里を周の制字について
日程第12 議案第8号 笛吹市地域自立支援協議会設置条例の制定について
日程第13 議案第9号 笛吹市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について
日程第14 議案第10号 笛吹市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について
日程第15 議案第11号 笛吹市教育支援委員会設置条例の制定について
日程第16 議案第12号 笛吹市いじめ問題等連絡協議会等設置条例の制定について
日程第17 議案第13号 笛吹市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第18 議案第14号 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部改正について
日程第19 議案第15号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について
日程第20 議案第16号 笛吹市印鑑条例の一部改正について
日程第21 議案第17号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第22 議案第18号 笛吹市介護保険条例の一部改正について
日程第23 議案第19号 笛吹市営住宅条例及び笛吹市若者定住促進市単住宅条例の一
部改正について
日程第24 議案第20号 笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
日程第25 議案第21号 笛吹市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数
に関する条例の一部改正について

日程第26	議案第22号	笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
日程第27	議案第23号	令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について
日程第28	議案第24号	令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
		について
日程第29	議案第25号	令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
		について
日程第30	議案第26号	令和元年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算
		(第2号) について
日程第31	議案第27号	令和元年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第32	議案第28号	令和元年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第
		2号) について
日程第33	議案第29号	令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)に
		ついて
日程第34	議案第30号	令和2年度笛吹市一般会計予算について
日程第35	議案第31号	令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
日程第36	議案第32号	令和2年度笛吹市介護保険特別会計予算について
日程第37	議案第33号	令和2年度笛吹市介護サービス特別会計予算について
日程第38	議案第34号	令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第39	議案第35号	令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について
日程第40	議案第36号	令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
日程第41	議案第37号	令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
日程第42	議案第38号	令和2年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
		会計予算について
日程第43	議案第39号	令和2年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特
		別会計予算について
日程第44	議案第40号	令和2年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会
		計予算について
日程第45	議案第41号	令和2年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別
		会計予算について
日程第46	議案第42号	令和2年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
		会計予算について
日程第47	議案第43号	令和2年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会
		計予算について
日程第48	議案第44号	令和2年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
		会計予算について
日程第49	議案第45号	令和2年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
		会計予算について
日程第50	議案第46号	令和2年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会
		特別会計予算について
日程第51	議案第47号	令和2年度笛吹市水道事業会計予算について

日程第52 議案第48号 令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について

日程第53 議案第49号 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計予算について

日程第54 議案第50号 令和2年度笛吹市簡易水道事業会計予算について

日程第55 議案第51号 市道廃止について

日程第56 議案第52号 市道認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪	昌	則	2番	武	JII	則	幸
3番	河 野	智	子	4番	保	坂	利	定
5番	神 澤	敏	美	6番	古	屋	始	芳
7番	神宮	司正	人	8番	岩	沢	正	敏
9番	荻 野	謙	_	10番	北	嶋	恒	男
11番	野澤	今 朝	幸	12番	海	野利	训比	古
14番	渡 辺	清	美	16番	小	林		始
17番	前 島	敏	彦	18番	渡	辺	正	秀
19番	川村	惠	子	20番	中	JII	秀	哉
21番	中 村	正	彦					

3. 欠席議員

(なし)

4. 会議録署名議員

11番 野澤今朝幸 12番 海野利比古

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長 山下政樹 教 育 長 小 澤 紀 元 総合政策部長 深澤和仁 市民環境部長 雨宮昭夫 福祉事務所長 赤尾好彦 建設部長 標 博司 教育部長 宇佐美正博 政策課長 西海好治 福嶋一仁 消 防 長 農業委員会会長 赤岡勝廣

副市 長 雨宮寿男 総務部長 須 田 徹 会計管理者 石原和加子 保健福祉部長 飯島尚美 産業観光部長 小宮山和人 公営企業部長 須田富士男 総務課長 雨宮和博 財 政 課 長 返田典雄 代表監査委員 横山祥子

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

○議長(中村正彦君)

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年笛吹市議会第1回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の冬は温暖で穏やかに、過ごせる日々が続いていましたが、1月に入り、新型コロナウイルス感染症が、日本中を騒がせております。

市当局におかれましては、市民への的確な情報提供、注意喚起を行い、市民が安心安全に暮らせるように、今後もよろしくお願いいたします。

また、各位におかれましても、風邪などひかぬよう、体調管理には十分留意をお願いいたします。

先週は、日本一早い桃のお花見「ハウス桃宴」がオープンいたしまして、少しずつではありますが春の訪れを感じるような季節になってまいりました。

このイベントを皮切りに春まつり、夏まつりなど、さまざまな催し物が予定され、今年も大 勢の観光客に本市を訪れていただきたいと思います。

演台の上には、岩沢総務常任委員長の育てたハウス桃の花をご提供していただき、議場も一 足早く春の訪れを感じさせていただいております。

さて、今定例会には、市長より令和元年度補正予算、条例の制定や一部改正などの各種案件 および令和2年度当初予算が提案されます。

会期中、格別のご精励を承り慎重にご審議くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛 に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため 申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長(中村正彦君)

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第11番 野澤今朝幸君および

議席第12番 海野利比古君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長(中村正彦君)

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの32日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月23日までの32日間と決定いたしました。

○議長(中村正彦君)

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

次に、本日までに受理した請願はお手元にお配りした請願文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託をいたしました。

続いて、監査委員から令和元年11月分、令和元年12月分の例月出納検査の結果について 報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願います。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を 求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長(中村正彦君)

日程第4 市長より施政方針ならびに日程第5 報告第1号から日程第56 議案第52号まで を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

令和2年笛吹市議会第1回定例会の開会に当たり、議員各位に敬意を表するとともに、諸議案の提案に先立ちまして、今後の市政運営において柱となる方針について、所信を申し述べます。

新型コロナウイルスの感染は、世界規模に拡大し、感染症による死者も増加の一途をたどり、 わが国においても国を挙げて、感染拡大の防止に全力で取り組んでいるところであります。本 市としても、国、県と緊密に連携をとり、市民の健康と命を守ることを最優先に、引き続きな すべきことを確実に実施していきます。

また、この感染拡大による大きな影響が、観光業を中心に本市の経済にも及んでいます。特に、中国人観光客の大量のキャンセルは、観光業にとって正に死活問題となっています。過日、観光関係3団体からの陳情を受け、直ちに県に対して支援を求める要望を行いました。県と危機感を共有し、有効な支援策を実施しています。

そして、春の観光シーズンやそれに続く東京2020オリンピック・パラリンピックにつなげていかなければならないと考えています。

さて、第二次笛吹市総合計画に、目指すべき市の将来像として「ハートフルタウン笛吹~優しさあふれるまち~」を掲げ、これを実現するために3つの基本目標ごとに、施策展開を図っ

ています。令和2年度の施政運営に当たり、重点事業を中心に施策体系に沿ってご説明申し上 げます。

基本目標の1つ目、「幸せ実感 こころ豊かに暮らせるまち」についてであります。

安心して子どもを生み、子育てできる環境の充実を図るとともに、地域での支え合いを大切に、誰もが住み慣れた場所でいきいきと暮らせるよう、そして、市民一人ひとりが希望を持ち活躍できる環境を通じて、心身ともに健全で、こころ豊かに暮らし、幸せを実感していただけるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開します。

まず、子育て支援については、子育て世代住宅取得事業を推進します。

人口減少対策として、特に子育て世代の移住定住の促進を図るため、市内において、新たに住居を取得する場合に、子育て世代住宅取得補助金を交付しています。この制度は、市内に移住して来る方だけではなく、市外への流出を抑え定住を促すために、現在市内に在住の方も補助対象とし、新築住宅は30万円、中古住宅は25万円を交付しています。

また、住宅金融支援機構と連携し補助金の対象者にはフラット35の借入金利が5年間引き 下げになる金利優遇もあります。

昨年度は153件、今年度もすでに140件の交付申請を受け付けています。

次に、保育所、児童館への防犯カメラの設置についてです。

子どもたちの安全の確保および犯罪抑止のため、市内の公立保育所と私立保育園、児童館、 児童センターに防犯カメラを設置します。

次に、かすがい学童保育施設の開設についてです。

令和2年7月の開設に向けて、現在、かすがい学童保育施設の整備を進めています。完成後には、春日居町で入所を希望するすべての対象児童を受け入れることが可能となります。

「誰もが安心して暮らせるまちづくり」については、Net119緊急通報システムを整備 します。

このシステムは、聴覚や言語機能に障害があり、会話が不自由な方が、消防本部への緊急通報を円滑に行えるシステムで、スマートフォン等からアクセスし、画面で状況を知らせることができ、その位置情報から現場が分かる仕組みになっています。

次に、障害者相談支援事業の充実についてです。

障害者総合支援法の施行により障害者が利用できるサービスが充実してきたことから、障害 に係る相談件数が増加し、複雑な相談やサービス等利用計画の作成などのニーズに十分に応え るため、相談の委託先を、現在の3事業所から4事業所に増やし、障害者相談支援事業の充実 を図ります。

次に、成人健診の一元化についてです。

これまで、健康づくり課と国民健康保険課でそれぞれに健康保健事業を実施してきましたが、 受診効率の向上と医療費の適正化推進等の共通課題の解消や、類似した健康教育事業の一本化 により、一貫した健康増進を実現することとし、令和2年度から、健康づくり課内に成人保健 事業を集約します。

「人と文化を育むまちづくり」については、浅川中学校校舎等改修事業を実施します。

浅川中学校は建築から47年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化改修工事 を実施します。長寿命化改修とは、老朽化対策を効率的、効果的に進めるための新しい改修方 法で、既存建物の躯体を再利用することで、従来の建替え工事と同様の建築性能を確保しなが ら、工事費用の縮減、工期の短縮が可能となります。令和2年度は、まず地質および測量調査 と設計業務を行います。

次に、学校プール民間活用モデル事業についてです。

各小中学校に整備されているプールは、施設の老朽化や、近年の異常気象に伴う熱中症対策 のための水泳授業の中止など、計画的な授業の実施が難しいなどの課題を抱えています。

民間の屋内プール活用策は、学校独自にプール施設を整備する必要がなく、屋内で実施する ため、安全で、天候に左右されることなく、計画的に水泳授業を実施でき、専属インストラク ターの効果的な指導により、児童の泳力向上などが期待されます。

本市においては、令和2年度から、石和南、石和東、石和北の3つの小学校を対象に、民間の屋内プールを活用したモデル事業を実施し、本格的な導入に向けて検証を行います。

次に、小中学校ICT関連機器等導入事業についてです。

国が示した教育のICT化に向けた環境整備方針を踏まえ、「笛吹市学校教育ビジョン」に定める「超スマート社会に対応した教育」を具現化するため、普通教室、特別教室に大型提示装置の設置と、指導者用タブレット端末およびデジタル教科書を一括整備します。

授業でICT機器やデジタル教材を効果的に活用することによって、児童生徒の学習理解を 深めるとともに、学習への関心を高めることが期待できます。

次に、東京オリンピック関連事業についてです。

いよいよ、東京オリンピックが、本年7月24日に開会となります。これまでに、石和南小学校出身で、レスリング男子フリースタイル65キログラム級の、乙黒拓斗選手が、代表に内定しており、さらに、レスリング男子や体操女子において、本市出身選手の代表への選出が期待されています。

本市では、オリンピック関連事業として、選手応援のためのパブリックビューイングなどを 開催し、市民の皆さまとともに、本市出身選手の活躍を願い、東京オリンピックの盛り上げを 図っていきます。

基本目標の2つ目、「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」についてであります。

地域の資源を掘り起こし、磨き上げることにより、農業や観光業の活性化を図るとともに、企業誘致を推進し、雇用の確保、多様な働き方が展開されるまちづくりを目指します。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に国内外の方々が盛んに行き交い、 本市の産業が活性化することで幸せを実感していただけるまちづくりを目標として、以下の重 点事業を展開します。

まず、再び訪れたくなるまちづくりとして、笛吹物語プロジェクト事業を展開します。

4月に開催する桃源郷春まつりにおいては、「桃源郷を歩こう イン 御坂・八代」に、新たに一宮コースを加えて開催し、日本一の桃源郷を満喫していただきます。

また、東京オリンピック・パラリンピックの競技会場に近い本市の立地を十分に生かし、大勢の方々に本市特産の桃、ブドウのフルーツ狩りやワイナリーめぐりなどと併せて、石和・春日居温泉郷へお越しいただけるよう本市のPRに努めてまいります。

7月9日、10日には、本市において、全国鵜飼サミットを開催します。笛吹川石和鵜飼特有の徒歩鵜を全国にアピールし、鵜飼シーズンにつなげ、集客を図ります。

また、7月11日からは、本市と県立博物館が協力して開催する「特撮DNAゴジラ展」を、約2カ月にわたり開催します。夏休み期間と重なりますので、特に、家族連れに楽しんでいた

だけるよう宿泊と合わせた企画などを実施します。

秋の行楽シーズンには、昨年度、台風被害により開催できなかった川中島合戦戦国絵巻を、 合戦参加者と来場者が、より一層楽しんでいただけるよう、内容を充実して開催したいと考え ています。

年間を通して開催する各イベントを磨き上げ、本市にお越しいただく皆さまにとって、「観て・ 感じて・体験して・楽しい」目的地となる観光地域づくりを、さらに進めていきます。

次に、新道峠展望台整備事業についてです。

富士山の頂上から裾野までを一望できる絶景を、多くの観光客に楽しんでいただくため、2つの展望テラスの建設に着手し、11月の完成を予定しています。冬季の林道閉鎖期間を挟んで、 実質的なオープンは、令和3年5月ごろを考えていますが、完成時から十分な情報発信を行い、 オープンの際には多くの方々にお越しいただけるよう準備を進めます。

実り豊かなブランド農林業づくりとして、笛吹市農業塾推進事業を展開します。

新規農業参入者や農業経営者に対して、農業塾の支援内容を分かりやすく伝えるため、令和元年度に、事業のメニュー化や広報による情報発信を行い、農業塾への相談件数や講習会参加者数が増加しました。

令和2年度は、引き続き、事業をPRし、幅広く新規農業参入者を支援するとともに、農業経営者の相談対応や、後継者の育成支援についても農業塾から積極的に声かけを行い、地域農業振興の拠点となる「農業塾」を目指してまいります。

次に、桃せん孔細菌病防除対策事業についてです。

昨年、市内で蔓延した桃せん孔細菌病に対して、令和2年度も、徹底した防除を継続するため、農家が行う防除薬剤費の補助について、県と連携する中、市単独補助の上乗せを検討するなど、農家の負担の軽減を図ります。

また、昨年11月に設置した「笛吹市桃せん孔細菌病防除対策本部」において、定期的に一 斉防除の取り組みについて検証を重ね、桃の生育状況に応じた万全の対策を講じていきます。

「日本一の桃源郷」を守り、「日本一の桃生産地」を保持するため、農家、JA、市、県、関係機関が連携して、防除対策を強力に推進していきます。

活力ある地域経済づくりとして、企業立地促進助成事業を推進します。

現在、笛吹市産業導入地区に指定した9カ所の工業団地については、企業誘致が終了しました。この状況を踏まえ、昨年10月に石橋工業団地周辺に産業導入地区として、新たに10へクタールの拡張を行ったところです。

引き続き、企業立地促進助成制度を活用し、働く場および税収の確保を図るため、優良企業の誘致を積極的に推進します。

移り暮らせる魅力あるまちづくりとして、農産物等消費拡大宣伝事業を展開します。

令和2年度も継続して、日本一の桃とブドウの味を多くの消費者に届けるべく、国内外に向けて消費拡大宣伝を行います。

特に、海外への販路開拓については、昨年、本市と協定を締結したジェトロと連携し、インドネシアの消費者に売り込みを図ります。

また、本年は、峡東地域の農業システムが世界農業遺産に認定される予定ですので、認定後は、峡東地域の魅力と併せて、これまで以上に、本市農産物を強力なPR行ってまいります。 次に、ふるさと納税事業についてです。 今年度の本市へのふるさと納税額は、2億3千万円を超え過去最高額となったものの、県内 他市に比べると見劣りする状況にあります。

本市にふるさと納税をしていただくためには、何より魅力的な返礼品を取り揃えることに尽きると思います。特に、「桃・ブドウ日本一の郷」の名に恥じない質と量の果物、桃、ブドウ、スモモなどについては、農協をはじめ民間の果物販売業者の協力を得る中で、他市に負けない品揃えを確保していきます。

さらに、来年度から実施するホテル宿泊付人間ドックのような高額返礼品の開発にも取り組むとともに、本市へ足を運んでもらえるよう果物や温泉の地域資源を生かした体験型の返礼品も開発していきます。

この制度を通じて、全国に桃・ブドウ日本一の郷「笛吹市」の魅力を発信していきます。 基本目標の3つ目、「幸せ実感 100年続くまち」についてです。

市民による主体的な活動の促進と、それを行政が支える体制を構築する中で、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、力を合わせ、ともに考え、ともに行動し、地域活動を持続させるため協働によるまちづくりを目指します。

しかしながら、市の行政基盤は、財政的にも人事的にも弾力性が失われつつあります。市民 ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくため、また、 健全で身の丈にあった行財政基盤を構築するため、改革に取り組みます。そして豊かな自然と 調和した都市としての姿を今後も保ち、災害や犯罪等の不安なく、安全、安心に暮らし続ける ことができる環境を通じて幸せを実感していただけるまちづくりを目標として、以下の重点事 業を展開します。

まず、安全、安心で災害に強いまちづくりとして、国土強靭化地域計画策定事業に取り組みます。

国は、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土と経済社会システムを平時から構築するための計画として、国土強靭化地域計画を策定することを地方公共団体の責務として規定しています。また、国土強靭化の推進に向けて、34の交付金、補助金の交付について、地方公共団体が策定した国土強靭化地域計画に基づき実施される取り組みであることを段階的に要件化とすることとしたため、地域計画の策定が急務となっています。

このことから、本市では、令和2年度に笛吹市国土強靭化地域計画を策定します。

次に、新山梨環状道路関連道路整備事業についてです。

新山梨環状道路東部区間の建設に伴い、石和町小石和地区の県道甲府笛吹線から石和町唐柏 地区の県道白井河原八田線までの1.3キロ区間について、側道を整備します。

地域の住環境整備と児童の安全な通学路を確保するために、事業主体である山梨県と協議を 進めながら、本市が応分の事業費を負担し、令和2年度から事業を実施します。

次に、公共下水道事業計画の変更についてです。

公共下水道事業においては、人口減少に伴う料金収入の減少や、保有する設備の老朽化に伴う維持管理費の増額など、経営状況が一段と厳しさを増しており、経営健全化の取り組みが求められています。

事業の安定性を確保するため、公共下水道事業計画において、下水道整備の効率性を踏まえ た対象面積の見直しを行い、面積の縮小と併せて、対象区域外での合併浄化槽整備に対する補 助事業の実施により、公共下水道事業の経営健全化に取り組んでいきます。

次に、簡易水道事業の公営企業会計への移行についてです。

御坂町戸倉区と芦川町において運営している簡易水道事業については、これまで簡易水道特別会計により経理を行ってきましたが、地方公営企業法の適用を受け、令和2年4月から、公営企業会計に移行します。

これは、簡易水道事業の経営状況や財政状況をより明確にし、将来の経営計画を立てやすくすることで、経営の健全化を図るものであり、料金や手続きの変更はなく、従来どおりご利用いただけます。

快適な生活環境づくりとして、笛吹みんなの広場整備事業を推進します。

昨年9月の入札不調を受け、原因を検証し、オリンピック開催に伴う建設需要の高まりによる部材の高騰が原因と結論付け、対応策として、一般的な部材に変更するなど、設計内容を修正するため、11月末から修正作業に着手しました。修正した設計書に基づき、令和2年4月以降、再入札を行う予定です。

次に、ごみ処理に係る料金体系等の見直しについてです。

市では、ごみの減量を目的に平成28年10月から有料指定ごみ袋を導入しました。

導入から3年が経過する中、ごみ袋の有料化により、分別が進み、可燃ごみの量が導入前に 比べ9%の減量となり、有料化の効果がありましたが、有料指定ごみ袋について、近隣の他市 と比べ高い販売価格や透明度、強度といった素材に関して、市民の皆さまから多くのご意見を いただいています。これらの課題解決に向けて、料金体系等の見直しを検討していきます。

将来を見据えた行財政づくりとして、内部情報システムの導入を推進します。

現在使用している、財務会計システム、人事給与システムなどの内部情報システムについて、 システム間の連携が可能となる統合業務システムを導入し、業務スピードの向上、効率化、ペーパーレス化、職員の負担軽減、コスト削減などを目指し、令和4年4月の完全運用に向けて事業を進めていきます。

次に、会計年度任用職員制度の導入についてです。

地方公務員法および地方自治法の改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入 されます。会計年度任用職員は、その身分を地方公務員とし、待遇の改善はもとより、正職員 と同様に、守秘義務など「地方公務員法の服務に関する規定」が適用されることになります。

今般の制度改正を行財政改革にもつなげていくために、服務規定の適用に応じて会計年度任 用職員の業務内容を見直し、業務の効率化に努めていきます。

次に、マイナンバーカードの普及についてであります。

平成28年1月から本人申請によるマイナンバーカードの交付が開始され、4年が経過しましたが、依然としてマイナンバーカードの普及が進んでいない状況です。

本市では、国が想定した交付枚数を達成するため、「マイナンバーカード交付円滑化計画」、「マイキーID設定支援計画」を策定し、カードの交付や利活用のためのマイキーID設定などの手続きを支援するため、体制を強化し、市民窓口館に専用ブースを設けました。

今後も引き続き、事業所への出張による申請受付などの支援や円滑な交付およびマイキー I D設定支援を実施し、マイナンバーカードの普及に努めます。

以上、「第二次笛吹市総合計画」に基づいた施策を展開していくに当たり、全職員が、より高い意識を持って業務に従事できるよう、2020年の行動テーマとして「役割と責任」を掲げ

ました。職員一人ひとりが、果たすべき役割を明確にし、責任を全うすることを意識し、日々、 自らの業務を見つめ直すことで、事務事業の効率化が図られ、引き続き質の高い行政サービス を提供することができるとともに、新たな行政ニーズに応えていくことができると信じていま す。私の任期も4年目を迎え、これまで種をまき芽吹いたものを、成長させ実を結ぶ年にした いと考えておりますので、議員各位をはじめ、市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協 力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本日、提出しました案件について、概略をご説明申し上げます。

提出しました案件は、条例案22件、令和元年度補正予算案7件、令和2年度当初予算案21件、 その他の議案2件、合わせて52案件です。

はじめに、条例案です。

まず、笛吹市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法および地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例を整備するため、条例を定めるものです。

次に、議案第2号 「笛吹市指定管理者選定委員会設置条例の制定について」から、議案第12号 「笛吹市いじめ問題等連絡協議会等設置条例の制定について」までの条例案11件については、市または教育委員会が設置している委員会等の機関について、新たに定めた附属機関該当基準に基づき検証した結果、附属機関に該当する機関となるため、委員会の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、笛吹市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、簡易水道事業が地方公営企業会計に移行することに伴い、簡易水道事業の設置及び地方公営企業法の財務規定等の適用について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員制度の導入および附属機関に該当する機関として新たに条例を制定することに伴い、特別職の職員の報酬額等を定めるため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、人 事院および山梨県人事委員会による公務員の給与等に関する勧告等に鑑み、笛吹市職員給与条 例等が改正されたことに伴い、正職員との均衡を図るため、条例の一部を改正するものです。

次に、笛吹市印鑑条例の一部改正については、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正および 印鑑登録証明書等から性別に関する事項を削ることに伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に、笛吹市国民健康保険税条例の一部改正については、令和2年度の笛吹市国民健康保険税の本算定に伴い、税率の引き下げを行うため、条例の一部改正を行うものであります。

この度の税率の引き下げは、令和2年度において、国保財政の責任主体である県に支払う納付金の額が、今年度より約1億2千万円減額され、標準保険料率についても、県から引き下げの提示があったため可能となりました。

なお、今回の改正に伴い、令和2年度の国保税収入総額については、改正しなかった場合と 比較し、約5.7%の減額となる見込みです。

次に、笛吹市介護保険条例の一部改正については、令和元年10月に実施された消費税率の変更に伴い、介護保険料の低所得者への軽減強化を図るため、条例の一部改正を行うものです。 次に、笛吹市営住宅条例及び笛吹市若者定住促進市単住宅条例の一部改正について、および 笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正については、いずれも関係上位法令等の改 正に伴うものです。

次に、笛吹市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正 については、笛吹市農業委員会の農地利用最適化推進委員定数の見直しに伴い、条例の一部改 正を行うものです。

次に、笛吹市社会教育施設条例の一部改正については、笛吹市御坂林業センターを廃止する ことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

続きまして、補正予算案について、概略をご説明申し上げます。

まず、令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)についてです。既定の予算額から歳入歳出それぞれ6億6,180万円を減額し、総額を322億5,136万円とするものです。

歳出の主なものは、笛吹みんなの広場整備事業において9億130万円の減額および国の補 正による小中学校校内LAN整備事業に2億5,919万円を追加しました。

また、繰越明許費、地方債についても所要の補正を行うものです。

次に、特別会計の補正予算案です。

国民健康保険特別会計など3会計について、合計で1,822万円の追加を行うものです。 次に、公営企業会計の補正予算案です。

水道事業、温泉給湯事業および公共下水道事業の3会計において、収益勘定・資本勘定合わせ4,251万円を減額し、企業会計の予算総額を65億5,673万円とするものです。

続きまして、令和2年度当初予算案についてご説明申し上げます。

普通交付税が一本算定化され、一般財源の減少が余儀なくされる状況の中で、歳入においては、国県補助金の活用をはじめとし、合併特例債、緊急・防災減災事業債および一般事業債など多様の地方債の充当を行ったところです。

また、重点事業および各種施設・設備の老朽化に対応する経費ならびにシステム構築経費などには、財政調整基金をはじめ、公共施設整備等基金及びまちづくり基金などの特定目的基金も積極的に活用しています。

また、歳出においては、スクラップのないビルドは認めないことを職員に周知する中、本市の 身の丈にあった財政規模とすることを念頭に置き、事務事業の徹底的な見直しや廃止を行った ところです。

事務事業ごとに細かな予算の積み上げと見直しを行い、より創意と工夫を重ね、さらに精度の高い予算編成となりましたが、山積する行政課題の解決と第二次総合計画を着実に推進するため、一般会計予算においては、前年度から14億288万円増加し、総額321億9,469万円を計上しています。

増額の主な要因は、桃せん孔細菌病防除対策事業に4億1,234万円、新山梨環状道路関連道路整備事業に3億7,350万円、市役所本庁舎北側駐車場整備をはじめとする庁舎等施設整備事業に3億9,134万円、石橋農工団地道路改良事業に1億3,560万円および浅川中学校校舎等改修事業に8,656万円などを計上することによるものです。

まず、令和2年度一般会計予算案について、概略をご説明申し上げます。

歳入では、市税は前年度比3.6ポイント増の86億4,056万円、地方交付税は4.1ポイント減の80億9,500万円、国・県支出金は17.4ポイント増の65億2,845万円、市債は3.0ポイント減の39億3,420万円などを見込む中で、財政調整基金、まち

づくり基金などからの基金繰入金を16億8,840万円としています。

また、歳出では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が8.5ポイント増の170億463万円、投資的経費は2.4ポイント増の38億5,414万円としています。

そのほか、内部情報系システム構築事業など6件の債務負担行為を設定し、また、地方債については、借入限度額を39億3,420万円に定めるものです。

次に、令和2年度の特別会計予算です。

それぞれ総額を申し上げますと、国民健康保険特別会計は、87億3,692万円、介護保険特別会計は68億7,774万円、介護サービス特別会計は961万円、後期高齢者医療特別会計は16億2,352万円、農業集落排水特別会計は4,662万円、境川観光交流センター特別会計は1億5千万円、森林経営管理特別会計は1,310万円とするものです。

また、黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計など9件の財産区特別会計につきましては、総額で5,829万円とするものです。

次に令和2年度の企業会計予算です。

水道事業会計は、収益的収入及び支出をそれぞれ17億7,436万円に、資本的収入を5億6,504万円、同支出を11億4,423万円とするものです。

春日居地区温泉給湯事業会計は、収益的収入及び支出をそれぞれ5,957万円に、資本的支出を1,339万円とするものです。

公共下水道事業会計は、収益的収入及び支出をそれぞれ20億1,324万円に、資本的収入を9億7,340万円、同支出を16億2,960万円とするものです。

また、令和2年度から公営企業会計に移行します。簡易水道事業会計は、収益的収入及び支出をそれぞれ2,536万円に、資本的収入を460万円、同支出を642万円とするものです。

続きまして、その他議案です。

市道の廃止についておよび市道の認定については、周辺地域の土地利用等の変化に伴い、市道3路線を廃止すること、また市道6路線を新たに認定することについて、道路法第10条および第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの議案につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件について、提案理由をご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村正彦君)

ただいま、市長の説明が終わりました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2月22日から3月1日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日2月22日から3月1日までは休会とすることに決定いたしました。 次の本会議は3月2日、午前10時から再開いたします。 散会 午後 2時18分

令 和 2 年

笛吹市議会第1回定例会

3 月 2 日

令和2年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和2年3月2日 午前10時00分開議 於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第1号-議案第52号(一括上程) 上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武	Ш	則	幸
3番	河 野 智 子	4番	保	坂	利	定
5番	神澤敏美	6番	古	屋	始	芳
7番	神宮司正人	8番	岩	沢	正	敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北	嶋	恒	男
11番	野澤今朝幸	12番	海	野禾	训比	古
11番 14番	野澤今朝幸渡 辺 清 美	12番 16番	海小	野 利 林	-	古 始
• •	, , , , , , ,	• •	小	林		始
14番	渡辺清美	16番	小	林		始

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長 山下政樹 教 育 長 小 澤 紀 元 総合政策部長 深澤和仁 市民環境部長 雨宮昭夫 福祉事務所長 赤尾好彦 建設部長 標 博司 教育部長 宇佐美正博 政策課長 西海好治 福嶋一仁 消 防 長 農業委員会会長 赤岡勝廣

副市 長 雨宮寿男 総務部長 須 田 徹 会計管理者 石原和加子 飯島尚美 保健福祉部長 産業観光部長 小宮山和人 公営企業部長 須田富士男 総務課長 雨宮和博 財 政 課 長 返田典雄 代表監査委員 横山祥子

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

○議長(中村正彦君)

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛 に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため 申し添えます。

冒頭、市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

山下市長。

○市長(山下政樹君)

議長のお許しをいただきましたので、新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について、 ご報告をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、国は「今まさに感染拡大のスピードを抑制するために極めて重要時期」という認識の下、2月26日には行事の自粛、27日には小・中学校等の休業を要請しています。

前例のない国の対応に、事態の深刻さを改めて感じるとともに、この危機感を国、県と共有 し、市民の健康と命を守ることを最優先に、なすべきことを確実に実施していきます。

2月5日に庁議メンバーで構成される新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、これまで4回の会議を開催し、国、県から示された対策の徹底を図っています。

今般、苦渋の決断ではありましたが、2月29日から3月16日までの間、公共施設を休館するとともに3月3日午後2時から3月25日までの間、小・中学校を休業することといたしました。

これらのことにより、市民の皆さまに混乱が生じないよう丁寧な対応に努めていきます。 引き続き市役所を挙げて感染予防に取り組んでいきますので、議員各位をはじめ市民の皆さ まにご理解・ご協力をお願いいたします。

○議長(中村正彦君)

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長(中村正彦君)

日程第1 「市長提出議案 議案第1号から議案第52号までを一括議題とし、上程議案に対する質疑」および日程第2 「市政一般についての代表質問」を行います。

議案に対する質疑および代表質問は、配布しました一覧の順番のとおりに行います。 申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いいたします。

まずはじめに笛新会、保坂利定君の質疑および質問を許可いたします。 保坂利定君。

○4番議員(保坂利定君)

おはようございます。笛新会の保坂でございます。

議長の許可をいただきましたので、今定例会に提出されました案件、ならびに市政全般について笛新会を代表して質問を行います。

新型コロナウイルス、大変猛威を振るっておりますが、感染拡大防止はもちろん、感染拡大を警戒して社会活動の自粛や社会不安が高まり、日本経済、スポーツ界、教育現場にも影響が波及し、安倍総理は2月27日、すべての小中学校と特別支援学校に臨時休校を要請することを表明し、仕事が休めない、親戚ぐるみで対応を考えないと、突然示された方針に教育現場、保護者に動揺が広がっております。

この対応、対策に国、県と連携し、市はもちろん議会、各個人や企業も含め社会全体で可能な限りの手を尽くしていかなければなりません。また、この影響は本市の観光産業にも多大な損失を与えており、この対策にも万全を尽くしていかなければなりません。

さて、大会が不安視される中、いよいよ五輪、33競技339種目に約1万1千人の選手が参加する正規のスポーツイベントが7月24日から8月9日までの期間、また8月25日から9月6日までの期間にパラリンピックが開かれ、日本列島は熱気に包まれるのではないでしょうか。

日本選手団の躍進に期待をするとともに、本市からレスリング男子フリースタイル65キロ級の乙黒拓斗選手が代表切符を手にし、3月8日に行われるレスリングのプレーオフには乙黒選手の兄、圭祐選手が出場。勝てば初の代表が決まり、梶田凪選手は5月30日開催の女子体操競技NHK杯で上位に入れば代表決定と、それぞれ市をあげて応援をしていきたいと思います。

また、開催都市の東京に隣接する本県は10市町村で事前合宿が行われ、道志、山中湖両村が自転車ロードレースのコースとなり、選手や家族、スタッフ、ファンら多くの訪日客が県内を訪れ、競技とともに異文化に触れる機会も増えそうであり、本市も五輪効果をいかに享受できるか、大いに期待するところであります。

さて、笛吹市が誕生して16年目になり、合併後、本市では第1次総合計画、「みんなでかな でる賑わい・やすらぎ・きらめきのハーモニー」を将来像と掲げ、市民との協働、多彩な地域 資源を生かしたまちづくりを進めてきました。

しかしながら現在、本市を取り巻く環境は少子高齢化の急速な進展、人口減少、福祉ニーズの多様化、産業の育成、雇用の確保、インフラ整備、防災と防犯等安全対策、厳しくなる財政 状況等さまざまな課題に直面しており、これらの課題への的確な対応が求められております。

このような状況を踏まえ、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹~優しさあふれるまち~」と定め、市の産業基盤を磨き上げることで、市の発展をけん引し、この笛吹市に住むことの幸せを実感していただくことを念頭に、市政運営の指針として最上位計画である第2次総合計画が策定され、3つの基本目標が定められた中で、実施計画では基本構想で掲げた将来像を実現するため、日々変化する社会情勢に即した効果的な計画とするため、対象期間は基本構想の中間年にあたる2021年までの4年間とし、計画の重点事業、主な事業については、毎年度見直しを図るとしております。

また、平成27年10月に少子高齢化に対応し、人口減に歯止めをかけるとともに将来にわたり活力ある地域社会を維持していくため、本市における人口の現状と将来展望を提示する笛吹市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略および第4次笛吹市行財政改革大綱が策定されておりますので、これらをもとに以下、質問をいたします。

令和2年度市政運営および予算編成について。

市政運営の基本方針をお伺いいたします。

山下市政3年が経過し、これまで「ハートフルタウン笛吹~優しさあふれるまち~」の実現 に向け、市民ファースト、豊かな政治経験と若さと行動力で誠心誠意取り組んでこられたと認 識をしております。

これからは、耕し種をまいてきたものが芽吹き成長する段階に入り、常に新しいことにチャレンジをし、市の未来への投資を積極的に推進していくことが重要であると考えますが、山下市政の市政運営の基本方針をお伺いいたします。

次に予算編成の基本方針および主な事業施策についてですが、令和2年度一般会計予算案は321億9,469万円で、前年度から14億288万円増加。予算編成における基本方針と主な事業施策をお示しください。

関連して、財政運営についてでありますけれども、昨年10月に長期財政推計が公表され、 市税の大幅な増加が見込まれない中、一般財源の減少が余儀なくされる状況の中で、普通交付 税が完全一本算定化され、厳しい財政運営が見込まれますが、安定した財政基盤のための歳入 対策について伺います。

歳入においては、国県の補助金の活用と多様な地方債の充当、財政調整基金をはじめ公共施設整備基金、まちづくり基金などの特定目的基金の活用が見られますが、市税に対しては新年度予算は前年度比で3.6%増で86億4,056万円、この増収、あるいは徴収についての方針と自主財源確保の具体的な方向性、各種基金、新年度予算基金繰入金は16億8,840万円。この繰入金の今後の有効活用と方針と保有状況をお示しください。

地方債、特に合併特例債については発行期限が令和6年まで延長され、令和元年末で約30億、令和2年度予算20億で発行可能残高約20億と認識をしております。新年度市債については、3.0ポイント減の39億3,420万円でありますが、合併特例債を含めた市債の借り入れ状況と今後の活用方針をお聞きいたします。

次にふるさと納税ですが、新メニューが公表されましたけれども、令和2年2月末で約2億3千万円であると。県内他市に比べると見劣りする状況にあり、この情報発信を含めた具体的な推進方法をお示しください。

また、財源確保の観点から利用していない普通財産の管理と売却方針についてお示しをしてください。

歳出の改善策について伺います。

事務事業の見直しや廃止を行い、事務事業ごとに細かな予算の積み上げと見直しを行い、精度の高い予算編成となったと説明がありました。

合併前の旧町村において整備された公共施設の老朽化に伴い、その維持費にかかる普通建設 事業の増加が懸念されますが、今後の公共施設の維持管理、公共施設等総合管理計画に基づく 考え方、また貴重な財源をどう使って、質の高い行政サービスを提供していくための適正な予 算規模、職員による管理体制(定員、規律)の構築や事務の効率化による経費削減が必要であると考えますが、この方針をお示しください。

次に特別会計、企業会計の健全化についてであります。

特別会計および企業会計については、独立した会計で自主運営を基本としており、会計ごとに健全化に向け、改善に努めていると認識をしておりますが、新年度の特別会計における繰出金および企業会計における補助金等の状況と経営健全化対策についての考えをお示しください。

なお、介護保険会計では令和2年に計画の見直しが行われる予定であり、これに伴う保険料の改定、上下水道料金は平成30年度に改定され、令和4年度改定でありますけれども、伴い、公共下水道事業は令和2年で計画の見直しを行うとありますけれども、各会計の経営健全化対策をお伺いいたします。

次に笛吹市人口ビジョンおよび、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

昨年、厚生労働省が公表した人口動態統計の年間推計では、2019年生まれの赤ちゃんの数は1899年の統計開始から初めて90万人を割り込み、過去最少の86万4千人となる見通しで、人口の自然減は51万2千人で過去最大となる見込みであると。国立社会保障・人口減少問題研究所では、予想より2年早いペースで減少が進んだと公表しております。

深刻化する少子化と人口減がこれ以上続けば、現状の年金や介護、医療制度の維持が難しくなる可能性があります。人口減少問題は、地域により状況や原因が異なり、まち・ひと・しごとの創生に向けては、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てる社会環境をつくり出すことにより、活力にあふれた地方の創生を目指すことが急務の課題であります。

そこで市の人口の現状について。

本市の住民基本台帳に登録されている令和2年1月1日の人口および前年度比較、これに伴 う自然減、社会減の前年度比較。

本市の人口の将来展望は、2060年に5万5千人を目指すとしております。現状の市の人口ビジョンでは、2020年は6万6,732人とあります。この分析に伴い、人口維持対策の方針と課題についてお示しください。

総合戦略における取り組みの評価と今後の方針についてであります。

総合戦略の対象期間は平成27年度から令和2年までの5年間であり、国や県の総合戦略を踏まえ、対象期間に重要業績評価指標を設定し、主な取り組みごとの評価指標を達成するためのアクションプランとして、4つの具体的な事業を設定してあります。1として結婚、妊娠、出産、子育てまでの継続的なサポート。2として地域の資源を活用し、産業を育み新たな産業を創出し、雇用の創出を図る。3.誰もが暮らしやすいまちをつくる。4.笛吹市を知り、訪れ、住んでみたくなる流れをつくる。この検証と今後の方針。主に進行管理と検証の体制、総合戦略会議での変更内容、事業効果の検証を伺います。

次に、第2次総合計画についてお伺いいたします。

基本目標1「幸せ実感 こころ豊かに暮らせるまち」の子育てしやすいまちづくりについては、第2期笛吹市子ども・子育て支援計画に基づき、安心して子育てできる環境整備、仕事と子育ての両立支援、保育所、児童館の充実による保育体制の強化事業を進めております。また、新年度は保育所、児童館に防犯カメラの設置を行うという中でありますけれども、子育て家庭の医療費支援拡大の考えをお伺いをいたします。

現状は中学3年生までのケースとして年間2億6千万円ほど、高校3年生まで拡大した場合

には6,400万円の経費が必要だということでありますけれども、この段階的、要するに入院・通院以外、あるいは所得制限等を設けながら、医療費支援の拡大の考えをお示しください。 次に今後の保育所民営化の方針について、お伺いをいたします。

現状は公立中2、私立9、認定子ども園5、小規模保育所1と、これを公立から指定管理に移行して1期5年で、これを継続しながら民営化に移行しておりますけれども、今後の保育所民営化の方針をお示しください。

次に、学童保育クラブ事業の取り組み状況と課題についてお伺いをいたします。

今年度、春日居学童保育施設建設で定員120人から200人に動員したと。これを含めて市の待機児童の現状、あるいは学童支援員さんの確保、それから1年生から3年生まで2千円、4年生から6年生まで3千円、これは月額。8月、夏休みは午前8時から午後6時30分までで5千円。この利用料は他市と比べて低いと認識しておりますけれども、この取り組み状況と課題をお示しください。

次に未来を担う青少年を育む環境づくりについて、お伺いをいたします。

笛吹教育相談室、これはいつも大変素晴らしい市の取り組みであるといつも認識していますけども、県内で笛吹市だけという、幼児期から義務教育までスムーズな就学相談が行われていると認識をしております。笛吹教育相談室として、教育相談員さん3名、自立支援相談員さん1名、保健師さん1名が児童、生徒、保護者の各種相談に応じていただいており、保育所、小中学校、特別支援学校の訪問等をしていただき、就学相談、不登校等の問題の早期解決に向け支援をいただいているところであります。

この笛吹教育相談室の現状と体制づくり、主にスクールカウンセラー、あるいは家庭児童相 談所との連携の考えをお示しください。

次に、高齢者がいつまでも自分らしく暮らせる地域づくりについてお伺いをいたします。

笛新会では昨年、大阪府池田市、箕面市を訪問し研修をしてきました。超高齢化社会を迎える今、元気な高齢者が社会の支え手として活躍する必要性が高まっており、高齢者が積極的に社会参加し、元気でいきいき生活できる環境づくりをしていかなければなりません。

池田市ではアクティブシニア応援事業、箕面市ではシニア活動応援交付金事業として、65歳以上の高齢者の福祉を増進する目的で行われる生活援助、生きがいづくり、健康づくり等に関する事業に補助を行っております。

本市の状況においては、社会福祉協議会委託でやってみるじゃん、いきいきサロンとありますけれども、これに加えて本市の高齢者に対する環境づくりの考え方をお示しください。

次に国民健康保険事業についてでありますけれども、議会でも再三議論されておりますけれども、被保険者の減少、医療費の増加が進む中での国保の現状と課題。今年度、国保税の改定が行われましたが、特に今議会では国保条例一部改正案が提出をされております。国保税の改定の考え方を含めた本市の国民健康保険事業の運営状況をお示しください。

次に障がい者の自立に向けた就労支援事業の状況ですが、新年度で障がい者相談支援事業で相談の委託先を3事業所から4事業に増やし、相談支援の充実を図るとありますけれども、第3次障がい者基本計画では、「障がいのある人もない人もともに支え合い 共生できるまちづくり」を基本理念として、地域全体の課題として捉える「心のバリアフリー」の推進として各種施策が進められておりますが、この計画の検証と課題、ともに地域自立支援協議会の客観的な点検、評価の状況をお示しをしてください。

次に子どもの未来を見据えた、学校教育の充実についてお伺いをいたします。

学校教育ビジョンに基づき目指す子ども像は、心豊かで優しさあふれる笛吹の子として外国 語教育、国際理解教育の推進や防災、安全教育の充実、超スマート社会に対応したICTの活 用など様々な課題への施策として2つの基本目標、3つの基本方針を定めております。

基本目標は1.生きて働く力を身に付けた子どもの育成。2.人やふるさとを大切にする子どもの育成。基本方針は、たしかな学力の育成と学びを深める教育。しなやかな心と丈夫な体をつくる教育。豊かな成長を支える教育環境の充実とあります。

特に新年度新規事業として、学校プール民間活用モデル事業、大変素晴らしい取り組みだと思っています。特にもう少し本市の特色ある学校教育を望みますが、これに伴って学校施設の老朽化に伴う整備計画の方針として、公共施設等総合管理計画での基本的な考えの中での学校施設長寿命化計画の基本方針。昨年、県内の公立小中学校への25人学級導入を協議する検討委員会が開かれ、小学1年への25人学級導入を優先すべきだと意見集約をされました。増員する教員の質の確保と財政面が課題とされましたが、これに伴う本市の教育委員会の考え方。

新学習指導要領では、小学校の3、4年生から外国語活動がスタートし英語が教科となり、5、6年生の授業時間は現行の35コマから70コマに倍増するが、この取り組みと課題。

今後の児童・生徒数の動向をどう予測し、児童・生徒数の動向からみる本市の学校教育における課題をどう捉えているのかお示しをしてください。

次に生涯学習コーディネーター、青少年コーディネーター、今、設置していただいておりますけれども、私どもについては、いまいち活動が分かりにくい。これについて、コーディネーターの設置状況、活動方針についてお示しをしてください。

次に、スポーツ活動の推進についてをお伺いいたします。

合併前に整備された経年劣化が進むスポーツ施設の安全性の確保対策の考え方。

また、スポーツ活動に取り組む市民層の拡大や生涯を通じてスポーツを楽しむ環境の整備、要するに芝グラウンド等の考え方、これについては各団体からの要望等が行われていると思いますけれども、スポーツによる健康づくり、交流人口の拡大等、非常に重要であると考えております。 笛新会では、神澤議員がスポーツを活用した地域観光振興を拠点づくりにして一般質問を行いましたが、スポーツ環境の整備に対する考え方をお示しください。

また、オリンピック、パラリンピックによる本市の取り組みですけれども、職員の中山君、 大変努力していると認識をしております。冒頭述べましたが、もし3人がオリンピック代表に なれたら大変素晴らしいということでありますので、この取り組みについてお示しください。

次に地域文化の普及と活用への取り組みの推進について、お伺いをいたします。

国分寺跡、国分尼寺跡整備事業の保存計画についてお伺いいたします。

昭和58年から事業開始され、公有化の財源内訳については国が10分の8、県が10分の1、市が10分の1と認識をしております。国分寺跡、尼寺跡整備事業については、一部の建物跡の位置や規模を表示する簡易的な整備が行われ、礎石が並ぶ塔の跡や講堂跡と金堂、回廊の一部が示されたことで、お寺の中心部分の構造が少し分かりやすくなりましたが、国分寺跡、尼寺跡の広大な土地の大部分は除草がされるばかりで、ここに何があったのかをイメージしにくい状況にあります。

そこで、整備事業の現状と展望について。国分寺跡、尼寺跡の公有化率、事業完了までの整備計画による道筋をお示しください。

次に基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」について、再び訪れたくなるまちづく りについてお伺いをいたします。

笛吹市観光振興計画基本方針および観光ビジョンに基づき、笛吹物語と称して季節ごとの各種イベントに磨きをかけ、笛吹市が目的地となるような観光地域づくりを目指しております。

新型コロナウイルスによる中国人観光客の大量キャンセルの対応についてお聞きします。特に資金繰り対策、観光プロモーションの強化等、大変でありますけども、この対応をお示しください。

また、県では石和温泉の再活性化事業に着手する方針を決定していただいたと聞いております。そこを軸にした再活性化策、ナイトエコノミー等を通して、滞在期間の長期化で観光消費額の増加を図るとして、県と連携した、この石和温泉活性化事業の取り組みに期待をするところであります。

魅力ある観光情報の手段として、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどSNS の効果的な活用状況についてお聞きをいたします。

それからオリンピック・パラリンピックのインバウンドへの取り組み、これについてもお示しください。

次に新道峠展望台整備事業計画の進捗状況でありますけれども、整備事業としては事業費約 1億8千万、展望テラス、アクセス路の整備、シャトルバスでの送迎、営業期間は林道ゲート 開放の5月から11月末まで、水ヶ沢林道のゲートから旋回所までを交通規制し、一般車両の立ち入りを制限する。3月10日に入札し、令和3年5月開示予定である。特にこの情報発信を含めて進捗状況をお示しください。

次に実り豊かな、ブランド農林業づくりについてであります。

本市独自の農業事業として農業塾の推進、国・県の制度を活用した独自の制度があり、これは充実していると認識しておりますけども、「桃・ぶどう日本一の郷」を維持、発展させていく課題と今後の具体的な取り組み。課題が多い中で後継者育成、遊休農地対策、特にせん孔細菌病対策、鳥獣害対策、販路拡大、6次産業化の推進等についてお示しください。

それから世界農業遺産認定への取り組み状況の効果と検証をお示しください。

次に活力ある地域経済づくりについて、お伺いをいたします。

地元雇用を生む企業誘致の推進状況と課題について伺います。

9カ所の工業団地について企業誘致が完了し、石橋工業団地に新たに10~クタールの拡張をし、企業立地促進助成制度を活用した優良企業の誘致を積極的に推進すると説明がありましたが、この推進状況をお示しください。

次に基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」、安全で安心な災害に強いまちづくり、再三議会でも議論されておりますけれども、防災・減災対策、特に避難所運営等については議論されております。

新年度では国土強靭化計画策定事業に取り組むとありますが、自然災害への防災対策に市民の意識が高まっている中での防災対策の整備の取り組み状況。主に指定避難所、道路、橋梁、上下水道の社会基盤への災害対策への取り組み状況をお示しください。

次に快適な生活環境づくりについて、お伺いをいたします。

生活系可燃ごみの減量と資源ごみの循環利用の推進状況と課題。特に導入から3年が経過した有料指定ごみ袋の課題対応についてをお伺いいたします。

廃棄物減量等推進委員会の意見を踏まえて審議会に諮問し、議会でも議論しながら値上げを した経過がありますけれども、趣旨は減量を図り、その経費で乳幼児、障がい者、高齢者の紙 おむつの利用者に無料配布、資源物回収奨励金をキロ6円から7円に、平成29年に値上げを 行った。年3回の粗大ごみ収集については、他市は有料だが本市は無料であると。これは見直 しは大変結構であります、いろんな課題が多い中で。ただ、基本的に市民に対しての説明不足 がある。しっかり市民に対して説明をしていただき、検討していただきたいと思います。この ごみの減量化と資源ごみの循環利用の推進状況と課題についてお示しください。

次に、みんなの広場の整備事業についてお聞きをいたします。

次に、多文化共生の取り組みについてお伺いいたします。

目的、事業概要、総事業費等は再三説明の中で認識をしておりますが、今後の具体的なスケジュール、特に設置管理条例、あるいは運営体制、駐車場対策等についてお示しください。

今年度はオリンピックもあります。外国人も大変、訪日客が多いと思いますけれども、国際化の動きは、経済界のみならず観光や文化、スポーツなど様々な分野で進展をしております。外国人住民はもちろん、観光で訪れた外国人や短期滞在者も含む外国人が、市民や観光客などと同等のサービスを受けることのできる環境整備や国際化推進の担い手となる市民、ボランティア、NPO、団体などが国際社会で活躍できる環境づくりを進めるとともに、海外との交流を通じ国際感覚豊かな青少年を育成するなど、国際社会で活躍する人づくり、すべての市民に国際化を理解する意識を醸成していただき、市民との協働により、世界につながるまちづくりの実現を目指していかなければなりません。そのための環境づくりを総合的かつ計画的に進めていくべきだと考えております。

そこで、笛吹市国際推進指針の見直し状況。多文化共生への取り組みとして、外国人住民に対する相談体制、交流促進、災害対策等の取り組み状況。あるいは教育、文化、スポーツ、交流の取り組み状況についてお示しください。

最後に、ドローンの活用についてお伺いします。

昨年第3回の定例会、笛新会代表質問で荻野謙一議員が質問しておりますけれども、ドローンの活用は、防災、環境、農林業、観光の分野での活用が期待をされております。先進自治体での実証実験や導入が進められており、笛新会でも東京あきる野市にお伺いし、研修をしてきました。今後、どのような取り組みをしていくのかお伺いをいたします。

以上、質問をいたします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

笛新会、保坂利定議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和2年度市政運営および予算編成についてのご質問のうち、まず市政運営の基本 方針についてです。

第2次笛吹市総合計画の基本構想に掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹~優しさあふれる まち~」の実現に向けた施策の展開を市政運営の基本方針とし、これまでの取り組みを、さら に成長させ実を結ぶ年にしたいと考えています。

また、新たな行政ニーズにも的確に対応し、引き続き質の高い行政サービスを提供していけ

るよう、職員一丸となって市民の皆さまの期待に応えるべく、取り組んでいきます。

次に予算編成の基本方針および主な事業施策についてです。

予算編成の基本方針については、スクラップのないビルドは認めないことを職員に周知する とともに、事務事業評価の結果を反映しながら、本市の身の丈にあった財政規模とすることを 念頭に置く一方で、重点事業などに優先配分を行うこととしました。

その上で、第2次笛吹市総合計画の3つの基本目標ごとに、実施計画に位置付けた重点事業を中心に施策を展開していきます。

基本目標1「幸せ実感 こころ豊かに暮らせるまち」についてです。

市内の子育て世代の定住および移住を促進する子育て世代定住支援事業などの子育て支援施策や小中学校の水泳の授業の民間活用を検証する学校プール民間活用モデル事業などの教育施策、また元気な高齢者の力を活かして地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める生活支援体制整備事業などの高齢者施策を進めます。

基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」についてです。

モモせん孔細菌病の脅威から、「日本一の桃生産地」を守り抜くため実施するモモせん孔細菌病防除対策事業などの農業施策や富士北麓に来られた観光客に、笛吹市まで訪れていただけるよう整備する新道峠展望台などの観光施策、企業立地促進助成制度を活用し、優良企業を積極的に誘致するなどの商業施策を展開します。

基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」についてです。

防災・減災のための施策の総合的な推進に関する基本的な計画である国土強靱化地域計画を 策定し、安全・安心で災害にも強いまちづくりを推進します。また、地域の課題解決や活性化 を図るための市民活動を支援する地域振興促進助成事業等、協働によるまちづくりの施策を展 開するとともに、市民の皆さまの憩いの場となる笛吹みんなの広場整備事業など快適な生活環 境づくり施策を進めます。

また、業務スピードの向上、効率化を目指し、財務会計システム、人事給与システムなどの 内部情報システムについて、統合業務システムの構築を進めます。

次に財政運営についてのご質問のうち、まず安定した財政基盤確保のための歳入対策についてです。

市税の増収、徴収の方針および自主財源確保対策については、本市の主要産業である農業と 観光業の成長を促進するとともに、企業誘致も積極的に推進することで市税の増収を図ってい きます。

また、市税の徴収については、公平性を確保する観点からも、法律に基づいた滞納整理を行い、一層の徴収の強化に努めています。

さらに、ふるさと納税の増額に向けた取り組みや普通財産における未利用地の売却処分について積極的に行い、自主財源の確保に努めます。

各種基金の有効活用策と保有状況については、第2次笛吹市総合計画を着実に推進するため に、重点事業の財源として有効活用するなど、その基金目的に沿った活用を行います。

また、基金の保有状況ですが、令和元年度末の現在高は、財政調整基金が38億8,331万円、その他特定目的基金が133億2,572万円と見込んでいます。

地方債の借り入れと今後の活用方針についてです。

地方債については、臨時財政対策債を除き、投資的事業に総額31億3,220万円を借り

入れる見込みです。

このうち、合併特例債は、笛吹みんなの広場整備事業、庁舎等施設整備などに10億1,490万円を充当しています。

今後とも地方債の借り入れに当たっては、充当率および交付税措置において、より有利なものを選択していきます。

また、合併特例債は、予算に計上した金額を除きますと発行可能額が約20億弱となっていることから、重点事業に選定した事業に活用していきます。

ふるさと納税の具体的な推進方針については、本市の返礼品のうち、最も人気があるシャインマスカットの数量を確保できていないことが、ふるさと納税額の伸び悩んでいる主な原因であることから、十分な数量確保に努めます。加えて桃、ぶどう、スモモ、柿、梨、キウイなど本市で生産される果物を季節ごとにお届けするフルーツ定期便等も企画します。

また、ふるさと納税のパンフレットは、画一的な紙面ではなく返礼品の魅力を感じていただけるような紙面に刷新するとともに、ポータルサイトでは返礼品提供者が自らページ作りに携わることで、返礼品に対する思いや魅力をより強くPRしていきます。

これらの取り組みにより、ふるさと納税5億円を目指します。

利用していない普通財産の管理と売却方針についてです。

本市で保有する行政財産や普通財産は、公有財産管理システムを利用して、地番や面積、所管課などの情報を管理しており、2万2千平方メートルが利用していない普通財産となっています。

これら普通財産の未利用地については、公有財産の効率的かつ効果的な管理、運用を図ることを目的に設置した笛吹市公有財産管理・運用検討委員会において、将来の利用の可能性などを検証した上で、保有するのか、売却するのか、方針を決定いたします。

これまで、平成28年度、30年度にそれぞれ1件、一般競争入札により売却し、本年度においても3件売却の入札を行う予定です。

次に歳出の改善策についてです。

公共施設については、笛吹市公共施設等総合管理計画を着実に推進し、施設面積、維持管理 費および更新費の削減に取り組みます。重ねて、将来の笛吹市を見据えた中で、新たな市民ニー ズを反映した施設の整備も検討します。

また、限られた財源で質の高い行政サービスを提供していくための方針として、まず予算編成において基金繰入金に依存することなく、当該年度に見込める歳入の範囲内で財政運営を行えるよう、第4次行財政改革大綱に基づいて財政改革に取り組みます。

職員管理については、会計年度任用職員を含めた総人数の適正化を図るため、定員管理や組織体制の再編に取り組みます。具体的には、業務プロセスや業務量を精査し、人員配置の適正化や組織の見直しを行うとともに、事務処理にAIを導入しながら、事務の効率化と経費削減に努めます。

また、職員の資質向上を図るため、公務員倫理研修、法令遵守研修など、公務員としてあるべき人材の育成を目的とした研修を継続的に実施し、さらなる職員の意識改革を進めることで行政サービスの質の向上を図ります。

次に特別会計、企業会計の健全化についてです。

特別会計への繰出金の総額は26億8,590万円となり、前年度と比較し2,286万円

減少しました。

公営企業会計への補助金及び出資金の総額は18億8,578万円となり、前年度と比較し3億89万円増加しました。

特別会計および公営企業会計については、法律や制度に基づき、適正な運用を図り、健全な経営に努めます。

現在、上水道事業において、経営戦略を策定中であり、公共下水道事業および農業集落排水 事業についても、令和2年度の当初予算に経営戦略の策定費用を計上しており、経営健全化に 取り組んでいるところです。

続きまして、笛吹市人口ビジョンおよび笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての ご質問のうち、まず市の人口の現状についてです。

住民基本台帳に登録されている人口および自然減、社会減の状況についてです。

住民基本台帳登録人口は、令和2年1月1日現在6万9,170人、平成31年1月1日現在6万9,695人であり、前年比で525人減少しています。

出生や死亡による自然増減は、令和元年は378人の減少、平成30年は347人の減少、 転入や転出による社会増減は、令和元年は91人の減少、平成30年は20人の増加となって います。

人口の維持対策の方針と課題についてです。

現在の笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、「安心」が人を留め、「魅力」が人を呼ぶという基本的な考えの下、転出者を減らし転入者を増やすための施策を展開しています。

平成30年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、平成25年と 比較し、本市においては、子育て世代や若者がさらに減少すると予測されていることから、こ の世代に対する施策をどう展開していくかが大きな課題であると考えています。

次に総合戦略における取り組みの評価と今後の方針についてです。

総合戦略のアクションプランに位置付けた事業については、目標値に対する進捗を管理する とともに、外部委員で構成する総合戦略会議において評価を行っています。

現行計画では、仕事、教育、交流、防災分野の取り組みの進捗に遅れが見られますが、現在 策定中の第2期計画は、それらに改善を加え取り組むとともに、課題として認識している子育 て世代や若者を対象にした内容としています。

続きまして、第2次笛吹市総合計画についてのご質問のうち、まず子育てしやすいまちづくりについてです。

子育て家庭の医療費支援の拡大について、本市の子どもすこやか医療費助成事業は、県の乳幼児医療助成事業を基本に対象年齢を中学3年生まで拡大し、子どもの健康増進と子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。さらなる対象年齢の拡大については、県内の動向を注視する中で検討していきます。

今後の保育所民営化の方針についてです。

公立保育所の運営については、地域のニーズや民間事業所の意向を把握する中で、笛吹市公 共施設等総合管理計画の保育所の管理に関する基本的な考え方に則り、直営を存続するもの、 民営化を進めるものについて検討していきます。

学童保育クラブ事業の取り組み状況と課題についてです。

2月1日現在、10クラブ27教室で1,057人の児童が学童保育を利用しています。現

在策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画の推計では、今後、低学年の利用者は減少していくものの、高学年の利用者の増加が見込まれることから、申し込み状況によっては、一時的に受け入れスペースを確保する必要があると考えます。

なお、春日居学童保育施設では、今後、待機児童の増加が見込まれることから、新たな学童 保育施設の建設を進めています。

次に未来を担う青少年を育む環境づくりについてです。

特別支援学級や学校への就学相談については、教育相談員が入学前の早い段階からきめ細かに対応し、入級や入学に至るまでの過程をサポートしています。保護者や学校からの不登校の相談については、自立指導支援員が個別のケースに応じて、学習支援や教育相談を行っています。就学と不登校を合わせて、年間約2千件の相談に応じています。

相談体制づくりについては、県のスクールカウンセラーおよび市の家庭児童相談室と情報を 共有するとともに、公認心理士を活用した相談体制を整えて対応しています。

次に高齢者がいつまでも自分らしく暮らせる地域づくりについてです。

平成29年度から元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える地域づくりを進めるため、生活支援体制整備事業に取り組んでいます。

また、令和元年度には、定期的に高齢者のための「通いの場」を開催する市民グループに対し、立ち上げ費や活動費を助成する介護予防・生活支援サービス事業を開始したところです。

現在、12グループ176人が活動し、高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの輪が少しずつ広がっています。

次に国民健康保険事業についてです。

国保の現状と課題については、少子高齢化に伴い、国保加入者は減少する一方で、医療費は依然増加傾向にあります。この国保制度の構造的な課題により、国保運営はますます厳しくなることが予想されます。

医療費の増加は、県に支払う納付金の増額に直結し、さらには国保税率の引き上げにつながってしまうため、いかに医療費の適正化を進めていくかが課題となっています。

こうしたことから、市では、笛吹市国民健康保険保健事業計画、通称データヘルス計画に基づき、特定健診の受診率向上、特定保健指導の強化、生活習慣病の重症化予防等に積極的に取り組み、効率的・効果的な保健事業の推進を図るとともに、ジェネリック医薬品の普及促進にも努めています。

国保財政の運営状況についてです。

国保運営については、平成30年度の制度改革により県が財政運営の責任主体となり、市町村は、国保加入者の状況、所得水準、医療費水準等に応じて納付金を支払い、県全体の財政が支えられる仕組みに改められました。

今年度、納付金の額が増加したことにより、国保財政の安定運営を図るため、国保税率の引き上げを行ったところですが、これにより必要な財源が確保できたこと、また、国保税の収納率についても、収納対策が実を結び、年々向上しているところであり、国保財政も健全に運営できているものと考えています。

さて、令和2年度についてですが、県全体の財政運営も堅調に推移しており、県に支払う納付金の額は、今年度に比べ約1億2千万円の減額となる見通しです。また、市の税率算定の参考とする標準保険料率についても、県から引き下げが提示されていることから、国保税率の引

き下げが可能と判断したところです。

次に、就労支援事業および障害者基本計画の検証等についてです。

障がい者の経済的自立を促進するため、障がいの特性に応じた就労移行支援、就労継続支援 A型、B型等の福祉サービスを実施しており、現在、160人が利用しています。今年度は、 5人が一般就労に移行しています。

また、第3次障害者基本計画について、現在、地域自立支援協議会で評価および検証をして おり、その結果を次期計画の策定に反映していきます。

次に子どもの未来を見据えた学校教育の充実についてです。

学校施設の老朽化に伴う整備計画の方針についてです。

笛吹市学校施設長寿命化計画は、老朽化した学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ることを目的として、現在、策定を進めています。

本計画は、笛吹市公共施設等総合管理計画の基本的な方針を踏まえ、計画的な保全による学校施設の長寿命化の推進、児童生徒数の減少による学校規模の見直し、通学距離や地域コミュニティおよび防災等の観点からの学校配置計画の検討など、適切に対応していくこととしています。

25人学級導入に係る教育委員会の考えについてです。

25人学級の導入については、教育委員会としても、早期実現に向けて県に要望していたところです。

導入に係る課題とされている教員の質の確保については、研修の充実によって資質や能力を 高める努力をしています。また、財政面においては県が負担することになりますが、既存の事業予算が削減されることがないよう要望していきます。

外国語活動と外国語科の取り組みと課題についてです。

本市は、平成30年度からすでに新学習指導要領に対応した授業時数で授業を行っており、 ALTと外国語ボランティアによる授業支援体制も構築しているため、特に教育課程を再編する上で問題となる事案は生じていません。

課題は、児童の意欲を高めながらコミュニケーション能力を育成することで、大型提示装置 やデジタル教科書を活用し、楽しみながら英語が学べるよう指導法を工夫していきます。

児童生徒数の動向からみる学校教育における課題についてです。

児童生徒数の増減については、地域差が見られるものの、全体的には減少傾向になることが 予測されます。少人数によるきめ細かな指導が可能になりますが、人間関係が固定化すること や集団の中で学び合いながら能力を高めていくことの難しさが懸念されます。学級規模に合わ せて指導内容を工夫し、適切な教育活動を展開していく必要があると考えます。

生涯学習、青少年コーディネーターの設置状況と方針についてです。

現在、週21時間勤務の嘱託職員として、生涯学習および青少年育成に携わるコーディネーターを生涯学習課に2人、御坂支所に3人、春日居あぐり情報ステーションに3人の計8人を配置しています。来年度は勤務時間を週31時間に拡大しながら、人員を5人に集約し、本庁に配置することで、より効果的・効率的な生涯学習および青少年育成の推進を図っていきます。

次にスポーツ活動の推進についてです。

経年劣化が進むスポーツ施設の安全性確保対策については、建築基準法などの関係法令に基づく建築物の定期検査や電気工作物の定期点検など、専門家の目による検査、点検の実施によ

り施設の安全確保を図っています。また、指定管理者や職員の巡回により、早期の不具合個所の発見、補修に努めています。

市民層の拡大や生涯を通じて楽しむ環境の整備については、スポーツ推進委員と連携した体力測定や軽スポーツ教室の開催により、市民が体を動かし、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、体育協会、スポーツ少年団の活動支援を通してスポーツの推進を図っていきます。

スポーツ施設については、公共施設等総合管理計画に基づき利用状況や需要の変化を考慮し、 予防保全の考え方に基づき改修等を計画的に行い、環境整備に努めていきます。

また、芝生のグラウンドについては、これまで笛吹市サッカー協会、ラグビー協会、グラウンドゴルフ協会、ゲートボール協会、小中学校体育連盟サッカー専門部等、15の団体から整備に関する要望書が提出されており、要望くださいました皆さまの熱い思いを感じています。

今後は、市民の皆さまのご意見も伺いながら、芝生グラウンドの必要性を検討していきたい と考えています。

オリンピック・パラリンピックにおける本市の取り組みについてです。

すでに、オリンピック出場が内定しているレスリングの乙黒拓斗選手をはじめ、本市出身の アスリートのオリンピック出場に当たっては、多くの市民の皆さまに応援していただくため、 出場試合のパブリックビューイングを予定しています。

オリンピック・パラリンピック関連事業としては、市内の小学校において、競技体験と食育の授業を実施しています。また、笛吹高校において、ウエイトトレーニング教室を開催しています。これらの取り組みを通じて、引き続き、東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成を図っていきます。

なお、ケニア共和国の7人制ラグビーチームの事前合宿が、山梨学院大学において計画されており、石和温泉郷への宿泊が予定されていますので、交流を検討しています。

次に甲斐国分寺跡、国分尼寺跡整備事業の保存計画についてです。

令和2年3月現在で、国分寺跡指定面積約4万6,290平方メートル、国分尼寺跡指定面積約3万500平方メートルのそれぞれ約80%を公有化しています。

事業の現状は、国分寺跡においては、主要部分の建物配置の見える化と調査報告書が今年度中に完成します。今後は、この調査報告書をもとに国、県、専門委員および地元の皆さまと意見交換を行いながら整備方針を定めていきます。国分尼寺跡については、公有地化を進めてまいりました。今後も、地権者の意見を聞きながら公有地化を検討していきます。

次に再び訪れたくなる、まちづくりについてです。

新型コロナウイルスによる中国人観光客の大量キャンセルへの対応について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う観光客の大量キャンセルにより、市内の宿泊施設や観光施設において、深刻な経営状況の悪化が懸念されています。

市では、市内観光関連団体からの陳情を受け、山梨県知事に対し、金融支援における融資要件の緩和、宿泊割引の企画、集客プロモーションの実施を要望したところです。

また、市独自の緊急措置として、小規模企業者小口資金融資制度の融資要件の緩和を行ったところであります。

また、誘客促進への対応としては、2月下旬から東京、大阪、名古屋、静岡県などにおいて、 石和・春日居温泉郷にお越しいただけるよう観光キャンペーンを、観光協会、旅館組合、県と ともに積極的に行っています。 SNSの効果的な活用状況についてです。

昨今の旅行形態は、団体旅行から個人旅行へと変化しており、旬の情報や個人の感想といった身近な情報をSNSで収集する傾向が強まっています。

このような現状を踏まえ、市ではインスタグラム、フェイスブック、ツイッターといったSNSで最新情報を多言語で随時発信し、年間を通して四季の魅力をPRしています。

オリンピック・パラリンピックに向けての取り組みについてです。

本市は、東京オリンピック・パラリンピックの開催会場から、約2時間の観光地域であることから、多くのインバウンド宿泊者が見込まれます。受け入れ態勢として、インバウンド観光客が快適に安全で安心して滞在できるよう、観光関係者を対象におもてなし英会話・中国語セミナーを開催し、外国人観光客へのおもてなし力の向上を図っています。

また、大会直前には、東京オリンピックプロモーションとして、都内において海外メディア に向けたPR活動を行う予定となっています。

さらに、県立博物館において、7月11日から9月7日の間、ゴジラ特撮DNA展が開催されます。この催しが、国内外の誘客につなげられるよう博物館と連携を図っていきます。

新道峠展望台整備事業の進捗状況については、環境省および山梨県等の各種許認可が終了しましたので、3月10日に入札を執行し、今定例会に契約案件を追加提案する予定となっています。

完成は、令和2年11月下旬を予定していますが、完成後、林道の冬季閉鎖となることから、 グランドオープンは、令和3年春を予定しています。

次に実り豊かなブランド農林業づくりについてです。

「桃・ぶどう日本一の郷」を維持、発展させるための課題と今後の具体的な取り組みについてです。

現在、笛吹市が抱える農業課題は、担い手不足、農業従事者の高齢化、遊休農地の増加、モモせん孔細菌病の蔓延を抑え日本一の桃産地を維持することなどです。

これらの課題への具体的な取り組みですが、まず、後継者育成については、農業塾を中心に 総合的な支援を行うほか、令和2年度から、市単独事業である新規就農農業後継者支援事業に おける補助金の受給年齢の上限を5歳引き上げて、35歳未満まで拡大したいと考えています。

また、遊休農地対策については、農地流動化補助金の利用促進と併せ、本年度から取り組みを始める人・農地プランの実質化の中で、地域に合った遊休農地の防止、活用等を考えていきます。

また、鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止電気柵設置補助金の利用促進を図るとともに、 畑総事業や中山間地域事業において、防止柵の設置を進めていきます。

次に、モモせん孔細菌病蔓延防止対策についてですが、これまでの秋3回、春1回のICボルドーの散布以外に、市単独事業として、生育期薬剤も補助対象に加え、一斉防除、徹底防除の取り組みを、さらに強力に進めていきたいと考えています。

また、販路拡大の対策として、JAと共同で国内有力市場や経済成長が著しい東南アジア地域に対して、市産果物の味と品質を笛吹ブランドとして、引き続き売り込んでいきます。

また、6次産業の推進については、平成23年度に県と峡東3市により共同で設置された峡 東地域6次産業化推進会議により、峡東管内の農家の6次産業化を推進していますが、県が開 設したやまなし6次産業化サポートセンターを案内するなど、農業法人や農家の多角的な経営 を支援していきます。

世界農業遺産認定への取り組み状況についてです。

世界農業遺産の認定手続きについては、本年1月末に、国連食糧農業機関への申請書が提出 されました。

今後の具体的な日程は示されていませんが、世界農業遺産科学技術助言グループによる現地 調査が行われ、最終審査後に認定される見込みです。

認定後には、世界農業遺産の大きな看板を掲げて、国内はもちろん世界に対して、峡東3市の果物を強力にPRしていきます。

次に企業誘致の推進状況と課題についてです。

市内9カ所の産業導入地区のうち3カ所において、昨年10月に新たにエリアの拡張を行ったところです。

企業誘致については、県、やまなし産業推進機構、金融機関等からの情報提供を得る中で、 地元雇用が期待できる製造業を中心とした、優良企業の誘致を積極的に進めています。

今後の課題としましては、産業導入地区内の道路および上下水道などの基盤整備を計画的に 行っていく必要があると考えています。

次に防災対策に係る整備の取り組み状況についてです。

災害発生後、支援拠点となる指定避難所については、早期開設に向けた取り組みとして、地域の方々と施設管理者によって組織された避難所運営委員会を中心に、市との協働による防災対策を進めています。

また、避難生活において必要となる物資の一部を、指定避難所内に備蓄するため、既存の備蓄倉庫から遠い指定避難所に、優先して防災備蓄倉庫を整備しています。

交通インフラの中でも、特に災害の影響を受けやすい橋梁については、平成26年度から国の指針に基づいた点検を実施しており、平成30年度には1巡目の点検を終了し、令和元年度から2巡目の点検を実施しています。

点検により橋梁の重要性や健全度などを判定し、他の主要なインフラに影響を及ぼす恐れのある橋梁については、耐震工事や補修工事を実施しています。健全度が低いと判定された橋梁についても、計画的な修繕を行い、道路インフラの強靭化を進めます。

上下水道については、計画的な耐震化対策を進めており、上水道の基幹管路の耐震化率は、 平成30年度末で10.9%、下水道管路は布設延長の82.6%の耐震化が完了しています。

また、現在、峡東流域下水道に関係する4市において、下水道管路施設が被災した際の調査 業務について、復旧支援協力協定を年度内に締結する予定です。

次に、生活系可燃ごみの減量と資源ごみの循環利用についての推進状況と課題についてです。 有料指定ごみ袋の導入から3年が経過する中、ごみ袋の有料化により分別が進み、可燃ごみの量が導入前に比べ9%の減量となり、有料化の効果がありました。

ごみの減量化に対しては、即効性のある対応は難しいですが、市民、事業者への周知を行い、 今後も、ごみ減量啓発活動やごみ分別講習会を適時開催し、減量化に努めてまいります。

資源ごみの循環利用については、ミックスペーパー、プラスチック、資源物、小型家電など リサイクルできるものを細かく分別収集する取り組みにより、再利用できるごみの収集量は増 加傾向にあります。このことから、資源ごみの循環利用が進んでいるものと考えています。

有料指定ごみ袋については、近隣の他市と比べ、高い販売価格や透明度、また強度といった

素材に関して、市民の皆さまから多くの意見をいただいています。これらの課題解決に向けて 料金体系の見直しを検討していきます。

次に笛吹みんなの広場整備事業についてです。

みんなの広場整備事業については、令和2年4月に入札公告を行い、市議会第2回定例会に 契約案件を提出する予定です。工期は令和2年7月から令和3年6月を見込んでいます。設置 管理条例については、令和2年度中に制定できるように事務を進めています。

また、運営体制については、既存の公園施設の維持管理状況を参考に管理計画を立て、竣工から数年間は市が直営で管理し、実際に必要となる維持管理の業務内容と費用を確認した上で、指定管理者に移行する予定です。

駐車場については、敷地内に普通車用132区画の駐車場を整備する計画ですが、そのうち24区画については、大型バス用10区画の駐車場としても利用できるように整備を行うこととしています。イベント開催による一時的な駐車台数の増加に対しては、近隣施設である足湯広場、八田書院等を活用するとともに、近隣事業者の駐車場の借用も検討していきます。

続きまして、多文化共生の取り組みについてのご質問のうち、笛吹市国際化推進指針の見直 しについてです。

本年度は、庁内検討会において、指針の見直し作業を進めています。4月にパブリックコメントを実施するとともに、関係団体から意見を伺うこととしています。5月に開催予定の国際 交流委員会における議論を経て、新たな指針を策定したいと考えています。

次に多分化共生の取り組みについてです。

市では、外国人住民向けに、生活に必要な情報をまとめた「くらしのガイドブック」を、英 語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で作成し、活用していただいています。

また、外国人住民からの相談については、市役所の関係部署へ取り次ぐとともに、国の外国 人生活支援ポータルサイト、県のやまなし外国人相談センターなどの相談窓口を紹介するなど、 必要に応じた対応に努めています。

また、交流促進については、外国人講師による外国料理教室を開催し、食を通じて外国文化に触れ、市民に多文化共生を知ってもらう機会としています。

災害対策としては、災害時に避難所等で掲示する文例などを多言語に印刷できる災害時多言 語シートや災害時用ピクトグラムの利用を考えています。

今後は、山梨県国際交流協会等が主催するセミナーや防災教室、相談、交流事業などの情報 を、市民活動ポータルサイトにおいて周知していきます。

次に教育、文化などの取り組みについてです。

学校において、平成28年度から天津市の小中学生を本市の小中学校に招き、子どもたちが 英語の授業や給食の時間等を通して交流し、異文化理解をもとに国際的な視野に立って行動で きる人材の育成を目指しています。

また、市民講座において、英語やフランス語での会話の講座、韓国料理やタイ式ョガなどの 講座を開催し、市民の皆さまが他国の文化に触れる機会を提供しています。

続きまして、ドローンの活用についてです。

現在、民間事業者と災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定を締結し、災害時に ドローンによる迅速な被災調査が行えるよう備えています。

また、今後同様の協定締結について、さらに拡大することで、災害時の備えを強化する予定

です。

本市でのドローン導入および活用については、県が作成した山梨県ドローン活用推進計画を 参考にしながら、災害時のみならず、平時における活用方法や効果について十分研究して、導 入を検討してまいります。

以上で答弁とします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。

保坂利定君。

○4番議員(保坂利定君)

質問より長い答弁をいただきましてありがとうございます。

残り時間がありますので、答弁に対する意見を述べて、時間がありますので意見を述べて、 再質問は2問ということですので、2問行いたいと思います。

特に今、新型コロナウイルス、見えない、分からない、経験がない、大変な対応をしていかなければならないと思いますけれども、特にこれに伴う中国人観光客の大量キャンセルに伴う石和温泉の観光協会につきましては、また別な立場で議論をして、また議会としての考えをまとめる考えがあるようですので、あえて今回は質問しませんけど、またこの対応もよろしくお願いをしたいと思います。

私の質問の趣旨は、新年度予算総合計画人口ビジョン、あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略と行財政改革について主に行います。

その中で、市政運営、予算編成の基本方針の中に財源や職員数が限られる中で、新たな行政 ニーズに的確に応えていくためには、市の高い行政サービスを提供していくよう、職員一丸と なって頑張る、大変ありがたいことなんですけれども、われわれ議員も財政状況が厳しい中で 市長に対して、あれをやってほしい、これをやってほしい、水路、農道等を改修してほしい、 あれも下げろ、国保を下げろ、介護を下げろ、上下水道料金を下げろと、財政状況が厳しい中 で、ある程度、要望していくと。これも議員の努めで、これは地元要望ということで努力して いかなければならない。

それで、市役所に行ったときにですね、たしかに質の高い行政サービス、職員の方ができる、できないはともかく、笑顔で接していただく。おもてなしの心を持っていただく。駄目なんだけども、こうですよと言っていただけると、また違う。駄目だ、お金がない、こう言われると、何て言っているか分からん、山下は何をしているだと、こうなっちゃうので、できれば職員と一丸となる言葉の中で、笑顔で、おもてなしの心で対応できるような職員対応をぜひお願いしていただきたいということと、今、答弁の中でいろんな計画が出ている。行政計画。特に飯島部長のところは、保健福祉部で、福祉計画とか障がい者計画、子ども支援計画。これはホームページで見ると、ホームページだけで行政計画、63載っているんですよね。これをですね、総合計画と、創生会議はやるんですが、系列、部局別に一度整理していただいて、われわれも勉強するときにですね、ある程度、計画に基づいて、数値目標がある計画に基づいては、これはどういうことだと。達成できたのか、できないとか、ぜひ行政計画をですね、系列、部局別にお願いをしていただきたいと思います。

個々の答弁の中で、国際交流指針の見直し、特に外国人観光客、あるいは外国人労働者が増えますので、国際交流委員会の意見を踏まえて見直しをしていただくということです。ぜひ、

これも早急に、オリンピックもありますので、国際交流指針の見直しをお願いしたい。

乳幼児医療費の拡大、県内の動向を踏まえてという答弁でしたけれども、言葉は悪いですけれども、他市に比べて二番煎じにならないように、高校生あるいは入院だけとか、所得の低い方に限ってですね、段階的な拡大で、ぜひこれも検討していただきたい。

国保税ですね、昨年はせん孔病があって、消費税が上がって、いろいろ料金等が大変上がったわけですけれども、医療費の増加、加入者の減で国保財政も大変だと思いますけれども、今回は一部改正で下がるという意向で大変ありがたいと思います。

われわれも、サッカー関係者は大変ですけれど、芝グラウンドの環境整備、大変な要望等がありますけれども、ぜひ必要性を検討していただきたいと思います。

それからふえふき教育相談室、いつも教育長、大変、私は素晴らしい取り組みだと。年間2千件もやっていただいている。県のスクールカウンセラーと連携していただいて、特に公認心理士を活用していただける。大変なこと、大変ありがたい事業なので、ぜひこの教育相談室の充実をお願いしたい。

それからせん孔病対策ですね、市単独事業として生育期の薬剤も補助していただけるという ことなんですが、大変にありがたいことなんですけども、この蔓延防止に全力を尽くしていた だきたいと思います。

もう1つ、意見として有料指定ごみ袋の件があります。有料化により分別が進み、9%の減量をして、料金の体系を見直していく。例えばベイシアへ行った場合には、山梨市と笛吹市が並んでいる。これは市民の方がそう思うのは当然かもしれません。ただ、しかし減量化もやっている、分別も進んでいる。粗大ごみも無料で行っているということをですね、よく、私は、市民の方々にもっと説明して、ぜひお願いをしたいと思います。

そこで、じゃあ再質問に入りますけども、人口ビジョンは見直さないということで、目標は2060年に5万5千人を目指す。2060年というと40年後だと思います。私ども誰も、無理ですけどね。少し長いような気がします。

今年の1月1日で約6万9,170人。これは人口ビジョンでいくと2020年は6万6千。 これは推計のほうが多い。この歯止めの分析をどうしていくかということですけれども、推計 が甘いのか、歯止めが功を奏しているのか、いずれにしても生産年齢人口が減っていくという 年齢構成は逆ピラミッド型。当然、高齢者が多い。高齢化率は29.49%。2025年は団 塊の世代がピークを迎えるという状況の中で、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直 しの基本方針では、さらに減少が予想される子育て世代を若者対象にして施策を展開していく という答弁がありました。私は市長から、いい言葉を教えていただいた。「子どもたちに夢を「若 者に希望を 女性に輝きを 高齢者に安全・安心」という言葉をいつも私は市長から教えてい ただいて、今、使っているんですけれども、子どもたちに夢を、若者に希望を、女性に輝きは いいんですけども、創生計画の中に高齢者に対する文言は、生活支援という、高齢者の生活支 援をしていくということで、具体的な目標が見えない。施策が見えない。今現状は社協でやっ てみるじゃん、いきいきサロンとか、生活支援事業とか介護サービス生活支援はあるけれども、 その高齢者対策、健康長寿をしていくという、創生計画の中でも見えない面がある。高齢者の 方々、いろんなサークルをつくって頑張っている。われわれも研修してきた。ぜひ、今度の第 2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に高齢者の健康長寿のための施策に力を入れるべき と考えますけれども、市の見解を、所見をお伺いいたします。

○議長(中村正彦君)

答弁を、深澤総合政策部長。

○総合政策部長(深澤和仁君)

保坂議員の再質問にお答えします。

平成27年10月に策定しました現行の計画につきましては、国の交付金を活用するために 策定したという側面もありましたので、総花的なものであったと思います。

第2期の計画につきましては、シティプロモーションの考え方を取り入れる中で、計画の対象を子育て世代とし、子育て世代のニーズを把握し、そのニーズに応えるための施策、またその施策を子育て世代に情報発信していくという考え方で策定をしております。

健康長寿のための施策につきましては、第2次総合計画にも掲載し取り組んでいるところで ございますが、代表質問の中でご提案いただきました事業も参考にしながら関係する部と協議 をしていきたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長(中村正彦君)

保坂利定君。

○4番議員(保坂利定君)

意見を参考にしていただいて、もう1つ、意見をさせていただくと、地域振興助成金というのがあるんですね。市民活動支援課で行っているやつが。あれに高齢者もぜひセットするとかですね、いろんな考え方があると思うんです。ぜひ、職員提案も今、プールの民間利用、大変素晴らしい、職員提案ということをお聞きしましたので、ぜひ職員間で知恵を絞ってですね、高齢者対策をお願いしたいと。

再質問の2問になりますけども、先ほど情報発信ということを、SNSを活用した情報発信を行っているということは分かりました。特にふるさと納税、2月末で2億3千万人、他市に比べて見劣りする。非常に残念で、市長は5億円を目指すと。「桃・ぶどう日本一の郷」、あるいは笛吹物語、四季を通じた情報発信。この情報発信が、私は弱いような気がするんです。市長、頑張っていただいているんですよね。エージェントまわりをしていただいたり、海外に行ったり、消費拡大をやっていただいたり。ただ、笛吹市に関心のある方はみえます。県外に対しても、まだまだアピールが足りないような気がする。メディア、新聞、テレビ等、いいですよ、ふるさと納税で集めていただいて、そこでしっかり笛吹市を私はアピール、情報発信してもいいと思うんですがね。テレビ、新聞。お金をかけても結構だと。情報発信ですから。笛吹市の。そうすれば、またふるさと納税も集まるかもしれない。観光、桃・ぶどうも売れるかもしれないという、私は感じで、簡単に言うともっと幅広くPRすべきではないかと、実に発信不足ではないかと思っていますけれども、メディアの活用を積極的に行い、いかに笛吹市の情報に接してもらえるか。ぜひ、ここは市長の所見を伺いたいと思います。

○議長(中村正彦君)

答弁を、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

大変いろいろな、仔細にわたるご指導をいただきまして、またご意見をいただきまして、大変どうもありがとうございました。

ちょっと少し離れますけれども、せっかく質問していただいたので。ふるさと納税に関して

は、先ほどちょっとお話したように、シャインマスカットも大変な人気なんですけれど、ちょっといろいろですね、お話を聞いていると、うち、なかなか数量がまったく確保できていないということの部分がありまして、これは農協とのいろいろなお話もあるかと思います。すでに動き出しておりまして、農協から、かなりの金額を確保させていただくことにもなっておりますし、民間企業も使わせていただくというふうなことです。議員の地元である一宮の方々にも大変なご協力をいただけることにもなっておりますので、かなりそこの部分で、すでに数量を確保できておりますし、もっと言いますと、すでにふるさと納税の予約が始まっておりますので、もうそれもすでに、うちのほうも始めさせていただいておりますので、とにかくふるさと納税、倍の5億円というふうなことで、別に私はまったく、とんでもない数字を言っているつもりはまったくございませんでして、十分いける、採算のうちの中でやらせていただいておりますので、ぜひともご期待いただきたいし、またぜひとも果物、少し多く集めませんと話になりませんので、そういったことで議員にもまたいろいろな部分でご指導をいただければなというふうに思います。

それでご質問の中の、いわゆる笛吹市に興味のない方というか、知らない方にどういうふう にやるのかということになりますと、やはりテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、メディア、そういったものにどうしても頼りがちになってしまいますので、先ほどちょっとお金を使ってもいいんだぞと。やっぱりメディアに対してですね、こういうものをやっていけということでございますけれど、大いにわれわれもですね、検討して、そしてまた少し有効的なですね、それが身になるような、そういう宣伝をしていきたいなというふうに考えております。

それともう1つ、やはりわれわれ、なかなか公務員の方々というのは、枠の中ではきっちりやるけど、新しい発想というのはなかなかですね、出てくる部分が、民間よりかちょっと少し弱いのかなというところは、これは否めないところかもしれません。来年度はですね、議員もご承知の国の制度の地域おこし企業人という制度を使わせていただきまして、JTBの女性職員を来年度から4月1日からお越しいただくことになっておりますので、その者を中心にしながらシティプロモーションのですね、整備をしっかりやって、2年間でございますけれど、継続的にできるかどうかはこれからですけれど、すでにJTBの役員の方とはお話がついておりまして、名前はまだ言えませんけども、来ていただけることになっておりますので、その人を中心にしながらシティプロモーション計画をつくって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(中村正彦君)

以上で笛新会の質疑および質問を終了いたします。

・・・では、許します。

○4番議員(保坂利定君)

すみません、質問ではなくて2件、時間がありますので、大変市長には前向きな答弁ありが とうございました。

先ほども申したとおり、見えない、分からない、経験のない新型コロナウイルス対策、ぜひ 大変だと思いますけれど、ご尽力をいただいて市民の方々に安全と安心を与えるような対応を ぜひお願いしたいと思います。

以上で笛新会を代表しての質問を終わります。

○議長(中村正彦君)

以上で笛新会の質疑および質問を終了いたします。

続いて誠和会、河阪昌則君の質疑および質問を許可いたします。

河阪昌則君。

○1番議員(河阪昌則君)

誠和会の河阪昌則です。

議長の許可をいただきましたので、誠和会を代表して質問を行います。

令和と年号が改元され出発した昨年は、異常気象による自然災害や度重なる台風など全国的な災害があり、笛吹市でも主要産業である農業や観光業に大きな打撃を受けました。

今年は令和になって初めての新年で、例年になく穏やかな暖かい正月を迎え、豊作でよい年 になるよう祈願したところであります。

しかしながら、昨年12月末ころから中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス関連肺炎が短期間で中国を中心に世界中に広まり、現在でもまだまだ終息は見えません。このことは世界中の経済に大きな影響を及ぼす問題となっております。

当笛吹市を見ても観光業を中心に大きな打撃を受けている状況であります。一日でも早い終息を望むものです。

それでは、通告にしたがいまして質問に入ります。

まずはじめに、施政方針ならびに令和2年度当初予算案についてであります。

山下市長が就任して任期最終の当初予算編成となり、市長提唱の「ハートフルタウン笛吹」 実現のための優しさあふれるまちを目指した、4年目の総仕上げの実行予算が編成できたので はないかと思われます。

令和2年度の当初予算案は321億9千万円と前年比14億円、4.6%増額した予算案となっております。

歳出では経常経費とされる人件費と補助費が増額され、普通建設事業費が減額となるような 計画となっております。

歳入では普通交付税が徐々に減少し、増加は見込めない状況であります。

そのような中で、市民のための住みよい地域づくり、市長公約実現への予算配分も非常に厳 しいものがあるのではないかと思われます。

本市も予算規模の縮減が大きな財政課題だと思いますが、以下の施政方針、ならびに予算案について伺います。

1つとして、市長就任以来、4回目の当初予算編成ですが、当初の公約に掲げた施策について、4年間で実現できたもの、また実現できなかったものは何か伺います。

2つ目、令和2年度の当初予算案は前年と比べ、14億円増額した予算案でありますが基金を充当するなど厳しい予算編成だと思われます。予算案作成で苦慮した点、また特に配慮した点についてお伺いします。

3つ目は、市民は住みよいまちの実現のために、行政は市民の幸せのためを念頭とした予算を期待しております。住みよいまちづくりのための事業はどのような事業か、また事業費についてお伺いします。

4. 新年度に新規事業として取り組む事業は何か、その事業の目的はどのようなものかお伺いします。

5. 新年度廃止した事業はどのような事業かお伺いします。

6つ目は、本年9月1日に農業委員、ならびに農地利用最適正化推進委員が改選となります。 農業委員会等に関する法律施行令に規定されている推進委員の定数の上限は41名ですが、本 市では推進委員が現在の25名から19名に減員されるようです。委員の中には「委員1人当 たりの担当面積が広すぎて、他地区の様子はよく分からない」との意見があるようですが、ど のような理由で定員を減員するのか伺います。

次に、笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証と今後についてであります。

国は平成26年にまち・ひと・しごと創生法を創設し、急速な少子高齢化に的確に対応するため、豊かな生活を安心して営むことのできる地域社会の形成、地域を担う人材の確保や多様な就業の機会の創設のために市町村ごとにまち・ひと・しごと創生総合戦略計画の策定をさせました。それを受けまして、本市では平成27年10月に笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、平成27年度から31年度まで5カ年計画を定めました。今年度が最終年度となります。そこで、本市の創生総合戦略の成果について具体的にお伺いします。

1つ目として、計画の最重点である人口減少に歯止めをつけることについて、出生率、死亡者数、都市部への流失人口など社会増減の推移と成果の検証結果はどうであったか、具体的にお伺いします。

2つ目として、住みよい環境を保持して、市民が夢や希望を持ち、豊かな生活を営める地域 をつくるための方策についての具体的な事業と検証結果はどうであったのかお伺いします。

3つ目は、地域における人材確保や多様な就業機会の創設についての事業と検証結果はどうであったのかお伺いします。

4つ目として、計画の中で、成果の上がらなかった事業はどのような事業であったのかお伺いします。

5つ目、創生総合戦略を実施するのに事業費ベースで大きなものは何か、その成果はどうで あったのかお伺いします。

6つ目として、子育て支援事業のうち多世代包括ケア情報クラウド化推進事業の事業費、システムの耐用年数、利用者数はどのくらいの結果となっているのか。また、事業費に比較して目標利用者数、500人を対象としてではコストが高いような気がしますが、システム利用対象者のうち、何パーセントの人が利用しているのか検証結果をお伺いします。

次に、笛吹市コミュニティ放送局の導入についてであります。

コミュニティ放送は、地域の話題や行政、観光、交通など地域に密着したきめ細やかな情報を提供し、地域の活性化等に寄与することを目的として平成4年に国が制度化いたしました。

平成28年当時、全国で298局が開局しており、山梨県内でも甲府市、北杜市、富士河口 湖町、富士吉田市の4局が開局しております。

コミュニティ放送が注目を浴びたのは、東日本大震災の際に住民への災害情報の提供手段として、28の市や町が開設し、救援情報などを提供して被害の軽減、被災者の生活安定に役立てたことはニュースなどでも報道され、注目されたところであります。

笛吹市でも平成23年11月に笛吹市コミュニティ放送局設立検討委員会を立ち上げ、検討した経過があり、当時、きらめきテレビにコミュニティ放送局を併設との思惑もあったようです。放送局の設置費用は1千万円から1,500万円くらいでも設置が可能と思われます。

災害時に防災無線が聞こえない、個別受信機では膨大な費用が必要との状況ですが、手持ち

のラジオでFM放送が受信さえできれば聞くことのできる安価なコミュニティ放送局の設置が 有効だと思われますが、以下の点についてお伺いします。

1つとして、以前、市が設置した設立検討委員会の検討経過はどうであったのか、お伺いします。

2つ目、山口県の防府市では、避難情報などを防災行政無線だけでなく、緊急告知防災ラジオ、またエリアメール等を活用して伝達をしております。また、希望する市民には、メール、電話やFAXにより一元化した避難情報などを発信し、特に高齢者や障がい者に対しても配慮した情報伝達媒体を導入しております。事業費は単年度40万円くらいで運営しているとのことであります。このような、コミュニティ放送を導入する考えについてお伺いします。

次に、新型コロナウイルス肺炎関連に関わる市の対応についてであります。

冒頭にも触れましたが、今年1月より中国湖北省武漢市を中心として発生した新型コロナウイルス肺炎は中国の工場休業をはじめとして、世界中に経済的な影響を及ぼしております。

日本国内に目を向けますと、香港から横浜港に停泊したクルーズ船、ダイヤモンドプリンセス号の乗客3,700人の中では、多数の感染が確認されるほどウイルスの蔓延が報告されております。

山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合によりますと、新型コロナウイルスによる肺炎感染拡大の影響で、県内の宿泊施設で中国人観光客を中心に多くの宿泊キャンセルがあり、特に石和温泉郷のある峡東地域が最も多かったと新聞で報道されました。この問題につきまして、市はどのような対応したのかお伺いします。

1つとして、県は各保健所を中心として相談窓口を開設し、一部の医療機関への県外からの 感染者の受け入れも行いました。市は新型コロナウイルス肺炎に対して、どのような対応を行っ たのかお伺いします。

2つ目として、2月3日に石和温泉旅館協同組合、石和温泉観光協会、笛吹市商工会の3団 体が緊急融資や観光プロモーションなどを求め、市に陳情したのを受け、6日には市長らが知 事に陳情書の提出を行いました。その結果はどのような対応になったのかお伺いします。

3つ目は、昨年の台風をはじめとする一連の豪雨災害により甚大な被害を受けた東日本14都県への旅行割引助成(いわゆる・ふっこう割)を山梨県でも1億3,900万円の限度額交付の枠をいただいております。対象期間は2月の29日までとのことですが、今流行っております新型コロナウイルス肺炎関連の影響もあり、今現在の実績と今後の見通しについてお伺いいたします。

最後に、地域審議会の今後の方針についてであります。

地域審議会は、合併による行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなり、住民の意見が市の施策に反映されなくなるとの懸念を払拭し、それぞれの地域事情に応じた施策展開に対し、きめ細かく住民の意見を反映させる方法で合併特例法で認められた制度であります。

本市では、地域審議会が設置されて以来10年が経過いたしました。この特例法が執行するということで、平成27年3月に笛吹市地域審議会条例を制定し、5年間延長いたしましたが、延長の設置期間が本年3月31日で終了となります。

いまだ旧町村の独自性で市の一体化が見えない状況だと思われますが、地域審議会の存続の是非など、市の現状把握と今後の方針をお伺いします。

以上、誠和会の代表質問といたします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

誠和会、河阪昌則議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、施政方針および令和2年度当初予算案についてのご質問のうち、まず公約に掲げ た施策に係る4年間の実績についてです。

私は公約に「幸せ実感 心豊かに暮らせるまち」として子育て支援や学びの環境、地域づくりを、「新たな農業 実り豊かなブランド農業」として販売力の向上や生産力の確保を、「観光再生また訪れたくなるまち」として田舎リゾート構想や温泉郷、スポーツツーリズムを掲げましたが、これらは、第2次笛吹市総合計画に反映させています。

基本構想では、「ハートフルタウン笛吹~優しさあふれるまち~」を将来像とし、その実現に向け3つの基本目標と12の施策および施策ごとの取り組みの方向性を示し、これまでも、それに沿って施策を展開してきました。

基本目標1「幸せ実感 心豊かに暮らせるまち」では、私立保育園等において看護師等の配置に係る費用の一部を補助する体調不良時対応型病児保育事業や市内への子育て世代の定住および移住を促進する子育て世代定住支援事業、要介護状態になることを予防するために、地域ボランティア等による通える場である通所型サービス(B型)開設、英語に堪能なボランティアによる外国語授業の支援を行う、小学校外国語授業アシスタント事業などに取り組んできました。

基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」では、富士北麓に来られた観光客に、笛吹 市まで訪れていただけるよう整備する新道峠展望台、年間を通してストーリー性のあるイベントを行い、目的地となる観光地を目指す笛吹物語プロジェクト、新規農業参入者や後継者育成の支援と農業経営者の相談対応などの笛吹市農業塾、企業立地促進助成制度を活用した優良企業の積極的な誘致などに取り組んできました。

基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」では、さまざまなイベントが開催できる緑豊かな公園である笛吹みんなの広場の整備、市が保有する地図データを庁内横断的に利用し、効率化や見える化を図るとともに、インターネット上で市民も利用可能となる統合型GISの構築事業、新たな視点から行財政改革を進め、予算編成に直結した事務事業の見直しなどに取り組んできました。

次に令和2年度当初予算案で苦慮した点、また特に配慮した点についてです。

スクラップのないビルドは認めないことを職員に周知するとともに、事務事業評価の結果を 反映しながら、本市の身の丈にあった財政規模とすることを念頭に置き予算編成を行いました。

また、モモせん孔細菌病防除対策事業等27の重点事業、施設の老朽化対策、情報システムの構築経費などには、財政調整基金等4基金を活用しています。

次に住みよいまちづくりのための予算配分についてです。

市民の憩いの場として、笛吹みんなの広場の整備に8億1,359万円、子どもの安心・安全を確保するため、すべての保育所および児童館に防犯カメラを設置する費用として4,596万円、子育て世代の移住定住を促進するため、子育て世代住宅取得補助金に5,115万円を計上しています。

次に新規事業についてです。

主なものとして、新山梨環状道路建設に伴う周辺地域の活性化を目的とする側道の整備、老朽化した浅川中学校の長寿命化改修、小中学校の水泳の授業を効果的に行う学校プール民間活用モデル事業、聴覚・言語障害者の通報を容易にするNet119緊急通報システム、業務の効率化を図るため内部情報系システムの構築に要する経費を計上しています。

次に廃止した事業についてです。

取り組みの広がりが見られない有機資源循環型農業推進事業、事業効果が薄い行政放送事業、 利用が少ない民生委員による相談業務を廃止しました。固定資産税前納報奨金も、税負担の公 平性を確保するため廃止することといたしました。

次に農地利用最適化推進委員の定数見直しについてです。

定数については、県内の状況や農業委員、行政区長会などの意見を聞く中、本年9月の改選 に向けて検討しました。

その結果、年々農地面積が減少していること、また、両委員の担当区域を一致させることによって、より連携強化が図られることから、農地利用最適化推進委員の定数を農業委員と同数の19人とし、見直しを行ったところです。

続きまして、笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問のうち、(1)から(5) 人口増減と取り組みの検証についてです。

人口増減のうち自然増減については、計画策定時の平成26年には出生者数が532人、死亡者数が793人で、261人の自然減となっており、令和元年は出生者数が485人、死亡者数が863人で、378人の自然減となっています。

一方、社会増減については、平成26年には転入者数が2,271人、転出者数が2,441人で170人の転出超過であり、令和元年は転入者数が2,356人、転出者数が2,447人で91人の転出超過となっています。

人口の増減は多様な要因で変動するため、短期的な推移で評価することは難しいと考えています。

また、現行計画では、4つの基本目標に基づき取り組みを行っており、基本目標1「結婚・ 妊娠・出産・子育てまで継続的なサポートをする」では、主な事業として地域子育て支援セン ター事業、基本目標2「地域の資源を活用し、地域産業を育み、新たな産業を創出し、雇用を 創出する」では創業支援事業、基本目標3「誰もが暮らしやすいまちをつくる」では多世代交 流事業、基本目標4「笛吹市を知り、訪れ、住んでみたくなる流れをつくる」では移住・定住 者支援事業などを実施しています。

さらに、計画期間中の事業費が大きい事業の主なものは、子どもすこやか医療費助成事業、 商工関係団体補助事業、妊婦・産婦・乳幼児委託検診事業などが挙げられます。

なお、計画に位置付けた各事業については、目標値に対する進捗を管理するとともに、外部 委員で構成する総合戦略会議において評価を行っていますが、現行計画では、仕事、教育、交 流、防災分野の取り組みに進捗の遅れが見られることから、第2期計画では、それらの取り組 みを強化していきます。

次に多世代包括ケア情報クラウド化推進事業についてです。

クラウドシステムは、インターネットに接続されたサーバーから提供されるサービスをネットワーク経由で使用するため、耐用年数という考え方はありません。

事業費については、令和元年度の使用料が179万円となっています。地域子育てクラウドシステムの目標利用者数が300人、高齢者福祉連携クラウドサービスの目標利用者数が200人であるため、システム全体で1人当たり3,580円となります。

利用者数につきましては、地域子育てクラウドシステムでは、平成30年度の利用対象者2,692人に対し、利用者数400人で14.9%でした。なお、当初設定した目標利用者数の300人を達成したことから、現在、目標を500人に上方修正したところであります。

また、高齢者福祉連携クラウドサービスでは、平成30年度の利用対象者200人に対し利用者数68人で、34.0%でした。

続きまして、コミュニティ放送局の導入についてのご質問のうち、まず設立検討委員会の検 討結果についてです。

コミュニティ放送局は、大規模災害の発生時において、電話やテレビが使用できない状況下でも情報を発信し続け、被災者の心の支えとなりました。

本市においても、この災害の教訓を踏まえ、平成23年度に笛吹市コミュニティ放送局設立 検討委員会を設置し、検討を重ね、新しい情報発信ツールとして、コミュニティ放送局の設立 を「可」とする検討結果をまとめました。

次に、コミュニティ放送を導入する考えについてです。

検討委員会の検討結果を受け、本市では具体的に事業化を検討しましたが、放送局の開局費用や運営費が高額となることから、コミュニティ放送の導入を見送りました。

災害情報の発信については、防災行政無線だけでなく、エリアメールやLアラートを活用し 情報発信を実施していますが、今後も、LINE等様々な媒体による災害情報の発信を進める とともに、市民自ら積極的に災害情報を取得することについても啓発していきます。

続きまして、新型コロナウイルス肺炎関連に係る市の対応についての質問のうち、まず新型 コロナウイルス対応についてです。

市は、庁議メンバーで構成される新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、市役所を挙 げて感染予防に取り組んでいます。

市民の皆さまに対し、注意喚起をするためにホームページに関連情報を掲載するとともに、 相談があった場合には、国や県の専用電話による相談窓口を紹介しています。

今般、国の動向に鑑み、2月29日から3月16日まで公共施設を休館することといたしました。また、国からの要請により3月3日午後2時から3月25日までの間、小・中学校を休業することとしました。

今後も感染症の発生状況を注視しながら、適時適切な対応をしてまいります。

次に陳情書の提出を行った結果についてです。

山梨県知事への要望事項は、金融支援における融資要件の緩和、宿泊割引の企画、集客プロモーションの実施の3点です。

これに対し県からは、全国知事会を通じて宿泊につながる施策創設を国に働きかけること、 県資金等の融資要件の緩和を図ること、大型観光プロモーションを実施すること等の考えが示されました。

今後、市としましても県と連携を図り、迅速に対応を行っていきます。

次に、ふっこう割の実績と見通しについてです。

山梨県のふっこう割については、1月27日から申し込みが開始され、旅行会社や旅館、ホ

テルの直接申し込みを含め、全体で89社に割り振られています。

実績としましては、県内全体で予算額の6割程度となっており、ふっこう割の利用が進んでいない状況から、実施期間が15日間延長されます。

また、今後の見通しについては、新型肺炎の影響で、国内旅行も控える動きがあるため、利 用促進には、厳しい状況にあります。

続きまして、地域審議会の今後の方針についてのご質問です。

地域審議会は、市町村合併によって住民の意見が市の施策に反映されにくくなるとの懸念から、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき設置しました。合併から15年が経過する中で、区長会における議論や、まちづくり座談会、市長への手紙や地区要望など、市民の皆さまのご意見をお伺いする仕組みを整えているため、条例に定めるとおり令和2年3月31日をもって終了することといたします。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

答弁が終わりました。

質疑および質問はありませんか。

河阪昌則君。

○1番議員(河阪昌則君)

山下市長におかれましては、誠和会の質問に対しまして簡潔明瞭な答弁をいただき、誠にありがとうございました。

1点、質問というか、お願いというか、私どもの質問の項目4番目で新型コロナウイルス肺炎関連に関わる市の対応についての、2番目の石和温泉旅館協同組合、石和温泉観光協会、笛吹市消防会の3団体が緊急融資や観光プロモーションなどを求め、市や県に陳情した結果で、市は、先ほど答弁のありましたように金融支援等の融資要件の緩和を図ることなど、県との連携で迅速に対応を行うという答弁をいただきましたが、この件につきまして、この新型コロナウイルス肺炎による売り上げ減の中小企業に対しまして、低金利融資制度の整備ということでお願いしようと思いましたが、先ほどの笛新会の答弁で、融資要件の緩和という答弁がありました。私ども誠和会でも本当にお願いするところであります。ただ、この融資要件の緩和以外にも、そのほか政策があると思いますが、例えば特別運転資金等、市単独の融資制度、市の融資制度は金利がだいぶ安いということは伺っておりますが、市単独で、この新型コロナウイルス、いずれまた、こういう状況が出る可能性もありますが、ウイルスに関しての特別な融資をぜひお願いをしたいということと、そのほかにもこのコロナウイルス関係で売り上げが減った中小企業、特に先ほども名前が出ました3団体を含め、市としてできるだけの施策の展開をお願いしたいと思います。今、答弁ということは結構でありますが、ぜひ緊急に、また会議を開きまして施策の展開をお願いしたいと思います。

最後になりますが、新型コロナウイルス肺炎拡大の影響で様々な行事、催しが中止や延期に 追いやられて、経済全体の停滞が懸念されますが、山下市長におかれましては、ウイルスに負 けない強い指導力で第2次笛吹市総合計画の基本構想に掲げた、いつも言葉が出ますが、「ハー トフルタウン笛吹~優しさあふれるまち~」の実現のためにご活躍されることを期待いたしま して、誠和会の質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長(中村正彦君)

以上で誠和会の質疑および質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は午後1時半といたします。

休憩 午後12時16分

再開 午後 1時30分

○議長(中村正彦君)

再開いたします。

代表質問を行います。

続いて公明党、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

渡辺清美君。

○14番議員(渡辺清美君)

公明党の渡辺清美です。公明党を代表しまして、7点質問させていただきます。

はじめに、災害発生時等の情報共有についてお伺いいたします。

近年、大規模震災、大規模水害、また大規模風害と、想定を超える災害が頻発しております。 これらの大規模災害に対して、現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断のもとに適切 な対応が重要と思われます。

はじめに、基盤的防災情報流通ネットワークの情報共有についてお伺いいたします。

内閣府防災担当が運用している災害時情報集約支援チームで、本格的に運用を開始しました 基盤的防災情報流通ネットワークの活用により、刻々と変化する被害推定情報やインフラ被災 推定情報を地図上に表示することにより、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められます。 また避難所の避難者数、道路の通行止めの箇所、また給水拠点なども同じ地図上に表示し、物 資支援等の配布の際に最適な巡回ルートを選定することができます。さらに、災害廃棄物の収 集においても、緊急集積所、集積拠点の位置、一時保管場所、また通行止めの箇所等の情報を 同一の地図上に表示することによりスムーズに災害廃棄物の移動も可能となります。

そこで災害時の被害を最小限に抑えるとともに、適確な救援と迅速な復興を進めるために基盤的防災情報流通ネットワークの情報を共有し、活用するために当局の防災情報システムを改修が必要と思いますが、見解をお聞かせください。

次に、災害時に、迅速に情報を収集しリアルタイムで関係機関と共有するためのシステムの 構築についてお伺いいたします。

災害時の情報を関係者と共有するとともに、被害の防止、また抑制を図るためには、先ほどの基盤的防災情報流通ネットワークに、私たちの地域の情報を迅速に伝達する体制の整備も重要となります。

例えば災害の発生が想定される場面で、現場の状態をリアルタイムで安全に確認するため、 また発災直後の近寄ることができない被災現場で、救援を求める人の捜索や救援、被災現場の 状況掌握を迅速に進めるため、ドローンの消防本部等への設置、配備も有効であると考えます。

そこでドローンの消防本部等への配備、また指定避難所となっている公共施設のホームページのクラウド化等、災害時に的確に迅速に情報を収集しリアルタイムで関係機関と共有するためのシステムの構築について当局の見解をお聞かせください。

最後に、災害時応援協定を結んでいる地域の業界団体の情報共有についてお伺いいたします。

地域に災害が発生した場合、現場の建築業の皆さま方、また産業廃棄物処理業の皆さま方からの現場の情報は正確であり、信頼性が高いものであると思われます。そこで、スマートフォン等を活用して災害時応援協定を結んでいる地域の業界団体の情報を共有するためのシステムの導入も有効であると考えますが見解をお聞かせください。

2点目としまして、保育施設周辺にキッズ・ゾーンをについてお伺いいたします。

通園、通学時の痛ましい事故を防ぎ、未来の宝である子どもたちを守るためには、できる限りの事故防止対策を講じておかなければなりません。

その1つとして、まず挙げられるのがキッズ・ゾーンの整備です。保育施設を中心に原則半径500メートル以内を対象範囲とし、園児の散歩コースを踏まえ、自治体が保育施設や道路管理者、警察と協議して設定をします。さらにキッズ・ゾーンにおける車の交通規制、一方通行や最高速度を時速30キロに制限する「ゾーン30」の導入、ガードレールの設置、また園外活動を見守るキッズガードの配置等、安全確保が必要と考えますが、本市の今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目としまして、内水氾濫対策についてお伺いいたします。

2020年度は、防災、減災、国土強靭化に向けた3カ年緊急対策の最終年度です。政府は 従来、自治体の自由度が高い交付金を通じて、地方のインフラ整備を支援してきました。災害 の多発や施設の老朽化等の問題が山積する中、交付金の一部を特定の事業に支出する個別補償 に転換しました。確実に対策を進める考えでございます。

今回の個別補償として、町中に雨水があふれ出す内水氾濫への対策、また洪水の恐れのある河川に対し底を掘ったり幅を広げたりする事業の支援、自治体が管理する橋梁等の老朽化対策等でございます。

そこで、これらに対する本市の実情と今後の取り組みをお伺いいたします。

4点目としまして、マイナンバーカードを活用した消費活性化策等についてお伺いいたします。

キャッシュレス決済で最大5%分のポイントを還元する制度を従来どおり2020年6月までで終了し、東京五輪後の同年9月から2021年3月まで新たな消費活性化策を展開します。

具体的には、マイナンバーカード保有者が民間のICカードやQRコードなどを使って2万円をチャージ、または支払うと買い物に使えるマイナポイントが5千円分もらえます。

そこで本市のマイナンバーカードの作成の実態と今後の取り組みについてお伺いいたします。 5点目としまして、健康寿命に対する予防対策についてお伺いいたします。

日本は2040年に65歳以上の高齢者人口が最多となり、2060年には高齢化率が4割に達します。人生100年時代が到来しようとしています。厚生労働省によると2018年の日本人の平均寿命は女性が87.32歳、男性が81.25歳と共に過去最高を更新しております。また、高齢者の100歳以上の方も増え続けており、2019年9月15日の時点で初めて7万人を突破しました。

一方、介護を必要としたり、寝たきりになったりせずに生活できる健康寿命の平均は、2016年の時点で女性が 74.79歳、男性が 72.14歳に留まっております。

人生100年時代に対応するため、また、その人生を健康で楽しく過ごすことが重要であります。

生活習慣病の予防や要介護状態を防ぐ取り組みの強化が必要と考えます。本市の今後の取り組みをお伺いいたします。

6点目としまして、有料指定ごみ袋料金体系の見直しおよび、ごみ減量についてお伺いいたします。

山下市長は、ごみ処理にかかわる料金体系等について見直しをお考えいただいていることに対しまして、当時、ごみ料金に対し反対討論した者として高く評価するものでございます。今後の取り組みについてお伺いいたします。

また、海のごみは8割が山から、川から、また私たちの地域からも運ばれます。不法投棄、ポイ捨て、屋外放置などにより海に流れ込んだプラスチックは、紫外線や波の力で砕けて直径 5 ミリ以下の小さなプラスチックになります。しかし、分解してなくなることはありません。有害物資を吸着し、プランクトンや魚がエサと間違えて食べ、生態系や人体への影響が懸念されております。イベント会場における使い捨て食器の削減、またリユース食器導入に向けて、自治体の環境対策の必要性が重要と考えます。ご所見をお伺いいたします。

7点目としまして、新型コロナウイルス対応についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症について、市民の皆さまの不安を軽減するとともに、蔓延をできる限り防止する観点から、本市としてどのような対応を行っているのかお伺いいたします。

住民に対して、どのように対応するのか。

幼稚園や学校に対して、どのように対応を行っているのかお伺いいたします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

公明党、渡辺清美議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、災害発生時等の情報共有についてのご質問のうち、まず基盤的防災情報流通ネットワークについてです。

このネットワークは、現状では内閣府の災害時情報集約支援チームが使用しているもので、 都道府県および市町村はネットワークを共有しておらず、災害時に同支援チームを通じて都道 府県が情報を取得するために利用しています。

このことから、市では、山梨県が独自運用している山梨県総合防災情報システムを活用し、 県および他市町村等と情報共有を図っているところですが、今後の国および県におけるこのネットワークの活用方針等を注視しながら対応していきたいと考えております。

次に、迅速な情報共有のためのシステム構築についてです。

市では、スマートフォンを活用した防災情報共有システムを運用しており、職員および消防本部、笛吹警察署の間で、地域の被害や指定避難所の状況等、災害情報の迅速な収集および共有を行っています。また、今年度導入した統合型GISの災害時における活用についても検討を進めているところです。

ドローンの配備についてですが、当面はドローンを保有している民間事業者と災害時における支援協力に関する協定により、被災状況等の情報収集について対応していきます。

次に地域の業界団体との情報共有システムの導入についてですが、市では、民間事業者と災害時における支援協力に関する協定を結ぶなど、被災状況等の情報収集について民間事業者の

力をお借りする取り組みも進めているところです。

現在、市の防災情報共有システムを活用して情報共有できるのは、市内の公的関係機関のみですので、今後、民間の業界団体との情報共有についても研究・検討していきたいと考えております。

続きまして、保育施設周辺のキッズ・ゾーンについてです。

昨年12月に、厚生労働省交通安全業務計画にキッズ・ゾーンの設定が盛り込まれました。 市としても関係機関との連携を図り、キッズ・ゾーンの必要性について検討していきます。

なお、本市においては、昨年8月から9月にかけて、保育園、道路管理者および笛吹警察署 と合同で緊急安全点検を実施し、その結果を踏まえて危険箇所への対応を進めています。

続きまして、内水氾濫対策についてです。

本市では、昨今の全国における内水被害の発生状況から、市内を流れる1級河川内の土砂の 堆積や樹木の繁茂などの状況に応じて、各河川管理者に積極的な改善要望を行ってきました。

これに対しまして、国では、所管する笛吹川の伐木や河床整正を、県では管理する24の一級河川において、伐木や浚渫を個別補助事業として実施しています。また、市では、渋川排水機場の整備や大坪地区の浸水対策などの内水対策にも取り組んでいます。

その他にも、市が管理する橋梁の老朽化対策として、国土交通省の指針に基づき、平成26年度から平成30年度にかけて、すべての橋梁の点検を行いました。

この点検結果に基づき、橋梁長寿命化計画を策定し、重要橋梁の耐震補修事業や判定結果による修繕事業を国土交通省の補助事業として実施しています。

今後も、各河川管理者に積極的な要望を行うとともに市管理の橋梁等につきましては、計画 的に耐震補修や修繕を行っていきます。

続きまして、マイナンバーカード作成の実態と今後の取り組みについてです。

1月末現在、本市のマイナンバーカードの交付率は11.5%となっており、国および県の 平均に比べ低い状況となっています。

理由としては、住民基本台帳カードの交付率が高く、現在でも有効期限内のものもあることから、マイナンバーカードへの移行が進んでいないことが考えられます。

本市では、マイナンバーカード普及とマイナンバーカードの利活用の促進として、市民窓口 館に、マイナンバーカード交付・申請サポートの専用窓口を設けました。

併せて、本年9月から始まるマイナポイントを活用した消費活性化策に向け、マイナンバーカードの交付を受けた方に、マイキーID設定支援を実施しています。

今後も、出張によるマイナンバーカード申請サポートや、マイナポイントの制度などを周知 するため、チラシ印刷や広報活動を実施し、マイナンバーカードの普及に努めます。

続きまして、健康寿命のための予防対策についてです。

生活習慣病の予防については、各種健診の実施と健診結果を生かした特定保健指導や健康教室、一般市民を対象とした運動教室などを開催しています。

今後は、本市の健康課題である糖尿病対策として、医療機関に栄養士を派遣するなど、笛吹 市医師会と連携を図りながら、重症化予防に取り組みます。

また、がん検診については、精密検査や未受診者の受診勧奨に取り組んでいきます。

要介護状態を防ぐ取り組みとしては、介護予防の効果が高いといわれている社会参加に注目 し、住民主体の「いきいき100歳体操」の実施や地域介護予防活動支援事業による通いの場 の開設を行っています。

今後は、口腔機能の改善に向けた個別相談、認知機能向上を目指した脳トレーニングおよび 健康マッサージ等の実施を予定しております。

続きまして、有料指定ごみ袋料金体系の見直しおよびごみ減量についてのご質問のうち、まず有料指定ごみ袋料金の見直しについてです。

有料指定ごみ袋を導入してから3年が経過しましたが、販売価格が近隣の市と比べて高いことや透明度、強度といった素材に関することなどについて、市民の皆さまから多くのご意見をいただいております。近隣の市と比較する中で、料金体系の見直しを検討していきます。

次にイベント会場におけるリユース食器の導入についてです。

リユース食器の導入により、環境対策に貢献できる、ごみ減量化が図られる、繰り返し使用 できる等のメリットがありますが、衛生面が不安、コストが高い等のデメリットもあります。

これらの問題を解決するため、県が山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画を、年度内に策定する予定ですので、これを参考に本市においても、各種イベントでのリユース食器の導入を検討していきます。

続きまして、新型コロナウイルス対応についてです。

市は、庁議メンバーで構成される新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、市役所を挙げて感染予防に取り組んでいます。

市民の皆さまに対し注意喚起するためにホームページに関連情報を掲載するとともに、相談があった場合には、国や県の専用電話による相談窓口を紹介しています。

また、保育所、小・中学校、公共施設等に対して、国から示された対策の徹底を指示しています。

保育所、小・中学校においては、手洗い、うがい、マスクの着用、消毒、換気などを徹底し、 感染予防に努めながら、保護者の皆さまには、必要な情報を提供し周知を図っています。

国からの要請により、小・中学校については、3月3日午後2時から3月25日までの間を 休業することとし、卒業式、入学式の実施に当たっては、感染防止を最優先にすること、修学 旅行については、実施期間の変更を指示いたしました。

以上、答弁とします。

○議長(中村正彦君)

答弁が終わりました。

質疑および質問を許可いたします。

渡辺清美君。

○14番議員(渡辺清美君)

ありがとうございました。1問目の災害のときの情報の共有についてですけど、長野県の宮田村では防災行政無線、Jアラームなどの音声放送を瞬時に自分らの、市民の皆さまのスマートフォンに転送し、そういうシステムを構築しつつあります。そうすることによって、個別受信機などの電波がちょっと聞こえないようなところや、また防災無線なんかでも聞きづらいところなんかも、これも解決することもできますし、また市外に出て勤務している方、またいろんな面で旅行とか、お買い物、遠くへ行って出掛けた方、そういう方々についても利用できると思いますけど、こういう点については、山梨市のほうでも今後、この体制を進めていくとお聞きしましたけども、どうか本市においても取り入れていただきたいと考えておりますが、い

かがでしょうか。

○議長(中村正彦君)

答弁を、須田総務部長。

○総務部長 (須田徹君)

渡辺清美議員の再質問にお答えいたします。

災害情報等の市民への伝達ということなんですけども、本市におきましても今ですね、防災 行政無線で放送した内容をですね、メールで各個人へ配信できるような取り組みも行っており ますので、そのほかいろいろな手法があると思いますので、有効な手段をですね、今後も検討 しながらですね、市民の皆さんに的確な情報を伝えるように努めてまいりたいと考えておりま す。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

渡辺清美君。

○14番議員(渡辺清美君)

ありがとうございます。あと新型コロナウイルスの対応についてですけども、今ちょうど、 年度替わりでもっていろんな区民の皆さま方が会合をしなければならない、新旧の役員を決め なければならない、そこでは大きいところでは100人近くぐらい集まるところもある。そう いった場合にどうしたらいいのか。市の判断として何かあるのかという、そういうお問い合わ せを多々いただいておりますけど、この点についてはどのようにしたらよいか、ご指導をお願 いいたします。

○議長(中村正彦君)

答弁を、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

今、渡辺清美議員からまったく今後どうするのかと、われわれも本当に心配するところでご ざいます。

何かお話を聞きますと、もう区の総会をちょっと時期をずらすとか、何かいろいろ各行政区でそれなりにご自分たちでかなりお考えになっていただいているようでございます。

本当はそういった消毒液、そしてマスクと、準備が市のほうでできれば当然、そういうところに、皆さん方に配布するということも一つ行政としてやっていかなければいけないことなのかとは思いますけれど、ご存じのとおり大変マスク、消毒液、なかなかわれわれも手に入りにくくなっておりますので、そのあたりはですね、ぜひとも開催する際に各個人にてしっかりマスクをしていただいて、そして手洗いをよくしていただいて参加していただくと。そういうことを、ぜひとも逆に、われわれのほうからですね、各行政区、これから総会等もございます。いろんな団体が総会もあるかと思いますので、そういうことをできるだけ徹底していただけるような、そんなお願いをさせていただこうかなと思っていますので、また議員のいろいろご指導をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(中村正彦君)

渡辺清美君。

○14番議員(渡辺清美君)

ありがとうございました。以上で公明党の代表質問を終わります。大変にありがとうござい

ました。

○議長(中村正彦君)

以上で公明党の質疑および質問を終了いたします。

続いて笛政クラブ、前島敏彦君の質疑および質問を許可いたします。

前島敏彦君。

○17番議員(前島敏彦君)

笛政クラブの前島でございます。議長の許可をいただきましたので、笛政クラブを代表しまして質問させていただきますけども、4番バッターということで、大変重複する点も多々あろうかと思いますけども、そういう中で通告してありますので、ご了解いただきたいと思います。 新年度予算案につきまして、まずは伺いたいと思います。

財政再建を進めている中でも、継続してきた事業の予算だけではなく、人口減少など社会情勢に対するための数年後を見据えた投資的な予算は、どのようなものなのか。

歳出だけでなくて、歳入確保のため、どのような取り組みや策を講じているのか。

また必要な施策に予算配分するためにも、事業や事務の見直し、組織や人員配置などはどのような状況か伺います。

4点目、各部局におきまして、どこに重点を置いて予算編成を行っているのか伺います。

次に、農業振興施策でありますけども、農業を取り巻く環境につきましては、近年、台風、 ゲリラ豪雨、雹などの自然災害による農作物への被害に加え、本来山奥に生息している動物た ちがエサを不足しており、居住地域に出没するケースが増加しております。農作物の被害が後 を絶たない状況であります。

桃・ぶどう日本一の出荷量を維持するため、また農家の収入を確保するためにもこれらに関する、さらなる対策が必要と考えますが、そこで以下伺います。

はじめに、せん孔細菌病について伺います。

昨年、広範囲に被害があったせん孔細菌病の一斉防除につきましては、現在までの状況はいかがか。

イとしまして、今後実施する生育期防除としては、マイコシールドやアグレプト液剤の散布がより効果といわれております。それらについても補助する考えはあるのか伺います。

昨年の第3回定例会におきましては、もも、スモモ、ブドウにおける減収の見込みについて、 前年度と比較し40%減との答弁がありましたが、現在把握している状況はいかがか。

エとしまして、耕作放棄地などの防除対策はどうなっているのか伺います。

次に、農作物の鳥獣被害について伺います。

鳥獣による被害額の状況はいかがか。

イとしまして、これまで行ってきた駆除や防護柵などに加え、新たな技術を取り入れた防止 策について検討を行っているのか伺います。

次に、一宮南部地域高規格農道について伺います。

一宮南部地域高規格農道の整備につきまして、一宮町一ノ蔵から石までの11地区から地区 要望が出されておりますが、そこで伺います。

要望を受けて、市ではどのように考えているのか。また、現在はどのような状況かお聞かせください。

次に、文化財の保存整備についてであります。

市内では現存しない歴史的建造物の史跡について、現在残っている遺構だけではなく、その本質的な価値、歴史的な価値を理解することは大変難しいことと考えておりますが、市民だけではなく、観光等で笛吹市を訪れた方に歴史的な史跡の価値に対する理解を深めていただくとともに歴史を体験、体感していただくためにも歴史的建造物を再現する等、総合的な整備を行うことが重要と考えております。

そこで以下、伺います。

はじめに、寺本廃寺跡の整備について伺います。

寺本廃寺跡につきましては、昭和25年の発掘調査以来、3回にわたり発掘調査が行われ、 その結果、130メートル四方の敷地を持つ法起寺式伽藍配置の寺であることが確認がされま した。そこで伺います。現在の状況はどのようになっているのか。

イとしまして、具体的な整備計画はどうなっているのか伺います。

次に、史跡甲斐国分寺跡保存整備事業につきまして伺います。

史跡会国分寺跡保存整備事業は、昭和57年度に着手されてから37年が経過しております。 事業では公有地化を進めるとともに発掘調査を行い、今年度にその調査報告書が完成するとい う理解でありますが、整備計画をもとに事業を進めていると思います。市民には、その具体的 な活用策や完成の形が見えてこない状況でもあります。

そこで今後の甲斐国分寺、国分尼寺跡の整備について伺います。

公有化の進捗状況について。

イとしまして、活用方針はどのようになっているのか。

ウとして、具体的な整備計画はどうなっているのか伺います。

続きまして、小中学生の学力および教育環境について伺います。

はじめに、市内の小中学生の学力につきまして伺います。

昨年7月、文部科学省は小学6年生と中学3年生を対象に同年4月に実施した2019年度の全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)の結果を公表しました。正答率のランキングを都道府県別に見ますと1位が秋田県と石川県、3位が福井県で、山梨県は長野県や長崎県と同率の23位でありました。

そこで伺います。

昨年度の全国学力テストの結果を踏まえた上で、市内の小中学生について、現在の学力をどう分析し、課題はどう捉えているのか。

また課題を踏まえ、どのような施策が必要と考えているのか。

次に、児童生徒へのパソコンの配備でありますが、政府が12月に決定した経済対策として2023年度までに小中学生全学年の児童生徒にパソコンを1人1台配備することが決まりました。そこでお伺いします。

政府の方針に対する市の対応方針および計画はどうなっているのか。

イとしまして、配備したパソコンについて、学校現場でどう活用し、どのような目的をもって取り組みを進めていくのか、具体的にお聞かせください。

次に、環境基本計画についてであります。

昨年、オーストラリアでは大規模な森林火災が発生しました。延焼が大規模になった原因は、 高温や乾燥にあるといわれており、地球温暖化が深く関わっていると思われます。

また、世界中の海にあると言われている海洋プラスチックごみは、およそ1億5千万トンと

なっており、年間800万トンが新たに流出しているそうであります。

このような、今、全世界では様々な環境問題が取り沙汰されております。そこで伺います。 市では平成23年度より環境基本計画に取り組んでおりますが、5つの環境目標の達成状況 はどうか。

2点目として、計画期間の最終年度を迎えるにあたり、この10年間のPDCAサイクルから今後どのように進めていくのか伺います。

次に、今話題の新型コロナウイルス感染症対策でありますけども、今年1月、中国湖北省武 漢市で新型コロナウイルスが発生しました。過去にも2003年に中国広東市を発生源とする 重症急性呼吸器症候群、通称SARSが、2012年には中東地域7カ国で中東呼吸器症候群、 通称MERSが発生しました。

今回、日本政府は1月28日の閣議におきまして、新型コロナウイルスに対する肺炎を感染 法に基づく指定感染症とすることが決定いたしました。また、武漢市では市街に向かう鉄道の 駅や空港を一時閉鎖するなど、事実上の移動制限を行いましたが、これらのウイルスに限らず、 今後様々な感染症の発生が懸念されます。

そこで伺います。

1点目、インバウンド政策を積極的に進めている本市におきましては、中国をはじめ多くの 外国人観光客が訪れ、観光客の受け入れ側として、どのような対策が考えられるか。

2点目として、市民に感染者が出た場合の対応策はどのように考えているのか伺います。

次に、次世代の移動通信システムである5G、先ほどちょっと質問がありましたけども、5Gにつきまして、高速・大容量、多数同時接続等の特徴を持っており、スマートフォンやタブレット端末の利用に限らず、様々な分野におきまして活用が想定されております。この5Gを利用した新しい技術や仕組みが開発される中、人口減少による人手不足など地域の課題を解決するため、行政においてもそれらの技術を最大限に取り入れていく必要があるのか伺います。

そこで1点目、防災・防犯等の安全面でなく、産業、医療、交通等、あらゆる分野において 利用する必要があると考えますが、現時点で、行政の事業として、どのようなことが想定され ているのか。

2点目としまして、活用が想定される分野が多岐にわたる。市全体として、どのような体制 で推進していくのか、この点につきましてまず1回目の質問とさせていただきます。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

笛政クラブ、前島敏彦議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和2年度の当初予算編成および市政運営についてのご質問のうち、まず人口減少などに対応する投資的予算についてです。

笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の、「安心」が人を留め、「魅力」が人を呼ぶという 基本的な考えの下、転出者を減らし、転入者を増やすため、子育て支援や地域産業の活性化対 策などが重要であると考えています。

該当する重点事業としては、子育て世代定住支援事業、保育所および児童館への防犯カメラの設置、企業立地促進助成事業、石橋農工団地道路改良事業が挙げられます。

次に歳入確保のための取り組みについてです。

市の主要産業である農業と観光業の成長を促進するとともに、企業誘致も積極的に推進することで市税の増収を図っていきます。

さらに、ふるさと納税額の増加への取り組みや普通財産における未利用地の売却処分についても積極的に行い、自主財源の確保に努めていきます。

次に事業および事務、ならびに組織および人員の見直しについてです。

平成30年度事務事業評価を見直し、委託料や市単独の補助金を対象に、行政が関わる妥当性、効果、透明性、公平性の観点から、事業の継続、拡充、改善や廃止等、事務事業の見直しに取り組んでいます。

さらに、令和2年度からは、業務の効率化、経費削減や人員配置の最適化を進めるため、業務プロセスと業務量の調査を行い、課題を整理した上で、事務処理にAIを導入しながら、改善に取り組みます。

市の事務組織については、市民環境部国民健康保険課の国保保健指導担当を、保健福祉部健康づくり課に統合することで、加入している保険にかかわらず市民に対する一貫した保健指導、健康づくりおよび医療費の適正化を推進します。

また、合併浄化槽に係る事務を、公営企業部下水道課から市民環境部環境推進課へ所管替えすることで、下水道整備区域との区別化を図るなど、より効率的、効果的な組織を目指します。

さらに、人員配置については、正職員数を今年度と比較して4人削減しますが、組織全体を 俯瞰的に捉える中で職員を適正に配置し、今後も市民サービスの向上に努めていきます。

次に各部局では、どこに重点を置いて予算編成を行っているのかについてです。

毎年10月の重点事業協議における市長と各部との協議を経て、次年度に政策的に実施する 重点事業を決定し、その経費を当初予算に計上しています。

第2次笛吹市総合計画を着実に推進するため、基本目標の体系に沿って、バランスも考慮して重点事業を決定しているところです。

続きまして、農業振興施策についてのご質問のうち、まずせん孔細菌病についてです。

一斉防除の状況についてですが、秋防除後の状況は、JAふえふき、JAフルーツ山梨による散布状況調査の結果、栽培者のうち93%が防除を実施し、残り7%が未防除でした。

未防除圃場のうち、耕作者が判明している101人に対しては、JAから防除の呼びかけを 行い、耕作者が不明である圃場については、市農業委員会において耕作者または所有者を確認 の上、防除への協力依頼の通知を郵送しました。

この結果、耕作者等が不明のうち45人は、防除済み、または伐採済みであることが確認されましたが、依然、未回答等もいますので、引き続き、通知等を行っていきます。

マイコシールドやアグレプト液剤の補助についてです。

これらの薬剤は、モモの生育期において散布することにより、せん孔細菌病の蔓延防止に効果が認められているので、令和2年度以降、市単独事業の中で補助対象薬剤と位置付け、秋・春のボルドー薬剤と併せて、補助を行う方向で検討を進めています。

モモ、スモモ、ブドウにおける減収の見込みについては、JAふえふきのデータによると、 令和元年中販売高は、対前年比でモモが23%減、スモモが29%減、ブドウは3%増でした。 耕作放棄地などの防除対策についてです。

秋防除後の現地調査の結果は、56人の圃場が耕作放棄地でありました。市ではJAと連携

して、防除への協力依頼や遊休化の注意喚起を行うとともに、耕作放棄地の所有者には、伐採 や整地などの依頼を粘り強く行っています。

また、未防除圃場の隣接栽培者に呼びかけ、耕作放棄地の一部だけでも防除をしてもらえるよう呼びかけを行います。

次に農作物の鳥獣被害についてです。

鳥獣による被害額の状況について、平成30年度における市内の被害面積は約34~クタール、被害額は2,260万円でした。被害面積、被害額ともに3年ほど前から横ばいで推移している状況です。

新たな技術を取り入れた防止策の検討については、市では新たな防止策として、平成29年度に境川町坊ケ峰地内に囲い罠を設置し、実証実験を行っています。これまでの状況は、地域の皆さまの管理により捕獲実績も良好に上がっていますので、今後、他地域での導入について検討をしていきます。

また、昨年度から、地区猟友会の管理捕獲体制の強化を目的として、捕獲器具の整備を行っており、令和2年度は、狩猟の効率化を目的に、罠に獲物がかかったときに狩猟者にお知らせするセンサー機器を試験的に購入配備する予定です。

次に一宮南部地域高規格農道についてです。

要望についての考えについて、一宮南部地域高規格農道については、平成27年と平成29年に、地元行政区などから、整備の要望を受けたところですが、整備に係る事業費が莫大であるため、市の財政状況や現在実施中の畑総事業等、他の事業の進捗状況などを考慮し、長期的な計画で推進していきたいと考えています。

現在の状況についてです。

当該農道の整備については、現在実施中の畑総事業等と同様に、県営事業に頼らざるを得ないと考えており、継続的に県と協議していきます。

続きまして、文化財の保存整備についてのご質問のうち、まず寺本廃寺の整備についてです。 現在の状況については、約130メートル四方が県の史跡に指定されています。塔跡や講堂 の想定地である山王神社境内には礎石が残り、古代寺院の面影を見ることができます。また、 保存のために、史跡の一部を公有地化しました。

具体的な整備計画については、現存する寺の痕跡と、これまでの発掘調査の成果をもとに、 県教育委員会や専門家の指導を受けながら、保存方法を検討していきます。

次に史跡甲斐国分寺跡保存整備事業についてです。

公有地化の進捗状況については、令和2年3月現在で、国分寺跡の指定面積は約4万6, 290平方メートルで、国分尼寺跡は約3万500平方メートルあり、それぞれ指定面積の約80%を公有地化しています。

活用方針についてです。

公有地化の目的は、史跡を保存することであり、活用方法については、歴史学習の場としての活用策を幅広く検討していきます。

具体的な整備計画については、令和元年度に、国分寺跡の発掘調査報告書が完成します。この調査報告書をもとに、国、県、専門委員および地元の皆さまと意見交換を行いながら、整備 方針を検討していきます。

続きまして、小中学生の学力および教育環境についてのご質問のうち、まず小中学生の学力

についてです。

全国学力学習状況調査の結果を踏まえた学力の分析と課題については、正答数の分布に着目した場合、全体としては、全国と同等レベルで推移しています。現在の中学3年生が、小学校6年生のときの調査結果と比較した場合、比較対象の国語、数学において、平均正答率が上昇傾向にあり、小学校から中学校にかけて、より確かな学力が定着していることが分かります。

課題については、小学校においては基礎基本の定着、中学校においては、問題に対して自分の考えをまとめる力を身に付けさせていく必要があります。

生活習慣等に関するアンケート調査からは、多くの項目で全国平均と比べて良好ですが、自己肯定感に関する項目に若干の課題が見られます。

課題を踏まえた施策については、教育活動全体を通して、基礎基本の定着を図る学習を展開するとともに、きめ細かな指導を行うために、継続で市費負担教職員を配置しています。

また、ICT機器を効果的に活用し、デジタル教材等を授業に取り入れることで、分かりやすい授業の展開と、多様な学びを提供していくことが必要と考えます。

次に児童生徒へのパソコンの配備についてです。

政府の方針への市の対応については、国の方針に基づいて、随時パソコンの整備を進めます。 また、昨年度末に国が示したGIGAスクール構想に基づき、令和2年度は小中学校に高速 大容量ネットワークを整備し、さらに年次計画で、児童生徒1人に1台の端末整備を予定して います。

配備したパソコン活用や取り組みの目的については、タブレットパソコンを導入することにより、教科書に掲載されている写真資料を動画として視聴でき、様々なデジタル教材を取り入れることにより、意見交流や調べ学習、プログラミング学習に活用します。

ICT機器の効果的な指導方法を学びながら、教育活動の質を高め、児童生徒の学力の定着を図ることを目的として、学習に取り組んでいきます。

続きまして、環境基本計画についてのご質問のうち、まず5つの環境目標の達成状況についてです。

環境基本計画では、5つの環境目標に152の環境指標を設定し、目標値と毎年度の実績値 を比較して、進捗状況を管理しています。

平成30年度における進捗状況において、目標値を達成している指標の数は、基本目標1「豊かな自然を守り動植物と共生するまち」では、44のうち21指標、基本目標2「健康で安らぎのあるまち」では、48のうち22指標、基本目標3「快適で趣のあるまち」では、35のうち10指標、基本目標4「地球環境の保全に貢献するまち」では、11のうち5指標、基本目標5「自ら動き環境保全に取り組むまちづくり」では14のうち8指標となっており、基本目標3の進捗が遅れています。

次に10年間のPDCAサイクルから今後どのように進めていくかについてです。

現行の計画が、令和2年度で計画期間満了を迎えるため、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする、第2次計画の策定を進めます。

計画の策定に当たっては、国や県の動向、第2次笛吹市総合計画との整合性を図るとともに、現行計画の検証結果を踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題へ対応したものといたします。

また、市民アンケートの結果を計画的に反映させ、庁内推進委員会を中心に素案を作成した上で、環境審議会に諮り、新たな計画を策定する予定です。

続きまして、新型コロナウイルス等感染症対策についてのご質問のうち、まず外国人観光客の受け入れ側としての対策についてです。

市では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市内の宿泊業者にキャンセルと宿泊状況の 調査を1月27日に実施し、状況を把握しました。

インバウンドおよび観光客への対策としては、市内の旅館およびホテルに、感染予防の消毒 液と新型コロナウイルスへの対応パンフレットの配布を行い、注意喚起したところです。

今後も県と連携し、感染予防体制の強化に努めていくとともに、安全に配慮した、安心して 宿泊できる観光地であることをPRしていきます。

次に、市民に感染者が出た場合の対策についてです。

現在、県内では感染者が出ていませんが、国内での感染状況を注視しつつ、市内での感染者の発生に備え、国、県からの情報を確認し、県との連携を円滑に行うため、体制を整備しています。

今後、市内において感染者が出た場合は、対策本部を設置し、発生状況に応じて不要不急の 外出や複数の人が集まる活動については、自粛を要請するなど必要な対策を講じます。また、 引き続き、市民に対して情報を発信していきます。

なお、感染者の直接的な対応は県が行いますが、市に対し、協力要請があった場合は、適切に対応していきます。

続きまして、第5世代移動通信システムの活用のご質問のうち、まず現時点での行政における活用の想定についてです。

いわゆる5G技術は、ラジオ、テレビ、また携帯電話等で使用している無線型通信の最新のものであり、「超高速」、「多数同時接続」、「超低遅延」という特徴を持つことから、データ通信においては、高画質の映像データや高音質の音声データなどを一度に大量かつ高速に送受信することができます。

この活用については、現在、総務省など国の機関、民間通信事業者などが調査研究しているところですが、一例としては、近年多発している想定を超える大規模災害などにおいて、刻々と変化する現場映像などの災害情報を把握することで、被災者に最適な情報を迅速に届けるなど、災害に強いまちづくりに有効ではないかと考えています。

また、教育現場での体験型授業への活用や行政手続きにおける利便性の向上、行政事務の効率化にも資するものであると考えます。

さらには、農業や観光など本市の産業の活性化にもつながるものと大いに期待しているところです。

次に市全体としての推進体制についてです。

この技術は現在実証実験段階であり、ご質問にもあるとおり活用分野は多岐にわたりますので、今後の動向を注視しながら、まずはどのように活用していくことがより効果的であるか研究、検討を進める中で必要な体制を整えていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

答弁が終わりました。 質疑および質問はありませんか。 前島敏彦君。

○17番議員(前島敏彦君)

丁寧な答弁をありがとうございました。

先ほどの、昨年のせん孔細菌病につきましてはですね、山下市長を中心にですね、何せこの地域は一大果実郷でもあるという中におきまして、理解いただいて、ボルドー液の薬剤散布の補助等々もいただきました。また、ちょっとお伺いしたいのはですね、新年度予算の中の4億1,200何万という莫大な予算をいただいたわけでございますけども、こういった中におきましては、先ほどのマイコシールド水和剤、そしてアグレプト液剤等々の農薬の市単独の補助ということでございますけど、このへんの中に含まれているのか、このへんにつきまして、またボルドーと同じように春、夏、秋が3回ですか、冬が1回ということで、4回の補助ということで、大変農家の皆さま方も大変ありがたく思っておるというふうに聞いております。そのへんちょっと再質問でさせていただきたいと思いますけど。

○議長(中村正彦君)

答弁を、産業観光部長。

○産業観光部長(小宮山和人君)

再質問にお答えいたします。

はじめに予算措置についてでありますが、育成期の薬剤分も含め秋防除、春防除として、全 体分として当初予算に計上させていただいております。

また、補助の回数についてですが、防除暦にはアグレプト液剤は2回以内で散布することと 定められております。また、マイコシールドについては早生種から晩生種まで散布回数は違い ますが、最大5回まで散布できることとされております。市では農協と生育期薬剤や防除回数 について防除効果を考える中で、それぞれの薬剤について2回の散布分を補助対象とすること を現在、検討していると、そういった状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(中村正彦君)

前島敏彦君。

○17番議員(前島敏彦君)

ありがとうございました。このへんも山下市長になりまして、大変この果樹産地をという中におきまして、意気込みを感じました。誠にありがとうございました。

それとですね、環境のほうの5つの、先ほどの答弁の中でですね、基本目標の、3つ目の快適で趣のあるまちで公園や緑地、歴史、文化的環境の整備や町の美化活動に取り組んでいる項目が35あるということでございますけども、35のうち達成しているのは10の指標で28.57%という進捗状況でありますけども、このへんについて、進捗がずいぶん低いなというふうに感じておりますけども、このへんについての質問をさせていただきたいと思います。

○議長(中村正彦君)

答弁を、雨宮市民環境部長。

○市民環境部長(雨宮昭夫君)

再質問にお答えいたします。

今の基本目標の3ですけども、この中にはアダプトプログラムや清掃活動、啓発イベントのことが書かれているわけですけども、今、市民参加が減少傾向であります。また、そのほかに不法投棄や空き地の雑草繁茂の問題が増加傾向にあるということで、そのようなことから進捗

がなかなか進まないという状況にございます。

以上です。

○議長(中村正彦君)

前島敏彦君。

○17番議員(前島敏彦君)

2問ということでございますので、以上、笛政クラブの質問とさせていただきます。 ありがとうございました。

○議長(中村正彦君)

以上で笛政クラブの質疑および質問を終了いたします。

次に日本共産党、渡辺正秀君の質疑および質問を許可いたします。

渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

日本共産党の渡辺正秀でございます。議長の許可をいただきましたので、代表質問をさせていただきます。

問1. 新型コロナウイルス対策についてであります。

日本共産党は、この問題については、基本的に与野党を超えて協力すべきだという立場でございます。その立場から政府に本気の対応をせよ、検査、医療体制、中小企業、雇用対策に万全な予算措置を求め、コロナ対策費ゼロの新年度予算に対して野党共同で予算組み替え動議を提出したところであります。

この間、政府の対策はクルーズ船対策やウイルス検査の促進などで後手後手にまわり、また 重大な問題を置き去りにしたものであっただけに、自治体としての特別な対策が必要になるの ではないでしょうか。

質問要旨提出時において、国の方針は37度5分以上の熱が出た場合、通常4日間は受診しないで自宅で待機をというものでした。重症化の懸念に対する対策を含め、市の対策を問うものでございました。

2月26日、安倍首相は3月2日からの全国一斉休校を唐突に要請しましたが、全国に混乱 を広げております。市の対応、対策を伺います。

次に問2でございます。財政好転のもとでの2020年度の市政運営について問うというものでございます。

私は、令和5年には基金が底をつくとされていたときと、現在も10年後も基金残高は170億円を超える見通しとされている今、財政運営の考えが同じであってよいはずはないと、過大な基金を活用し施策の充実をすべきだと主張してまいりました。

市はこれまで将来の財政難に備えるとして、特定分野を除き予算の一律カット、公共料金・税の引き上げ、公的事務の民営化を進めてまいりました。その結果、様々なひずみ、公共サービスの縮小、市民負担の増大が起こっております。一方、地球温暖化対策や災害対策をはじめとする課題も緊急性を増しております。

ひずみの是正や市民生活の擁護、新たな課題の解決のための積極的な施策展開が必要だと思います。一方、必要性や費用対効果が明らかでないまま進められた事業もいくつかあったと思いますが、そのような無駄は繰り返してはなりません。以下、質問いたします。

(1) 財政好転に伴い、市政運営・財政運営の考えで変えるところはあるか。

- (2) これまでの行財政改革で「市役所や市職員が身近に感じられなくなった」という声が増えていると思います。市民生活・市民活動の現場で働く職員削減を見直すべきではないか。
- (3) 自主的組織と共に、地縁団体や子どもクラブや育成会、老人クラブ等、地域の対象者 全員の加入を前提とする、いわゆる地域基礎組織の維持・発展はまちづくりの鍵だと思います。 これらに対する支援の強化、補助金削減の見直しが必要だと思うがどうか。
- (4) 社会福祉協議会と行政は地域福祉向上の車の両輪といえます。社協を一般の法人と同列視する動きは容認できません。一層の連携強化と経常経費補助金削減の見直しを求めるものであります。
- (5) 指定管理者制度の問題点が明らかになってきております。備品の故障、施設の老朽化、旧式になった設備、こうしたものの放置などを指摘する市民の声が多くございます。また、経費節減効果は小さく、あってもアルバイト雇用など人件費削減効果だけの場合が多いのであります。一方、指定管理者にとっても設備投資ができないため、経営戦略が立たない等の問題がございます。指定管理者制度の効果および問題点を根本的に総括すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- (6) 市民負担の軽減を求めます。国保税の均等割部分の軽減、令和4年度に予定されている上下水道料金の2割再引き上げの中止を求めたいと思います。
 - (7) 緊急な防災・減災対策について問う。

1つ目は、石和町富士見地区の垂直避難について市はどうする考えかということを聞きたいと思います。私は早期避難の徹底とともに、環状道路に隣接して垂直避難塔、垂直避難施設を造り、二次避難所への移動、あるいは逆に物資の搬入を可能にするよう提案したいと思います。いかがでしょうか。

2つ目に、防災情報について。私、FM受信できるようにということをやって、市でも検討されてきたわけですが、非常にお金がかかるということでございました。個別デジタル、またはFM受信、あるいはスマホ受信、いずれでもこれは結構です。防災情報が基本的に全市民に伝わる対策、これが必要ではないでしょうか。また情報確保が特別困難な方への対策の徹底を求めたいと思います。いつまでに何%の方に、基本的に防災情報が必ず届くという目標も出していただければ幸いだと思います。

(8) これまでもリニアの見える丘事業など効果のない事業が行われてきたと思います。その二の舞をしてはならないと思います。必要性や費用対効果など十分な検討が必要でございます。心配な2点について伺います。

1つは、新道峠展望台整備事業で、「おごっそうや」から3台のシャトルバスを走らせる予定 ということでありますが、すずらんまつりの時期などを除いて利用者がどれだけあるか心配で あります。3台の計画根拠を示していただきたいと思います。

2つ目に、みんなの広場の屋根面積について、当初計画の1千平方メートルを1,500平 方メートルに変更したが、屋根部分の建設費は同じ工法でいったらそれぞれいくらになると想 定したのか。そして当該地は病院や学校、住宅地に隣接しており、大音響・大規模企画は不可 能でございます。1,500平方メートルへの変更の必要性について明確な説明を求めたいと 思います。

次に、令和元年度の代表質問、一般質問に対する答弁で、理解できない内容のものがいくつ かございました。再質問、2問だけという制限が設けられた中で、やむを得ない面もあったと 思います。そこで今回、そうした答弁の一部について、以下再度伺いたいと思います。

問3でございます。保育所民営化による財政効果について。

私の「民営化で国県交付金は増えるが、交付税は減る。その額は同額が原則であり、プラス・マイナスほぼゼロではないか」との質問に対する、この間の市の答弁は「民営化で交付税は減るが、財政力指数が約50%であるためその影響は約2分の1。民営化による国県交付金のほうが大きく、民営化のほうが有利」という趣旨であった。市の考えに基づけば、国の言う「交付税で措置」は実質2分の1措置ということになるが、果たしてそのような考えを持っているのか伺います。

問4. 基金の適正規模と特別会計・企業会計の一般会計からの繰り入れについて。

まず「基金残高172.7億円は類似団体の1.3倍、過大ではないか、基金はどの程度必要か」という質問に対する、この間の答弁は「一定規模の基金は必要」というものであったが、それは過大か、適正か、過少か。また、「一定規模」とはどの程度か伺いたいと思います。

(2)「基準外繰入も含め、高すぎる国保税の引き下げを」という質問に対する答弁は「国の 定める基準以外の繰入金は一般会計から支出すべきでないものと考える」というものであった。 これまでも、そして今でも特別会計や企業会計へは基準外繰入を行っております。これは自治 体の自主性でございます。これを否定するのか否か、明確な答弁をお願いします。

問5. 本会議答弁について。

問3、問4は、私としては理解しがたい答弁の例でございましたが、再質問2問という制限のもと、詳らかにできなかった答弁でございます。かみ合った正面からの議論が行われてこそ議会と市長の二元代表制が機能すると思います。文字どおり議会と市長が車の両輪となり得ると思います。質問者の質問に正面から答える市長の決意・考えを問いたいと思います。

以上でございます。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

日本共産党、渡辺正秀議員の代表質問にお答えします。

はじめに、新型コロナウイルス対策についてです。

市では、庁議メンバーで構成される新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、市役所を 挙げて感染予防に取り組んでいます。

市民の皆さまに対し注意喚起するためにホームページに関連情報を掲載するとともに、相談があった場合には国や県の専用電話による相談窓口を紹介しています。

今般、国の動向に鑑み、2月29日から3月16日まで公共施設を休館することといたしました。また、国からの要請により3月3日午後2時から3月25日までの間、小中学校を休業することといたしました。

今後も感染症の発生状況を注視しながら、適時適切な対応をしてまいります。

続きまして、2020年度市政運営についてのご質問のうち、まず市政運営・財政運営の考え方についてです。

平成30年度の決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が89.3%と、前年度と 比較し0.4ポイント増加しており、財政の硬直化が懸念されています。 第2次笛吹市総合計画を着実に推進するため、今後も行財政改革に取り組んでいきます。 次に市民生活、市民活動の場で働く職員の削減見直しについてです。

市では、定員適正化計画および行財政改革大綱に基づき、事務事業の効率化や組織の見直しを進める中で、職員数など組織としての適正化を図っています。

今後も、国県からの権限移譲や定年延長など、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応するため、義務的経費の多くを占める人件費の抑制という、相反する命題がある中ではありますが、業務プロセスや業務量の精査、事務処理にAIを導入するなど、柔軟かつ慎重に対応することで、引き続き質の高い行政サービスを提供していきます。

次に地域基礎組織に対する支援の強化、補助金削減の見直しについてです。

市では、地域に根ざした基礎的な組織や団体に対して、地域活動の一層の推進、コミュニティ機能の強化を目的として、その活動や事業などに必要な支援を行っています。このうち、補助金の交付については、その効果と有効性を検証する中で、適時適切に対応していきます。

次に社会福祉協議会との連携強化および経常経費補助金削減の見直しについてです。

社会福祉協議会は、笛吹市地域福祉計画を実現するための行動や活動を具体的に実施する中 核的役割を担っています。今後もさらに社会福祉協議会と連携を深め、地域福祉の推進を図っ ていきます。

また、社会福祉協議会の運営に対する補助金として、地域福祉推進事業補助金を交付しており、令和2年度当初予算では3,250万円で、令和元年度と同額を計上しています。

次に指定管理者制度の効果および問題点の総括についてです。

各施設への指定管理導入に当たっては、施設ごとに導入によるメリット、デメリットを検証 し、その可否を決定しています。

指定管理を導入する場合、事業企画等の成果に複数年を要する施設、また、参入時の設備投資に大きなリスクを負う施設等については、管理を行う事業者の経営能力が発揮できるよう施設の性質、運営形態、実情に応じ、適切な指定期間を定めることとしています。

このことによって、市が直営で行うことに比べ、良好な施設の管理および運営ができている ものと考えています。

また、施設および設備の経年劣化による故障などに関しては、一定額以上を市の責任において負担するなど、想定されるリスクを含めた管理や対応方法をあらかじめ協定締結時に定めることで、市と指定管理者が相互協力のもと、円滑に施設の管理運営ができるようにしています。

しかしながら、時として施設の管理運営について課題が生じる場合や、利用者からご指摘を いただくこともありますので、今後も市の定期的なモニタリングの実施など、指定管理者と密 に連携を図りながら、改善に努めていきます。

次に市民負担の軽減についてのご質問のうち、国保税の均等割部分の軽減についてですが、 国保税率の算定に当たっては、国保財政の運営に必要となる国保税総額を、地方税法で定められる標準割合に従って、所得割、均等割、平等割に配分し、決定しています。

現在、県内全体で、将来的な保険料水準の統一化に向けた協議が進められていることも踏まえ、これまで同様、国保財政の責任主体である県から示される標準保険料率に即して、適正な税率を検討していきます。

なお、令和2年度については、県に支払う納付金の額が、今年度に比べ、約1億2千万円減額になる見通しであり、また標準保険料率についても、県から引き下げが提示されていること

から、国保税の引き下げが可能と判断し、今定例会において、国保税条例の改正案を上程したところです。

改正案のとおり税率改正が行われると、均等割額は、現行の5万5,100円から4万9,900円に引き下げられることとなります。

上下水道料金の再引き上げについてですが、平成30年9月の代表質問でお答えしたとおり、 今後も永続的なサービスを維持していくには、将来の更新、再構築のための費用も確保する必要があります。

また、長年赤字が続いている経営状況の改善を図り、独立採算制の経営を目指すべきであることから、料金改定は必要であると考えます。

次に緊急な防災・減災対策についてです。

石和町富士見地区の垂直避難については、浸水被害が予想される場合、まずは災害が発生する前に安全な場所へ避難する水平避難を徹底したいと考えています。

安全な場所への避難が間に合わない場合に、高い建物等へ緊急的に避難する垂直避難については、学校施設等の活用などについて検討を進めています。

議員ご指摘の富士見地区に建設される環状道路を活用した垂直避難については、今後、県と協議しながら研究していきたいと考えます。

防災情報の伝達対策についてです。

防災情報の伝達については、現在、防災行政無線放送による音声情報の伝達と、放送内容を メール配信する文字情報での伝達を行うことで、多くの方に情報を正確に伝達できるよう努め ています。

また、避難情報の発令など緊急時には、防災行政無線に加え、災害情報共有システム、通称 Lアラートを通じて、テレビやラジオにより避難情報等を発信しています。

災害に関する情報については、市民の皆さまが自ら情報を入手するということが大切です。 防災情報の取得方法についても、広報などを通じ周知していきます。

次に、事業の必要性や費用対効果の検討についてのご質問のうち、新道峠展望台の送客バスについてですが、整備を行う新道峠展望台については、標高1,500メートルの高台から、富士山・河口湖・山中湖などが一望でき、他の展望施設にはないロケーションを楽しむことができることから、多くの来場者が見込まれます。

このような状況から、新道峠までの送客については、車種を含めて現在検討中でありますが、 観光バスで来場された場合は、一度に30人程度を送客する必要があることから、10人乗り の車両が最低3台は必要であると考えています。

今後、オープン後の来場者数を見ながら、安全性および利便性を配慮しつつ、台数等を検討 していきます。

みんなの広場屋根施設の面積についてですが、平成31年2月に、当該屋根施設の規模に係る検討経過について説明したとおり、屋根施設の建設費は、延床面積1千平方メートル未満で4億円、1,500平方メートル未満で5億円弱と想定しています。

また、屋根施設の床面積を1,500平方メートルに拡大することによって、多様なイベントに対応でき、より多くの賑わいが創出できることから、屋根面積を拡大した方がよいと判断しました。

続きまして、保育所民営化による運営費の財政効果についてですが、交付税措置とは、基準

財政需要額に算入されるということであり、実際に地方交付税として交付されるということで はないと考えます。

続きまして、基金の適正規模と一般会計からの基準外の繰出金についてのご質問のうち、まず基金の適正規模等についてですが、基金の規模について、適否を判断する指標はありませんので、客観的に基金の規模が適正かどうかを判断することは難しいと考えます。

次に一般会計からの基準外の繰出金についてですが、国民健康保険特別会計、農業集落排水 特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、簡易水道事業会計へ基準外の繰り出しや補助 を行っています。

しかしながら、特別会計については、設置目的にあった適正な運用を行うこと、公営企業会 計については、独立採算を基本として運営することが原則であると考えています。

続きまして、本会議答弁についてです。

私は県議会議員4期の経験から、二元代表制の意義は十分理解しており、議会における質問に対しても職員と協議を重ねた上で、真摯に答弁いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(中村正彦君)

答弁が終わりました。

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

新型コロナウイルス対策について、再質問をします。

市の対策の説明も受けたわけでございますが、国のあれも急なこともあって、本当にいろいるな穴だらけ。そうした中でやっぱり市の、市民と直接結びついた市の状況を分かっている市が、その穴を埋める対策というのが必要ではないかと思うわけですが、今のところ走りながら考えるということで、国や県の出した指針をさらに地域に合った形へというものについては、今のところ見当たらないわけです。全国一律の休校要請は、専門家会議にもかけられず、専門家メンバーからも感染症対策として適切かどうか、一切相談なく政治判断で決められたものだと、このように指摘する動きもございます。現に様々な問題が噴出しております。そうした点で、穴を塞いでいかなければならないということで再質問します。

1つは、完全休校では低学年の子を持つ医療関係者や看護師さんたちですね、学童保育指導員、保育士などが欠勤せざるを得なくなると思うわけです。場合によっては医療崩壊にもつながりかねません。医療関係者をはじめ欠勤できない保護者の子どもについては、教室を開放すべきではないかと。そして薄飼というか、1つの教室に低学年3年生までであれば、6年生までの部屋や特別教室を使えば、本当に数名ずつ配置できて、感染の恐れというのも少ないし、先生方もいらっしゃるわけです。そういう措置が、私は必要だと思うわけですけどもいかがでしょうか。

それからあと別な対策ですけども・・・。

○議長(中村正彦君)

渡辺議員、一問一答でお願いします。

○18番議員(渡辺正秀君)

新型コロナウイルス対策で1問で聞いております。

医療崩壊をきたさないという点で、市に直接関わる問題では。

○議長(中村正彦君)

再質問でもう1問ありますから、1問は1問でお願いします。

○18番議員(渡辺正秀君)

ですから1問だと答えております。

そして、医療崩壊をきたさないという点で、市に直接関わる問題では消防署の救急搬送における汚染防止、感染防止でございます。隔離用のアイソレーター付きストレッチャーの導入など、一層の感染防止対策が必要ではないかと。この点を新型コロナウイルス対策に関して再質問いたします。

○議長(中村正彦君)

暫時休憩といたします。

議運の正副委員長、お願いします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長(中村正彦君)

再開いたします。

先ほどの渡辺正秀君の再質問は、協議した結果、2問とみますので、先ほどの1問目の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長 (宇佐美正博君)

渡辺議員の再質問にお答えします。

感染のリスクを抑えるためには、家庭で生活をしていただくことが原則と考えておりますが、 学童に預けられない、また低学年や仕事がどうしても休めない家庭もあります。そのように困っ ている家庭に対しましては、各学校で相談を受けて、細やかに対応していくことを考えており ます。

以上、答弁とします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

よろしくお願いします。

再質問2つ目でございますが、問3の答弁は交付税措置とは基準財政需要額に算入されるということであり、実際に地方交付税として交付されるということではないと考えるという答弁でした。また、以前の答弁で財政力指数が50%であれば交付税措置で基準財政需要額が増えても交付税額は実質交付税措置の50%しか増えないという趣旨の答弁もありました。このような解釈は、ほかで私、聞いたことがございません。どの本を読んでもそんな説明はどこにもございません。交付団体において、交付税措置で基準財政需要額に算入されれば、微修正はあるものの普通交付税はその分、増額される。普通交付税額は基本的に基準財政需要額マイナス基準財政収入額で算出されているからでございます。基準財政収入額が変わらない場合、基準

財政需要額が交付税措置によって増減すれば普通交付税額はその分が増減する、単純な話でございます。この議論はもう決着をつけたい。

そこで伺います。

市の交付税額についての解釈の出典を示してください。そして必要ならば交付税について地方財政の専門家を招いて、速やかに結論を出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(中村正彦君)

答弁を、深澤総合政策部長。

○総合政策部長(深澤和仁君)

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

議員がただいまお話している内容は、地方交付税の算定台帳にかかわる部分の話だと理解しております。

地方自治体の基準財政需要額を積算するために、経費の種類ごとの基準財政需要額を積み上げるとともに、基準財政収入額を積算するために税目ごとの基準財政収入額を積み上げております。基準財政需要額の総額が基準財政収入額の総額よりも多ければ、その差額分が普通交付税として交付されるというように理解しております。

このように地方交付税算定台帳につきましては、基準財政需要額および基準財政収入額の総額を算定するための表でありまして、あくまでも総額ベースで考えるべき問題だと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

私、決着をつけるために出典をということだったんですが、その答えもございませんでしたが、2問が終わりましたのでまとめに入ります。

新型コロナウイルス対策で市民に最も身近な市は、具体的に検討し、市民の感染防止と生活の保障、医療崩壊の防止に全力を挙げていただきたいと思います。その点でも積極的なお話をいただきました。繰り返し令和5年に基金が底をつくとされていたときと10年後も基金が170億円以上残ると見込まれている今日で、財政の認識が同じというのでは困ります。無駄を省きながら歪みをただし、市民負担を減らし、緊急な事業を推進する積極的財政運営を求めたいと思います。

いくつかの点でかみ合わないままの答弁が残されました。繰り返し、かみ合った正面からの 議論があってこそ、議会と市長の二元代表制が機能する、文字どおり議会と市長が車の両輪に なり得ると訴えて、日本共産党議員団の質問を終わります。

○議長(中村正彦君)

以上で日本共産党の質疑および質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

次の本会議は明日3月3日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時15分

令 和 2 年

笛吹市議会第1回定例会

3 月 3 日

令和2年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和2年3月3日 午前10時00分開議 於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第1号-議案第52号(一括上程) 上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武	Ш	則	幸
3番	河 野 智 子	4番	保	坂	利	定
5番	神澤敏美	6番	古	屋	始	芳
7番	神宮司正人	8番	岩	沢	正	敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北	嶋	恒	男
11番	野澤今朝幸	12番	海	野利	训比	古
14番	渡 辺 清 美	16番	小	林		始
17番	前島敏彦	18番	渡	辺	正	秀
19番	川村惠子	20番	中	Ш	秀	哉
21番	中村正彦					

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長 山下政樹 教 育 長 小 澤 紀 元 総合政策部長 深澤和仁 市民環境部長 雨宮昭夫 福祉事務所長 赤尾好彦 建設部長 標 博司 教育部長 宇佐美正博 政策課長 西海好治 福嶋一仁 消 防 長 農業委員会会長 赤岡勝廣

副市 長 雨宮寿男 総務部長 須 田 徹 会計管理者 石原和加子 飯島尚美 保健福祉部長 産業観光部長 小宮山和人 公営企業部長 須田富士男 総務課長 雨宮和博 財 政 課 長 返 田 典 雄 代表監査委員 横山祥子

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長 青山好英議会書記 霜村直人議会書記 横山 慶

○議長(中村正彦君)

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたのでご報告申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛 に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため 申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長(中村正彦君)

日程第1 「市長提出議案第1号から議案第52号」までを一括議題とし、上程議案に対する質 疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは5名から9問の通告がありました。

議案に対する質疑および一般質問は、配布しました一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質 疑および質問がすべて終了したのちとなりますので、ご承知願います。

それでは通告に従い、神澤敏美君の質疑および質問を許可いたします。

5番、神澤敏美君。

○5番議員(神澤敏美君)

笛新会の神澤です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問いたします。

質問に入る前に、昨日ですね、「コロナウイルスのバカヤロー」という九州地方の市長がつぶ やいたものに、多くの方の賛同を得た記事が載っております。

昭和36年から石和、春日居に湧出した温泉、64年にわたる地域経済の発展と、そして市民の活力に貢献してきました。笛吹市の観光の屋台骨、今まさに窮地に立たされております。

今まさに行政が、昨年の農家と同じように思い切った施策を取るべきで、追加補正予算など 考えるべきではないかと願いつつ質問に入ります。

スポーツツーリズム構築で地域観光振興について、お伺いいたします。

スポーツで地域観光振興を。

スポーツの殿堂、アスリートの集う東京オリンピック・パラリンピックが7月24日、8月25日、東京をメイン会場として開催されます。全国の各自治体では、参加国参加競技の事前合宿誘致を行い、アスリートたちが日本を訪れております。笛吹市においては、タイのウエイ

トリフティング協会にドーピング問題が浮上し、五輪出場辞退になり誘致がかないませんでしたが、笛吹市出身でレスリングの乙黒拓斗選手が見事、日本代表選手となりました。市長におかれては、紙上において、乙黒選手が五輪代表を確定したその活躍が、五輪を市民にとって身近なものにしてくれた。子どもたちにとって夢を追えるようなまちにしていきたいと語っております。また、アスリートたちに安心して滞在してもらえ、スポーツ健康づくりの視点からも温泉やリハビリ施設を活用した観光振興を図りたいと国内外にPRを続け、笛吹市を活性化したい考えも示しております。市の考えをお伺いいたします。

2点目といたしまして、スポーツの産業化拠点づくりをお伺いいたします。

令和2年2月5日、山梨県におかれましては、地域活性化に向けてスポーツを活用し有識者による懇話会の初会合が東京で開かれ、県内へスポーツ産業の拠点整備や、雇用創出を目的にスポーツによる地域活性化懇話会が設置されました。

その中で、経済の活性化のためには、スポーツイベントなどを通じて人の移動を促すことが 大切で、山梨の地域資源を生かした取り組みを考えるべきとしています。定期的に会合を持ち たいとしていますが、まさに市長の胸の中にあるスポーツツーリズムに沿った企画ではないか と察知いたします。2027年には、リニア中央新幹線が開通する計画です。既存の施設活用 ではなく、農産物、温泉を活用したスポーツの産業化、国・県の事業を見据えてスポーツの拠 点づくりに第一歩を踏み出すべきと考えますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長(小宮山和人君)

神澤敏美議員の一般質問にお答えします。

はじめに、スポーツによる観光振興についてです。

現在、スポーツを活用した観光イベントについては、桃の里マラソン、桃源郷ウォークをは じめ、全国ゲートボール大会、シニアソフトボール大会などを開催し、スポーツのあとは、温 泉に入って、ワインを楽しんでいただくなど、宿泊、観光につなげています。

また、本市は、温泉を利用したリハビリテーション病院の数では、全国屈指の地域であり、笛吹市医師会から医療と福祉の観光地域づくりとして、ご提案もいただいているところです。

今後は、スポーツ選手のリハビリを目的とした長期宿泊や、学生のスポーツ合宿などで地域 観光振興を進めることは有効であると考えますので、先進地域などの状況を参考に研究してい きます。

次に、スポーツの産業化拠点づくりについてです。

県は「東京オリンピック・パラリンピック大会を、今後の山梨発展のきっかけの1つとするべく、国が目指している15兆円のスポーツ市場を本県に積極的に取り込むため、新たにスポーツ振興局を設置し、スポーツによる地域活性化などを強力に推進していく。」という考え方を表明しています。この考え方は、市のスポーツ振興に関する考え方と軌を一にするものです。

県においては、過日、有識者による懇話会を設置し、本格的に検討に入りましたので、市と しても、県の動向を注視しながら、積極的に対応していきます。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○5番議員(神澤敏美君)

ありがとうございます。私もここ8年間のうちに、あと7カ月あるんですけども、2年に一度は必ずスポーツ振興を問いかけてきました。この前は、この問題を提言したときにですね、もう少しということで待っていたんですけども、今日の答弁を聞くと前向きな姿勢に入ってきたなとつくづく思います。

このときがチャンスでありますし、積極的に各地域の体協関係の要望書なんかを照らし合わせてですね、地域のスポーツ振興に対するものを問いかけて、各会場が、支部長がおりますから、その中のまたご意見なんかも、現場の意見なんかも聞くことが大切ではないかと思いますけども、いかがでございますか。

○議長(中村正彦君)

答弁を、小宮山産業観光部長。

○産業観光部長(小宮山和人君)

再質問にお答えいたします。

具体的なスポーツ振興についてはですね、生涯学習課、体育のほうでまずやっていただくということでございますが、われわれの観光の立場からお話をさせていただければ、当然、人が大勢集まってくる、そういったイベントはですね、非常に集客につながるわけでございますので、そういったものを活用しながら地域の観光振興のほうへ向けていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

神澤敏美君。

○5番議員(神澤敏美君)

ありがとうございます。きっと、一応、日本の中の中心地、それもまた笛吹ではないかなと 思っております。リニアの活用を踏まえながら、計画が進行していけるような体制づくりで、 私たちも一生懸命、側面からお手伝いしたいと思いますので、ぜひ進行のほうをよろしくお願 いするところでございます。

市長の考えが、なりますように、長期的な考えをしてもらうと長く続くということになって おりますから、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは2点目の質問に入りたいと思います。地域に育まれた芸能文化を活用した地域観光 振興について、お伺いいたします。

先月2月23日、笛吹市スコレーセンターで公益財団法人ふえふき文化スポーツ振興財団主催の、笛吹市に伝統として伝わる春日居町の山梨岡神社太々神楽、御坂町の二宮美和神社太々神楽、八代町の永井天神社大和神楽、境川町の諏訪南宮大神社寺尾神楽の御神楽祭りが開催されました。地域の素晴らしい伝統文化を各地域から多数の見学者が改めて体感させられたことと思います。

江戸時代までは宮司が神楽をつかさどりましたが、明治から入りその地域の氏子総代にまかされ、継承されてきました。近年は少子高齢化に飲み込まれ、継承する若者が少なく消えてい

く文化となりつつあります。昨年の山梨岡神社の神楽が日本の祭り35選として全国に紹介されましたが、各自治体では地元のお祭り文化を掘り起こし、地域の活性化の起爆剤となる観光資源として寄与しています。笛吹市でも市内だけでなく全国に点在する神楽の紹介イベント企画を考え四季折々の観光振興として民族文化の新しい価値観を構築していくことを考えますが、お伺いいたします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長(小宮山和人君)

神澤敏美議員の一般質問にお答えします。

山梨岡神社、二之宮美和神社の太々神楽などについては、桃の開花時期と重なっているため、 それぞれの地域の春祭りの中で、情報発信などをしていただいています。

そのほかにも、市内各地域においては、史跡、重要文化財など、地域固有の文化的資源が多数存在しており、こうした文化芸術資源を活用して、観光振興の取り組みを行うことは、重要だと考えております。

現在、中間見直しを進めている笛吹市観光振興計画においては、俳句の里の体験型ツアーなど様々なニーズにあった体験型ツーリズムの検討を進めていくこととしていますので、今後、地域との連携を図りつつ、新たな地域観光の構築に着手していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

神澤敏美君。

○5番議員(神澤敏美君)

ありがとうございます。やっぱり一般質問は毎回毎回、2年に一度ぐらいはこういう質問を しておくと前向き、前向きに進んできて何か先が見えてきたように思います。ぜひお願いいた します。

1点ですね、この2月23日、これが10日間遅れていると、このスポーツ財団のイベントは中止となり消えていってしまったんではないかなと思います。23日の笛吹市神楽大会開催にご尽力いただいた笛吹文化スポーツ振興財団には心から敬意を表するところでございます。

会場いっぱいの観客からの拍手、ため息は各地域の人たちを、昔の楽しい時代を童心にかえって祭りを体感したと思います。

境川の95歳になる方は、太鼓に大拍手喝采をし、4社での演目は各20ずつありまして、4社で80舞あるはずでございます。この80舞を皆さまにご披露するとなると、10年間、 先日、2舞ずつで8舞、ご披露したと思いますけども、10年間のイベントというものが先に見えてくる産業となるはずです。

この幻想的な神話に誘う各地の文化活用も、地域観光振興と後継者の育成にもつながり、移 住定住にもつながるものを育むと思いますけども、その点についてお伺いいたします。

○議長(中村正彦君)

答弁を、小宮山産業観光部長。

○産業観光部長(小宮山和人君)

再質問にお答えいたします。

地域文化の魅力を観光振興に結び付けるためには、まさにこれは着地型観光として地域からの情報発信をすることが大変重要だと考えております。

その情報発信によって、多くの方々が見に来ることがまた後継者育成にもつながっていくと 思います。今後、情報発信についても工夫をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

神澤敏美君。

○5番議員(神澤敏美君)

ありがとうございます。来年、令和の3年になればみんなの広場という市民が楽しみに待っているものが体感できるはずです。それに合わせたですね、地域の文化を大アピールしながら、やっぱり観光、温泉、再生で行政の力を精一杯、フルに活用して盛り上げていただきたいと思います。

各地域に育んだ長い歴史を持つ地域、人々の心の拠りどころとなって賑わってきた、この文化を再び、若者たちに継承できて、住みよい、暮らしよい、またこちらのほうへ移住したい、その気持ちを誘うようなイベントなんかを、農産物と一緒にタイアップでやっていただきたいと思います。

ご期待をしながら、また笛新会の皆さまに私にこの質問を許していただきました。深くお礼を言いながら質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中村正彦君)

以上で、神澤敏美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

(なし)

関連質疑および質問を終わります。

続いて、古屋始芳君の質疑および質問を許可いたします。

6番、古屋始芳君。

○6番議員(古屋始芳君)

笛政クラブの古屋始芳です。

議長のお許しをいただきましたので2問、質問させていただきます。

第1問目は、若者の人口減少対策についてでございます。

昨日の代表質問の答弁の中で、各会派の質問に対し随所に人口減少対策のことが市長の答弁の中にありました。非常にこれからの、この笛吹市にとっては重大な課題であると思います。

平成16年に合併した当時、本市の人口は7万2千人余りありました。令和2年、今年の1月末には6万9,107人で約2,900人余り減り、本市においても、少子高齢化による人口減少が進んでいます。20年後の総人口の推移は1万1,294人減少して、5万7,813人と予想されております。

年齢階層別の人口の推移を見ますと、とりわけ若者世代の人口減少が著しい状況にあります。 国立社会保障・人口問題研究所の推計では、われわれ団塊の世代を中心とした65歳以上の人口は2015年1万9,961人から、20年後の2040年には4,268人増えて2万4,29人となり、21.4%増加します。

その反面、15歳から24歳までの若者人口は2015年6、338人から2040年には

2,579人減り3,759人となり、40.7%減少します。この数字を見まして、私は非常に大きな衝撃を受けるとともに、今、何とかしなければ近い将来、本市は活力を失ってしまうという強い危機感を持ちました。

若者の減少は、少子化に伴う人口の自然減と就職や進学に伴う人口の社会減の結果であると 思いますが、本市における人口減少対策を考えるときに、自然減については価値観の多様化に よる結婚をしない未婚化、晩婚化への対応が課題になりますが、個々の人生の価値観に関わる ところですので、市レベルでの取り組みは限界があります。国を挙げて取り組む必要があると 考えます。

一方、社会減については、若者に、生まれたこの土地、育ったこのまちで夢や希望を持って 人生を送ってもらえるような取り組みを市が展開することにより、一定の歯止めをかけること ができるのではないでしょうか。今回、私は中高生、また大学生たちにスポットを当てて、い ろいろとお伺いしたいと思います。

幸いにも本市には、普通科、食品化学科、果樹園芸科、総合学科からなる笛吹高校があり、また、県内において高等教育機関が集中する甲府市に隣接する好立地にあります。私はこのような本市の強みを生かしていくことにより、活路を見出していけるのではないかと思います。若者が首都圏へ行かなくても安心して働ける魅力ある企業や職場のある、活力溢れる地域づくりが必要だと思います。

昨日の代表質問の答弁の中でも、優良企業等を積極的に誘致するような答弁もございました。そこで、若者を対象にした人口減少対策に、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

1. ふるさとを愛し未来を担う人材育成を目的とした笛吹高校との包括連携協定の取り組みは、その状況はいかがでしょうか。

2として、笛吹高校の生徒を対象とした就職ガイダンスの取り組みはいかがでしょうか。昨年実施した模様ですが、その内容、成果をお聞きします。また、幅広い選択肢のために企業誘致の取り組みの状況もお伺いします。

3として、笛吹市から県外の大学や専門学校へ通学に要する経費の補助事業の取り組みについてお伺いいたします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長(深澤和仁君)

古屋始芳議員の一般質問にお答えします。

まず、笛吹高校との包括連携協定の取り組み状況についてです。

平成29年4月に協定を締結し、地域振興と人材育成を目的に、毎年100万円の交付金を 交付しています。

笛吹高校では、この交付金を活用して、今年度は、芦川町のスズラン自生地の保全と個体増殖の研究や授業で栽培しているシャインマスカットの台湾での販売実習など16の事業を実施しています。

次に、笛吹高校での就職ガイダンスの状況および企業誘致の取り組みについてです。

今年度、県内で初めての取り組みとして、高校生を対象とした就職ガイダンスを笛吹高校で 開催しました。 ガイダンスには、80人の生徒と市内企業42社の参加があり、結果的には笛吹高校の生徒 18人が市内企業に就職することができました。

今回の採用企業からは、専門課程の高校生であり、就職を希望していることから即戦力として高い評価をいただいたところであります。

令和2年度においても、企業および笛吹高校から、この就職ガイダンスの開催要望がありま したので、多くの企業に参加していただけるよう準備を進めていきます。

企業誘致の取り組みについて、本市の各産業導入地区においては、交通の利便性および立地 環境に恵まれていることから、すべての産業導入地区において、企業誘致が終了しております。

このような状況から、昨年10月には3カ所の産業導入地区において、エリアの拡張を行ったところであります。

今後の企業誘致については、関係機関の情報協力を得る中で、製造業を中心にした優良企業 の誘致を行っていきます。

次に県外への通学に対する補助事業の取り組み状況についてです。

平成29年10月から県外への進学を契機とした笛吹市在住者の転出の抑制および定住の促進を目的に遠距離通学定期券購入費補助制度を実施しています。

補助人数および補助金額ですが、平成29年度が49人に対し188万円、平成30年度が84人に対し691万円、本年度は12月申請分までで、84人に対し624万円を交付しています。

以上、答弁とします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○6番議員(古屋始芳君)

答弁ありがとうございます。笛吹高校については、非常に私から見ても、母校のことですので心配になるわけですが、なおさら、この4月より孫が1人、入学することになっていまして、いろいろな連携事業で手厚くしていただきたいと思います。

1つ、笛吹高校についてはおおよそ分かったんですが、市内からは市外に数多くの学生がよその地域の学校に通っております。その子どもたちに対してはどのような考えでしょうか。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

答弁を、小宮山産業観光部長。

○産業観光部長(小宮山和人君)

再質問にお答えいたします。

現在、笛吹市内在住の高校生のうち4分の3、数字にしますと約620人のうち450人ぐらいは市外に通学している状況でございます。議員のご提案のようにですね、これらの生徒と市内の企業とのマッチングの場についてもですね、今後進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

古屋始芳君。

○6番議員(古屋始芳君)

ありがとうございました。ウイルスの問題で就職活動もままならない状況だと聞いておりま す。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、2問目に移りたいと思います。2問目は人・農地プランの実質化に向けた取り 組みについてお伺いします。

本市の基幹産業である農業は、桃・ぶどう生産日本一を誇る峡東地域に位置し、4月にはあたり一面、ピンクのじゅうたんを敷き詰めたような日本一の桃源郷として県内外に発信して、現在、世界農業遺産の登録を目指しております。そんな地域でありながら、近年は就農者の高齢化と後継者不足等により、荒廃地や耕作放棄地が急増しつつあります。やむを得ず土地を手放す農家が出てきたり、最近では、果樹園の真ん中に太陽光ソーラーパネルが点在し始めてきました。

このような状況の中で、果樹王国を維持したり、世界農業遺産を目指す景観が損なわれて登録が認定されなくなったりしたら大変です。非常に不安を感じずにはいられません。こうした課題を解決することが急務かと思いますが、国では平成24年に「人・農地プラン」地域における農業の将来のあり方などを明確化するよう全国の市町村に通達し、また昨年、新たに見直しをしたようですが、実質化に向けた本市の取り組み方と今後の進め方等についてお伺いします。ぜひ、この地域の農業発展のためには必要ですので、よろしくお願いします。

1つ、「人・農地プラン」の見直しに至った経緯をお願いします。

2として、「人・農地プラン」の実質化に向けた具体的な取り組み内容として、ア. 地域との コンセンサス。イ. プラン策定のエリア。ウ. 推進体制。エ. 具体的な検討課題とプラン作成 のポイントをお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長(小宮山和人君)

古屋始芳議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、人・農地プランの見直しに至った経緯についてです。

人・農地プランについては、地域で抱える農業経営に関する問題点を確認し、持続可能な農業を実現するために、5年後10年後を見据えた、それぞれの地域に合ったプランを策定するものです。

本市では、平成25年度に各町単位で人・農地プランを策定しましたが、当時は、全国的な傾向として、新規就農者等が国の補助金や有利な融資制度を利用するためには、プラン策定が要件となっていたことから、形式的なものとなっていました。

このようなことから国は、これまでのプランを実質化するように市町村に求め、今回の見直 しとなりました。

次に人・農地プランの実質化に向けた取り組みの内容のうち、地域とのコンセンサス、プランの策定エリアおよび推進体制についてです。

プランの策定エリアの検討については、基本的には、市農業委員が担当している地域を策定 エリアとします。

地域の意見の集約、合意については、座談会を開催し、事前に集計したアンケート結果をも

とに、地域の問題点や今後の課題について十分意見をいただきながら、10年先まで見通す中で、地域の意見が反映されたプランを策定していきます。

また、推進体制については、地区農業委員、農地利用最適化推進委員、JA指導員を中心に 県、市が連携して進めていきます。

具体的な検討課題とプラン作成のポイントについてです。

具体的な検討課題としては、担い手不足、耕作放棄地増加に加え、経営者の高齢化が挙げられますが、それぞれの地域においては、将来的に規模拡大を考えている農業経営者もいることから、地域の合意をいただく中で、農地の集積等を計画に基づき、確実に進めていくことがポイントと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。 古屋始芳君。

○6番議員(古屋始芳君)

答弁ありがとうございました。今の答弁を聞く中で、非常に農業委員会の役割が重要なことになっていると思います。質問の中で、私も営農型の太陽光パネルが点在し始めたということをお聞きしたわけですが、この件については再生可能エネルギーの推進する国と相反して、農業の農地を守る農業委員会では、許可すれば営農型の太陽光パネルが造れるという今の現状です。ソーラーパネルについては、山梨県下の中でも大規模なやつは北杜市なんかで条例をつくって対応している市もありますが、まだそれ以外のところではそれぞれのことは考えていないようです。太陽光のパネルが果樹園の真ん中にあちこちに出始めてしまうと本当に、この峡東地域の扇状地の独特の農業体系が世界農業遺産に認定されなくなるんではないかというような心配をするわけです。そこで農業委員会の赤岡会長に委員会の会長としての見解を、このへんについてお伺いをしたいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(中村正彦君)

答弁を、農業委員会会長、赤岡勝□君。

○農業委員会会長(赤岡勝□君)

ただいま、古屋議員の再質問であります営農型太陽光設備についての農業委員会の会長としての考え方ということでございますが、まず、今、太陽光というようなことで、景観等がありますが、あくまでも農地法に基づいた考え方でお答えさせていただきます。

先ほど古屋議員が申しましたように、国の再生エネルギー政策が推進する中で平成25年農林水産省より支柱を建てて営農を継続できる太陽光設備について、農地の一時転用ができることになりました。そうした中で、農地の太陽光設備が農振・農用地内に設置できれば大丈夫ですというようなことができるようになりまして、農業委員会といたしましては、一時転用許可申請は、あくまでも農地法第4条、第5条の許可条件、基準と照らし合わせまして、営農型太陽光設備の下部の農地が継続的にできるのか。1といたしまして営農太陽光設備の設計図、2といたしまして下部農地における営農が継続できるのかの営農計画書等を審査し、県との事前確認を得ながら、書類等に不備がなければ受け付け、審議し、許可相当として県のほうに送っております。農地における営農型太陽光設備の支柱の一時転用許可でありますので、あくまでも農地法に基づいた審議をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(中村正彦君)

古屋始芳君。

○6番議員(古屋始芳君)

ありがとうございました。今、委員会の会長に聞きますところ、現時点では、これはどうにもならないこと、営農型の太陽光パネルについては農業委員会で許可すればできるという状況でございます。全国の営農型の太陽光パネルの例を見ますと、太陽光パネルの下で柿の栽培とか、ぶどうの栽培とか、野菜の栽培とか、そういうことをしている例は、私もいろいろと知っているわけですが、だんだんだんだん果樹園の中が太陽光パネルが増えると非常に景観も悪くなるし、また、さっき言った農業遺産の問題等にも引っ掛かってくるような気がします。赤岡会長も笛吹市の会長でありながら県のほうの会長という立場もありますので、いろいろと答弁していただいてありがとうございました。ぜひ、将来的にはそのへんの規制なんかも峡東3市で話し合って対応をしていただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(中村正彦君)

以上で、古屋始芳君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

(なし)

関連質疑および質問を終わります。

次に、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

3番、河野智子君。

○3番議員(河野智子君)

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に伴い質問いたします。

私たち日本共産党議員団は、昨年2月議会で国民健康保険税引き上げの条例が出されたときから1年間、国保税引き下げを求めて質問してきました。質問の中で国保加入者は高齢者が多く収入が少ないことや国保税が高くなるのは応益割である均等割や平等割があること、また均等割は収入のない子どもにもかかるためであることを明らかにしてきました。

そして、去年の9月議会では国民健康保険特別会計補正予算において、財政調整基金に5億円が積み立てられ、予備費も2億5千万円あることが分かりました。果たして国保の税率改定は必要だったのでしょうか。

昨年を振り返ってみると、雹害やせん孔細菌病、夏の猛暑、台風、豪雨災害などにより、農業・観光業に大きな被害がありました。また、10月の消費税増税は、小売店への影響が大きく、消費は落ち込んでいます。年金生活者にとっては、収入は増えず支出ばかりが増える状況になっています。

今年に入ると新型肺炎コロナウイルスが世界に広がり、観光業に多大な被害を及ぼしており、 いつ終息するのか見通せない状況です。

大勢の人が集まる行事の中止、小中高校・特別支援学校の休校など社会に大きな影響が出ています。中小企業や非正規労働者への影響も大きいと思います。

国が今後、どのような対策を取っていくのか注視しなければいけないと思います。

多くの国保加入者が、国保税が払いきれず、滞納しています。昨年8月末現在の滞納世帯は 1,441世帯ということでしたが、その後の状況はどうなっているでしょうか。「市民からは 国保税が高くなった。引き下げてほしい。」という声が寄せられています。

今議会では国保税引き下げの条例案が提出されました。令和2年度の改定は所得割11.52%から11.42%と0.1%、均等割5万5,100円から4万9,900円と5,200円、平等割3万8,800円から3万3,700円と5,100円の引き下げ案です。以下、伺います。

- 1. 昨年8月以降の滞納者数の推移はどうだったでしょうか。
- 2. 令和2年度の国保納付金本算定で、笛吹市の納付金は24億1,241万4,399円と報道されましたが、調整措置でいくら減額されたのでしょうか。
 - 3. 条例が改定された場合、1世帯当たりいくらの引き下げとなるでしょうか。
- 4. 昨年末開かれた国保運営協議会の資料によると、国保財政が好転している主な要因として、1人当たりの所得の伸びと収納率の向上が挙げられています。収納率が上がったのはどうしてでしょうか。
- 5. 収納率が県平均を上回る好成績であり、補助金を受けられたとありますが、どのような補助金で金額はいくらでしょうか。
- 6. 今回の改定は納付金の減少によるものであり、県から示された標準保険料率に沿った改定となっています。予備費の2億5千万円を使えば、さらに引き下げが可能だと思います。前回の値上げでは、均等割額を1万2, 600円も引き上げているわけですから、高すぎる国保税の軽減のためにも均等割額を値上げ前の4万2, 500円に戻すことを求めますが、どうでしょうか。
- 7. 収入のない子どもへ均等割額がかかるのは国保税の負担が増える要因となっています。 子どもへの均等割額減免を行っている自治体も全国には多くあります。本市でも均等割額減免 を求めますがどうでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長(雨宮昭夫君)

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、滞納者数の推移についてです。

国保税の滞納者数の状況につきましては、2月27日現在、1,058世帯となっており、 昨年8月末時点と比較し、383世帯の減、昨年同時期と比較しても207世帯の減となって います。

次に納付金の本算定で、いくら減額措置されたかについてです。

令和2年度の納付金については、県から約1億3千万円の減額調整措置が受けられる見込みです。

減額調整措置とは、国保制度の改革前である平成28年度の納付金水準と比較し、県平均の増加率を上回る市町村に対し、激変緩和の措置を図るため国や県の公費が充てられるものです。

本市の調整額は、県全体の約3割に当たる額となっており、制度改革前と比較し、それだけ

本市の納付金負担が高まっていることの現れと見て取ることができます。

次に国保税条例の改正に伴い、1世帯当たりの引き下げ額についてです。

昨年12月1日時点における世帯の状況により試算したところ、改正案のとおり税率改定した場合、1世帯当たり1万1, 448円の引き下げとなる見込みです。

次に収納率が向上した理由についてです。

国保税の現年分収納率については、平成26年度の91.78%から年々増加し、平成30年度には96.01%に達しています。今年度は、現在のところ昨年度並みの状況で推移しています。

収納率向上の主な要因としては、国保課に専門の徴収員を配置するとともに、収税課と連携した収納対策の強化に努めていることなどが挙げられます。

次に収納率向上に伴う補助金の内容についてです。

国保税の収納率が前年度を上回ること、また県が示した目標値を上回ることなどを交付要件として、県から保険給付費等特別交付金を受けており、その額は平成30年度実績で約1,575万円となっています。

次に予備費を活用した均等割額の引き下げについてです。

予備費は、不測の事態に備えるために予算化したものであり、国保税率の引き下げに活用すべきものではないと考えます。

今回の改定につきましては、国保財政の責任主体である県から示される標準保険料率に即して行ったものであり、これ以上の均等割額の引き下げは考えておりません。

次に子どもの均等割減免の導入についてです。

子どもの均等割の軽減については、子育て世代の負担軽減という観点から、その趣旨や効果を認めるところですが、現在、県内全体で、将来的な保険料水準の統一化に向けた協議が進められていることも踏まえ、市単独ではなく、国保制度の枠組みの中で設計されることが望ましいと考えられるため、これまで同様、軽減制度の創設について国、県に要望を行っていきます。以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員(河野智子君)

ありがとうございました。2月27日現在の滞納世帯数が1,058世帯ということで、今なお多くの世帯が国保税を払えない状態であると考えられます。

私たちは、これまでも多くの国保税を払えない方々のために笛吹市独自の減免制度や税率の 引き下げを求めてきました。しかし、市としては県全体で保険料水準の統一化に向けた協議が 進められており、市単独ではなく、国保制度の枠組みの中で設計されることが望ましいとして 減免制度の導入については否定的でした。

国保税の改定についても、県から示される標準税率に即して検討するということですが、納付金の金額が毎年変わり、それに伴い標準税率も変わる中で今年度は税率が引き上げられ、来年度は引き下げという条例案が提出されているわけですけれども・・・。

○議長(中村正彦君)

河野議員、マイクをしてください。

○3番議員 (河野智子君)

国保税の税率も毎年変えていくという考えなのでしょうか。

○議長(中村正彦君)

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長(雨宮昭夫君)

再質問にお答えいたします。

今後も県から示される納付金の額や標準保険料率を参考にして、国保税率を検討していくという考えは変わりはございません。ここ数年は、県が国保財政の責任主体となることから、国保制度の改革期に当たります。2年続けての改定となりますけども、財政の安定運営ですね、被保険者への軽減負担といった観点から、納付等の増減に応じて頻繁に上げ下げがあるということは望ましくないと考えております。

このために財政調整基金の活用を含めまして、安定的な国保の運営を見据えながら税率の改 正につきましては、慎重に検討していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員 (河野智子君)

平成30年12月議会において、渡辺正秀議員が国保加入世帯の所得階層別世帯数について質問いたしましたが、所得ゼロの世帯が2,389世帯との回答がありました。国保は相互扶助だというふうにおっしゃっているんですけれども、そのために収入のない世帯にも負担してもらうと言いますけれど、払いたくても払えない家庭が多く存在しているということだと思います。

所得格差が健康格差になっているという記事が新聞に載っていました。厚生労働省が1月に発表した国民健康栄養調査結果の概要によると、健康診断の未受診者や歯の本数20本未満の割合は、所得の低い世帯ほど多いという結果になっています。また、1日の野菜の摂取量も所得が低いほど少ない傾向があると言います。全日本民医連が行った40歳以下のII型糖尿病患者の実態調査からは、所得や雇用形態、教育歴が糖尿病発症と深く関わっていることが明らかになり、人工透析につながる糖尿病の合併症が低収入世帯に多く見られたそうです。年々増え続ける医療を削減させるためにも、低所得者への支援は欠かせないのではないでしょうか。

病気になっても病院に払うお金が工面できず受診を控える方、保険証がないために受診できない方もいます。国民皆保険制度というならば、誰もが病院を受診できる環境を整えるべきだと思います。そのためにも均等割額減免を求めます。

それでは、2問目の保育問題に移ります。

昨年10月から保育無償化になり、3歳児以上の保育料が無償となりました。所得が多くても少なくても無償とするこの制度は、所得の多い人に恩恵のある制度となっています。また、 財源に消費税を充てるということで消費税が10%に引き上げられ、収入の少ない家庭、特に もともと保育料が減免されていた家庭にとっては、さらに負担が増える仕組みになっています。

4月からは大勢の子どもが新たに保育園に入園しますが、園服・体育着・通園バッグ・上履

き・昼寝用ふとん・その他細かな教材を揃えなければならず、まとまった出費となり、収入の 少ない家庭にとっては、大きな負担となります。

保育無償化といっても給食費は実費となりました。自治体によっては給食費を自治体で負担 しているところもあります。

笛吹市内の公立保育所は3歳以上児の給食について副食のみを提供し、主食は持参することになっています。私立保育園では、主食と副食の両方を提供しているところもあります。家から主食を持参する場合、ご飯かパンに限られると思うんですけれども、園で主食を提供するのであれば、炊き込みご飯やオムライス、ラーメン・うどん・焼きそば・スパゲッティなど麵類、パン、お好み焼きとバラエティーに富んだメニューにすることができるのではないのでしょうか。

また、山梨県は待機児童ゼロと言っていますけれど、年度途中で入園を申し込んでも入園できず、育休を延長したという方もいます。果たして実態はどうなっているのでしょうか。以下伺います。

- 1. 保育無償化は子育て世代にとって、負担軽減となり、ありがたいと思うのですが、もともと所得が少なく保育料を免除されていた家庭にとっては、消費税が増税という形で負担が増えているのではないでしょうか。入園時に揃えなければならない園服や昼寝用ふとん、教材をすべて購入すると2万円以上かかり負担が大きいという話を聞きました。小中学校入学時の就学援助制度のような、低所得者に対する入園援助制度をつくったらどうでしょうか。
 - 2. 他の自治体で入園援助のような制度を行っているところはあるでしょうか。
- 3. 保育園で使用するクレヨン、粘土、はさみ、のり、自由画帳などの教材は自治体で用意したらよいと思いますが、どうでしょうか。
- 4.10月から保育料は無償になりましたが、給食費は実費負担となっています。全国の100を超える自治体で、無償にするという報道がありました。保護者の負担軽減、各保育施設での徴収事務の負担軽減等の理由で行っているといいます。また、免除する収入基準を国より引き上げた自治体や、一部を補助するといった自治体もありますが、本市ではそのような考えはないでしょうか。
- 5. 公立保育所では主食を持参することになっています。主食を園で提供したほうが保護者 の負担が減り、メニューも増えると思いますがどうでしょうか。
- 6. 給食時に使うコップやはし、スプーン、フォークなどは園児が毎日持って帰って家で洗っていますが、園で用意して園で洗ったほうが殺菌消毒ができ衛生面からもよいのではないかと思いますがどうでしょうか。
- 7. 4月入所を申し込んだ家庭で、入所できなかった家庭があるか、子育て支援課に問い合わせたところ、6人あったという回答でした。入所申し込み時に第4希望まで書き、入所できなかったため、空いている保育園を紹介したけれど断われたということでした。こういった場合、待機児童と言わないのでしょうか。
- 8. きょうだいで別々の保育所に入所が決まった家庭は何世帯かということを問い合わせたところ、保護者によっては別々のところを希望する方もおり、事前にきょうだいが同じ保育園に入れないこともあると説明しているということで、数は把握していないということでした。入所の園を決定する際にどのような基準で園を決定しているのでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長 (飯島尚美君)

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、低所得者に対する入園援助制度についてです。

現在、本市を含めた県内13市において、入園援助制度を実施しているところはありません。 なお、低所得者等に対しては、保育料の減免や副食費等の免除を実施していることから、現 時点では、入園援助制度を導入する予定はありません。

次に、自治体による教材の用意についてです。

教材については、個人の持ち物であることから、原則保護者に用意していただくものと考えております。

次に給食費の無償、または一部負担についてです。

給食費については、国の制度に則り、保護者負担となっていることから、今のところ市として補助する考えはありません。

次に園での主食の提供についてです。

保育所食育年間計画では、目標の1つとして「毎日の給食に感謝しよう」を掲げています。 主食の持参は、保護者と児童の食への関心を高めるとともに、園と家庭が連携して食育を推進 していく上で重要な役割を果たしていることから、今後も副食給食を継続することが望ましい と考えます。

次にコップやはしを園で用意することについてです。

公立保育所では、3歳以上の園児については、各家庭でコップやはしを用意していただいています。園で用意することにつきましては、設備面および衛生面の観点から今後研究していく必要があるかと考えます。

なお、3歳未満の園児については、園で用意しています。

次に待機児童についてです。

国が毎年実施している待機児童調査において、「他に利用可能な保育所等の情報提供を行った にもかかわらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこ と。」としていることから、ご質問のケースは待機児童としての扱いにはなりません。

次に、きょうだい入所についてです。

入所申請をしてもらう際に、きょうだいで同時に入所を申し込む場合は、保護者の意向として「きょうだいで同じ園に入れることを優先する」または「きょうだいで別々の園になる場合でも希望園の順序を優先する」のどちらかを選択してもらっています。利用調整をする際には、この意向を尊重して入所する園を決定しています。

また、すでに入所している児童のきょうだいが児童と同じ園に入所申請した場合には、優先 的に同じ園に入所できるように調整しています。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員(河野智子君)

ありがとうございました。3歳以上の保育が無償化になり、多くの子育て世帯にとっては本 当にありがたい制度だと思いますが、もともと保育料が免除されていた家庭にとっては、あん まり恩恵がない制度なのではないでしょうか。

今、シングルマザーが増えているという話も聞きますので、ぜひ収入が少なくて大変な思いをして子育てをしている家庭への支援をぜひお願いしたいと思います。

そして4月入所の申請において、6人の方が第4希望まで申請しても入れなかったということなんですけれども、これは昨年と比べて、無償化の影響で申請者が多かったのか、それとも毎年、このように入れない方がいるのかということを伺います。

○議長(中村正彦君)

答弁を求めます。

赤尾福祉事務所所長。

○福祉事務所所長(赤尾好彦君)

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

はじめに無償化の影響で申請が多かったのかという質問についてですが、令和2年度入所の申請件数が413件、それから令和2年度が382人ということで、約8%ですけども、申請者は減少しました。

もう1点の毎年希望する園でなければ、入所を辞退するケースがあるのかという点ですが、 毎年何件かはございます。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

河野智子君。

○3番議員(河野智子君)

毎年、何件かの方が入れないということなんですけど、もう時間がないので終わりにします。

○議長(中村正彦君)

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

(なし)

関連質疑および質問を終わります。

次に、川村惠子君の質疑および質問を許可いたします。

19番、川村惠子君。

○19番議員 (川村惠子君)

公明党の川村惠子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、多胎児家庭育児支援について伺います。

育児は思うに任さないことの連続であります。双子や三つ子といった多胎児を育てるとなれば保護者の負担はどれほど大きいだろうかと思います。社会全体で支える仕組みが必要であると考えます。

人口動態調査によりますと、2017年のわが国における多胎児の分娩件数は9,914件で、分娩件数に占める割合は1.04%となっています。2005年、1.19%をピークに

2011年には0.96%まで下がりましたが、その後は微増に転じています。これは、不妊治療での複数の胚移植や排卵誘発剤などが影響しているのではないかと推察されています。さらに高齢の出産になるほど多胎児の割合は高まり、多胎児の7割が体重2,500グラム未満での低出生体重児といわれ、医療や発育への支援が必要なケースも多いのが現状であります。

三つ子の場合は、1日20回前後の授乳やおむつ替え、夜泣きなどが重なり、保護者は十分な睡眠をとれず、心身ともに疲弊しているのが現状です。外出が難しいため孤立しがちで産後ケアなどの支援を仰ぎたくても関係機関の窓口に行く余裕すらありません。核家族化が進み、地域社会との関わりも希薄化する中で手助けを得にくいのも実態であります。

こうした多胎児を育てる家庭を支援するために、厚生労働省は2020年度から育児サポーターなどを派遣する事業を始めます。親同士をつなぐ交流も開く中、多胎児育児の経験者らが 妊娠時期から母親を訪ね、相談にのる事業も実施し、少しでも心身の負担を減らしてもらう方針であります。

また、多胎児の保護者約1,600人を対象にした民間団体の調査では、育児で辛いと感じた場面として、外出、移動の困難が約9割、自身の睡眠不足、体調不良が8割と続き、必要なサポートは家事、育児の人手が7割弱にもあがりました。

こうした中、愛知県は2018年、三つ子を育てる母親が二男を床に叩きつけ死亡させるという痛ましい事件が発生しました。もちろん命を殺めた行為は絶対許されることではありませんが、他人事とは思えないとの母親の一定数の調査結果でもありました。切実なSOSに応える支援があれば、救えた命だったかもしれません。

今後、多胎児の妊娠や育児を地域で応援し、親を孤立させない支援が必要であると考えます。 そこで以下の点について伺います。

- 1点目として、本市の多胎児出産の現状はいかがでしょうか。
- 2として、妊娠期から育児期に及ぶ支援の取り組みはどのようになっているのか伺います。
- 3点目として、多胎児を抱える家族が安心して育てていくための支援の拡充についての考え を伺います。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長 (飯島尚美君)

川村惠子議員の一般質問にお答えします。

まず、本市の多胎児出産の現状についてです。

平成30年度は8組の双子が生まれており、分娩件数に占める割合は2.96%でした。そのうち、2,500グラム未満の低出生体重児は9人で56.3%でした。

今年度は、1 月末までの1 0 カ月で2 組の双子が生まれており、分娩件数に占める割合は1. 0 3% で、<math>4 人とも2, 5 0 0 グラム未満の低出生体重児でした。

次に妊娠期から育児期に及ぶ支援の取り組みについてです。

多胎児妊娠は、妊娠高血圧症候群、早産など医学的なリスクが高く、妊婦および家族の不安 や負担が大きいことを踏まえ、産科医療機関とも連携し、地区担当保健師の養育支援訪問、きょ うだいを含む相談支援等を行っています。

また、地域子育て支援センター「きっずいちのみや」では、多胎児を持つ保護者同士が交流

し、情報交換ができる場を提供しています。

なお、市では、多胎児に限らず多子世帯に対して、保育料の軽減などを行っています。 次に多胎児を安心して育てるための支援の拡充についてです。

現在、産後4カ月以内の保護者に育児不安解消のため宿泊型の育児支援を産前産後ケアセンターで実施しています。利用料は1泊3万4,500円ですが、個人負担は6,100円で残りを県と市が2分の1ずつ助成しています。

多胎児の保護者が利用する場合、これまでは自己負担の6,100円に加え、2人目以降の子ども1人につき5千円を追加負担していました。令和2年度からは、2人目以降の自己負担分を県と市が助成することとし、保護者の負担軽減を図る予定です。

以上、答弁とします。

○議長(中村正彦君)

川村惠子君。

○19番議員 (川村惠子君)

答弁ありがとうございました。答弁の中で、本当に笛吹市では様々な子育て支援事業が実施されていることが確認できました。その中で多胎児の分娩件数も、割合も国よりも倍という現状も今、分かりました。また、2,500グラム未満の赤ちゃんも多いということも聞きました。

先日、先ほど言いました地域子育て支援センター、きっずいちのみやのほうへお邪魔して現状を伺いました。その中で、部長の答弁にありましたけれども、多胎児支援として双子、三つ子のサークルを実施しながら、また、その毎月7組の親子の方が参加しているようなんですけれども、なんと笛吹市以外の方の親子も多いということで、そういった状況の中を見ますと、他市ではやっていない支援を笛吹市ではやっているのかなというふうに感謝しました。

また、サークルグリーンピースでもお母さん同士で、居場所として、そこをきっずいちのみやを提供しているということも伺いました。

その中で、何人かの方にお話を伺ったんですけども、その方は何が大変だったですかというと、県外出身で頼れる親戚とか近隣がいなくて、とにかく出掛けることが思うようにできなくて、孤立することがすごい辛かったという話でした。また、その方は実家が大阪で、子ども2人を連れて帰るのが大変で、実家のお母さんがまず大阪から山梨へ来てくれて、そこで2人の子どもさんを、ママとばあばと一緒に帰ると。実家に。また、今後、大阪から山梨へ帰るときに、やっぱりお母さんが2人の面倒を一緒に見ながら帰っていって、親子では往復だけども、祖母に関しては2往復をして、そういった状況の中で子育てをしてきましたという方がいました。

また、その中で、いろんなサービスはあっても、やっぱり先ほど言いましたように、とにかく出向いて、2人を連れて申請することが大変だということがありました。どんなサポートを望みますかということで、その方もファミサポを利用しているんですけれども、やっぱり2人の料金となると1時間500円でも2人となると倍はかかるので、ファミサポの利用料金の助成をしてもらいたいということと、あと普通の妊婦の方よりも多胎児の場合は検診へ行くのに、普通14回なんですけれども、この方はやっぱり14回以上、行くことで負担が大きかったということがありました。

その中で、先日、中央市では最大5回分を追加するということが、この当初予算で計上されたという話も伺いました。また、本当にありがたい意見として、ごみ袋の無料ということ、配

布してくださっていることが大変ありがたいというふうに聞いていますし、また笛吹市独自で やっているホームスタート、これも時々利用させてもらっていますということでした。

また、先ほど答弁の中で産後ケアの、ママの里の利用も2人目からは県と市で助成してくだ さるということで、多胎児のお母さんにとってはいいかなというふうに思いました。

その中で、さらにその2018年度の三つ子の二男のほうを、そういった事件をもとに2020年度からさらに、先ほど言いましたけども、国としても多胎児家庭に特化した国の支援策が盛り込まれました。さらにここで笛吹市も多胎児の出産が多い中で、さらに充実するためになんか考えはあるのか再質問をします。

○議長(中村正彦君)

答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長 (飯島尚美君)

川村惠子議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように国も子育て支援の予算の中で、こういった育児支援というところで、 来年度の予算30億くらい全体で増やした中で、その中にまた胎児支援も入れてあるというふ うなことで承知しております。

私どもも今、お話が出ましたファミリーサポート事業の中にうまく、今現在、このファミリーサポート事業が子ども・子育て交付金ということで、すでに交付金の付いた事業でやっておりますので、そういったところ、交付金とか国の補助金の兼ね合いもちょっと研究しながら、うまくこのファミリーサポート事業の中に、多胎児の家庭への訪問支援が入れられないかというところを今後、研究していきたいと思っております。

また、やはり母子保健担当の保健師のほうから、今、中央市のお話がありましたように、笛吹市の場合も多胎妊娠による妊婦健診の回数を、もう少し上限を増やしていったほうがいいんではないかというところを、やはり必要に感じているところですので、これについてはまた検討をしていきたいと思っております。

こういったサークル活動を通じて、お母さま方、今、議員がおっしゃったようにいろいろな 悩みですとか要望もあろうかと思いますので、そういった当事者のお母さま方の要望等も聞き ながら、また必要なガイドブックですとか、必要な情報提供というふうなところで、今後実施 をしていけたらと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(中村正彦君)

川村惠子君。

○19番議員(川村惠子君)

本当にありがたい答弁をいただいて、ありがとうございます。

最後に今回、多胎児支援に焦点を当てて質問をしました。多胎児家庭にやさしい社会、それは一般のご家庭にとっても子育てしやすい社会だと思います。子育てをはじめ若者世代、青年世代が活躍できる社会、また誰一人取り残さない社会の構築のために、またみんなで努力していきたいなということを強く感じました。

そこで山下市長、今夜はぜひお帰りになられましたら、ご両親に感謝の言葉を述べていただ きたいなというふうに思います。 それでは2点目として、次に中高年のひきこもり「8050問題」に対する実効性のある支援と対策について伺います。

従来、ひきこもりは主として若年・青年層としたイメージとされてきました。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされています。 国は昨年3月、中高年層を対象とした、ひきこもり実態調査の結果、半年以上にわたる家族以外のほとんどと交流せず、自宅にいる40歳から64歳のひきこもりの人が全国で61万3千人にのぼるとの推計も公表されました。ひきこもりは若者だけでなく、さらに上の世代にも深刻になっているのが現状であります。

今回の調査結果の中で、とりわけ深刻なのは長期化で、ひきこもりの期間は7年以上が約半数で、20年を超えることも全体の2割にのぼる内容でございました。

50代のひきこもりの子どもの面倒を80代の親がみる「8050問題」が共倒れのリスク と併せて指摘されていますが、今回の調査でも対象者は3割以上が父、母、親に生計を頼って いる実態が明らかになりました。ひきこもりは本人だけでなく、世帯単位で支援することが重 要であると考えます。

まずは、誰にも相談できず孤立する本人や家族を見つけ出し、支援の手を差しのべる体制づくりを構築することが急務であると考えます。

そこで以下の点について伺います。

- 1. 本市の中高年層のひきこもり現状をどのように把握されているのか伺います。
- 2として、本市の支援状況について伺います。
- 3として、中高年のひきこもりの深刻化が予測される中、当事者、家族に対する新たな支援 策の考えについて伺います。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長(飯島尚美君)

川村惠子議員の一般質問にお答えします。

まず、中高年層のひきこもりの現状についてです。

福祉総務課、健康づくり課および生活援護課に相談窓口を設置しており、平成30年度の相談支援実績は25人で、そのうち45歳以上の中高年層が16人でした。

次に支援の状況についてです。

電話相談、面接相談および家庭訪問等の直接的な支援のほか、メールや手紙での相談も受けています。

相談の多くは家族からであり、社会福祉士や保健師などの専門職が相談に応じています。事例によっては峡東保健所の精神保健福祉士が相談に応じ、医療の必要性の見極めや継続支援のきっかけづくりを行っています。

今年度は、保健センター等でテレビゲームの大会を開催し、ひきこもり状態にある人が外出 するきっかけづくりを行いました。

次に当事者、家族に対する新たな支援策についてです。

令和2年度に県と市町村が主体となり、ひきこもり状態にある人の調査を行う予定です。その結果を踏まえて、具体的な支援策を検討していくことになります。

以上、答弁とします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。

川村惠子君。

○19番議員 (川村惠子君)

答弁ありがとうございました。非常に難しい問題であることは、皆さん承知だと思います。 そんな中で、やっぱり数多くの市民相談をいただく中で、先日も年金生活をしている80代の お母さんが生活に困っての相談がありました。そこには60に近い息子がいて、母親の年金の みで生活している現状の中で、私も生活困窮者自立支援の窓口というところを紹介しましたけ ども、息子は拒否して、今のところ支援につながっていないのが現状です。

親の介護をすることによって見えてくることもたくさんありますし、県のほうも今後、さらに詳しく市町村として調べていくという答弁もありました。

その中で先日、富士川町のほうに視察に行かせていただきました。そこではひきこもりの当事者と家族を支援するセンターが官民連携して特化した窓口を開設していました。民間の自宅を借り上げてのでしたけれども、そこには精神保健師が常時いらっしゃいましたし、本人ならびに家族の相談やアウトリーチ、もしくは同行支援などをしながら窓口を開所しているという中で、ここは富士川町のひきこもり相談センターなんですけども、すごい、名称が「ここから」ということで、まずこの場所から新たな一歩を踏み出してほしいという願いから、「ここから」ということで言っていました。

先日、新聞によりますとなかなかこういった居場所づくりをつくっているところは、全国でも18%に留まっていることで、なかなかいっぺんに就職には結びつけるのは難しいというのが現状なんです。息の長い支援が必要ということの中で、先ほど部長の答弁の中で、ゲーム大会を行ったというふうに伺いましたけども、どのような形で、何人の方が出席されたのか伺います。

○議長(中村正彦君)

答弁を、飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長 (飯島尚美君)

川村惠子議員の再質問にお答えします。

このゲーム大会は、社会参加へのきっかけづくりというふうな目的で行いまして、そのゲーム大会を通じまして、小さな成功体験と、それから他者とのコミュニケーションの機会をつくるというふうな目標を持って行ったところでございます。

今年度につきましては、最初からひきこもり当事者の方たち2名、20代の女性だったんですけども、2名の方にはそのゲーム大会の企画段階から一緒に加わっていただきまして、年間で3回ほど実施をさせていただきました。

参加者は支援者とか当事者を含めて毎回、10名前後の参加者があったということで、主にはテレビゲームを行う中で、当事者同士とか、または当事者と支援者のコミュニケーションを促すというふうなところで、少しでも外へ出る、他者と交流するきっかけをというふうなところで開催をさせていただきました。

また、会場内に市内の図書館で借りてきました書籍等も、本をいくつか置きまして書籍の紹介を通じまして、こういう本がたくさん市内の図書館にはあるので、またもし関心があったも

のがあったら図書館にも出かけて行ってねというふうなことで、そんなお誘いもしたというふ うに聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

川村惠子君。

○19番議員 (川村惠子君)

ありがとうございました。年に3回催したということですけれども、常時そういったひきこもりの方が、居場所づくりができるような体制も取っていただきたいなというふうに思います。

最後に、中高年のひきこもりの場合は、本人は様々な経過の中で深く傷ついて、自分を否定する、自己肯定がなかなかできないというふうに言われていますし、家族は家族だけで解決しようと思っている人が多くて、まず相談窓口に行くこと自体が難しいということもお聞きしています。とにかく地域福祉とか、保健事業とかを展開する中で親世代の介護などをきっかけに様々な関係機関が連携して、まずは家族と本人と関わっていくこと、とにかく寄り添いながら小さなSOSも築きながら、つなぎ寄り添って、とにかく時間はかかると思いますけれども、最も大切な取り組みだと思っておりますので、県がいる実態調査を把握しながら笛吹市にとって、どのことが一番いいのかをご検討いただきながら、研修していただきながら、「9060」にならないようにしていただきたいというふうに思っております。

一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中村正彦君)

以上で、川村惠子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

(なし)

関連質疑および質問を終わります。

続いて、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可いたします。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員(野澤今朝幸君)

議長の許可が出ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

質問のテーマ、表題は超高齢社会における市民参加・市民協働のあり方についてということです。

前にもこのようなテーマで質問しましたけれど、日本社会は、あと5年、2025年には団塊の世代、つまり戦後すぐ生まれた、戦後5、6年の間に生まれた世代が後期高齢者の75歳に達し、世界では類例のみない超高齢社会に突入する、このようにいわれています。もちろんこの笛吹市にあっても例外ではないわけです。

先日、2月17日に社会福祉協議会主催の福祉大会があったわけですけれど、そこで日本福祉大学の副学長であります原田正樹教授のほうから「支え合う地域の活動」という演題のもとに講演がありました。そこでも、これからは地域でいかに支え合っていくか、このことが非常に重要であると。実数としてはですね、75歳以上の高齢者の約3割が要介護になる、今の状況でいけばですね、平均的にはなるという、非常に危機感を伴った講演があったわけです。

そういう中で、この超高齢社会にどう対処していくか、いかに対処していくか、これはもち ろん国という大きな、われわれの税金を差配している国が重要な役割を果たすわけですけれど、 これは各地域でどういうふうにそれに対処していくかということも重要であります。

先ほども人口問題が古屋議員のほうからも出ました。少子の問題というのは、これは国の政策が本当に大きな比重を占めるんですけれど、この高齢社会にどう対処するかということは、地域でどうそれに対処するかということが、われわれの暮らしに非常に強く関わってくる。そして地域で対処できる問題だというふうに捉えるべきであろうと思います。その場合に、いろいろ、その対処の仕方、重要な点がありますけれど、市民参加、市民協働、こういうものをどういうふうにそれに関わらせていくか、培っていくか、そういうことがとりわけ超高齢社会にあっては重要であろうというふうに思います。

そういう観点から以下、質問をさせてもらいます。

まず、これまで笛吹市において、市民参加がどういうふうになされてきたかということをですね、市民がメンバーとなっている市の付属機関にはどのようなものがあり、そのメンバー構成がどうなっていて、とりわけこの2年間くらいの開催状況、そしてそこへの市民参加、どうなっており、それをどのように評価しているかと、この点についてお答えいただきたいというふうに思います。

2点目は、市民活動・ボランティア活動への助成事業があるわけですけれど、その現状と成果はどうかと。また、その市民参加、市民活動、ボランティア活動の現状をどのように評価しているか、この点もお聞きしたいと思います。

3点目ですけれど、市民参加とか、市民協働をですね、積極的に進めていくにはやはり、その位置付け、そういうものが重要であろうと思いますけれど、そういう意味で、うちではまだつくっていないんですけれど、自治基本条例あるいは市民協働条例、こういうものの制定の必要性を考えているかどうか、この点についてお答えいただきたいと思います。

4点目、最後ですけれど、超高齢社会、これに対応していくためには、先ほど言いましたボランティアによる地域形成、これが不可欠だと思いますが、その実現にはですね、基本的な方針を立てていく必要があろうかというふうに思います。そういうふうな形でですね、65歳から、あるいは80歳まで、このへんをですね、単に高齢化、高齢者と言うんではなくて、違う名称で呼び、そしてそこを積極的に位置付けるべきではないかと。高齢化の研究をなさっている何人かの研究者は、もはや65歳から80歳くらいまで、それ以降もありますけれど、それを高齢者というネーミングでくくること自体が、すでに時代とそぐわないだろうというようなことも言っていますので、そのへんの積極的な位置付けがこれからは必要ではないかというふうに思います。

以上4点についてのお答えをお願いします。

○議長(中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長(雨宮昭夫君)

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、市民がメンバーとなっている市の付属機関についてです。

市の付属機関のうち、委員を公募しているのは、総合計画審議会、子ども・子育て会議や男女共同参画審議会などがあります。

このうち、総合計画審議会は、30人のうち5人を公募委員としています。このほかに、第

2次笛吹市総合計画の策定に当たり、市民の皆さまのご意見を反映させるために開催したワークショップでは、30人を公募しました。子ども・子育て会議は20人のうち2人を、男女共同参画審議会は、10人のうち2人を公募委員としています。

会議の開催回数については、総合計画審議会は平成29年度5回、子ども・子育て会議は2年間で8回、男女共同参画審議会は2年間で2回となっています。

委員の公募により市政への市民参加や市民協働を推進するとともに、市民の皆さまの意見を 反映し、市民ニーズを活かした計画の策定や事業の実施に結びついているものと考えています。

今後も、委員等の公募のほか、ワークショップやアンケート調査など、様々な市民参加の機会を設け、市民の皆さまのご意見を市政に反映するよう、公募委員の人数や会議の開催時期、 回数などについても、必要に応じて改善をしていきます。

次に市民活動等への助成事業の現状と成果および市民活動等の現状についてです。

市では、地域振興促進助成金および市民ボランティア団体・NPO法人助成金により、市民活動やボランティア活動の支援をしています。

平成26年度から平成30年度までに、地域振興促進助成金は49件、市民ボランティア団体・NPO法人助成金は15件の実績があり、地域づくりを目的としたイベント、学習会などの開催やボランティア団体等の継続的な活動に要する経費を助成することにより、地域の活性化が図られたと考えています。

また、市民活動・ボランティアセンターには、60団体が登録しており、生活支援や見守り・ 相談、朗読、子育て支援、手話など、幅広い分野で多くの市民の皆さまが精力的に活動してい ます。しかしながら、活動される方の高齢化が課題となっていますので、若い世代の人材の育 成につながるような支援にも取り組んでいきます。

次に、自治基本条例の制定についてです。

超高齢社会においては、地域の活力低下やまちづくりの担い手不足などが懸念されるため、 これまで以上に市民や事業者などあらゆる主体が協働して、まちづくりを進めることが重要に なると認識しています。

本市では、第2次笛吹市総合計画において、将来像の実現に向けて、市民と協働によるまちづくりを推進することとし、様々な施策を展開しており、現時点において、自治基本条例の制定は考えていません。

今後は、先進的な取り組みをしている自治体の例も参考にしながら、本市にふさわしい市民 協働の在り方について研究していきます。

次に、ボランティアによる地域形成の実現に必要な基本的な方針についてです。

ボランティアによる地域形成についての基本方針は、第2次総合計画の基本目標および第4次 行財政改革大綱の基本方針の協働のまちづくりにあると考えています。

元気な高齢ボランティアが中心メンバーとして運営している市民活動・ボランティアセンターにおいては、生活支援体制整備事業、支え合う地域づくり会議についての研修などを行い、実際の活動に向けて準備をしているところです。

今後は、幅広い年代層や様々な立場の方々に市民活動やボランティア活動について呼びかけるとともに、元気な高齢ボランティアが地域形成の中心的存在として活躍できるよう支援をしていきます。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員(野澤今朝幸君)

今、付属機関の関係ですね、市民活動あるいは市民協働ということで、市民環境部長のほうからお答えしてもらったんですけれど、市のほうの付属機関には、例えば非常に重要なですね、総合政策部の行政改革推進委員会、これも市民を募集してやるというようなことですけれど、こちらについての構成メンバー、あるいはどんな形で開催されたか、このへんについて、そしてまた、その評価等についてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長(中村正彦君)

答弁を、深澤総合政策部長。

○総合政策部長(深澤和仁君)

野澤今朝幸議員の再質問にお答えいたします。

笛吹市行政改革推進委員会につきましては、行政改革大綱の策定ですとか、その進捗状況の確認等をしていただいております。委員数は全体で20人、そのうち公募が4人というふうになっております。現在ですね、当委員会につきましては、その実効性につきましていかがだろうかという部分がございまして、第4次の行政改革大綱を策定してからはですね、この会議は開催をしておりません。

今後ですね、事務事業の見直し等を今、改めて行っておりますが、市単独事業を個別に見直 す制度等、今後検討していく中でですね、また外部委員会の設置なども検討してまいりたいと いうふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

野澤今朝幸君。

○11番議員(野澤今朝幸君)

ぜひですね、特に政策に関わるところは、われわれ議員はもちろん、それが職務ですけれど、 日々刻々と社会は変わっていくので、そういうところにしっかり市民の意向、考え方、こうい うものを汲んでいただきたいというふうに思います。

再質問ということで、先ほどお話したようにですね、超高齢化社会というのは、まだまだ、私、感じるところで、皆さん、私も今までそうでした、危機意識がやっぱり弱いと思います。もうすでに4人に1人は高齢者になり、あと数十年後には3人に1人、そして1人の働き手が1人の高齢者を支えると、こういうふうに人口学的にはいえるわけで、まったく新しい社会がこようとしています。そういう意味で、前から言っているように、先ほどちょっと触れませんでしたけれど、高齢者と位置付け、どうしても高齢者、老人というのは支えられるというような意識での意味合いが強いわけですので、何か良い言葉があるかどうかということで、私は年配世代という言葉を自分の中で使っていますけれど、尊敬の意味を込めてですね。そういう中で、単に介護の対象者ということでなく、そういう人たちが地域をむしろ支えていってくれる、そういう位置付けで、総合的なですね、この世代、具体的に言えば65から80歳くらいになろうかと思います。そういう世代を中心に、できたら総合政策部が中心となって、1つの大きなこの地域の未来像を見せていただきたい。それは当然、働くということでいうと産業観光部、

こういうところの関係もあります。そして、私、前から言っているように笛吹市というのは、軽スポーツ、こういうもののメッカにしていく、そういうところで、そういう軽スポーツをうまく指導したり、あるいは審判員になったり、そういうような意味を込めて、例えばこれは教育委員会とか、あるいはうちの川村議員あたりが一生懸命やっているフレイル、そういうことに関してはもちろん、これは保健福祉部。さらにボランティア、市民協働というようなところでは市民環境部。いろいろなところで、この65から80くらいの世代、これを積極的に位置付ける、そういうことをやっぱり他地域に先駆けてやっていく必要があろうと思います。

市長はこの議会のうちで、スクラップなくしてビルドはないということを強調されました。すごく重要な点だと思います。それと併せて、私も行政にちょっと身を置いたものとして、やっぱり行政の問題というのは、どうしても、その前例踏襲主義というか、前例にあるかないか。これはもちろん法律で、ルールでものをやる以上は必要ですけれど、前例を踏襲する。もう1つは、横並び主義。こういうものを脱しないと、今のような話というのは、結局、地域の独特の取り組みというのはできないと思います。すでに、千葉市の柏市では10年ほど前からですね、この世代に対しての総合的な取り組みを東京大学と共同で研究しているということも聞き及んでいますけれど、やはりこの世代を中心に1つの計画等をつくっていくということは、その指針を出して総合的に見ていく、このことは必要かと思いますけれど、この点について、もしあれじゃあ、総合政策部長のほうからの答弁をいただきたいと思います。

○議長(中村正彦君)

答弁を、深澤総合政策部長。

○総合政策部長(深澤和仁君)

野澤今朝幸議員の再質問にお答えします。

超高齢社会においてですね、高齢者の活躍の場をというような趣旨の質問だったと思います。 昨日のですね、保坂議員の質問でもお答えしましたが、今後はですね、健康長寿ということ、 また高齢者の方のお力を本当に地域のために活かしていただくというようなこと、こういった ことをですね、担当部署、いくつか今、議員ご指摘のとおりあるわけですけれども、連携しま してですね、いかに市政の推進にお力を貸していただけるかというようなところをですね、協 議してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(中村正彦君)

野澤今朝幸君。

○11番議員(野澤今朝幸君)

どうもありがとうございました。ぜひ、行政というとどうしても縦割りとか、そういうことですけれど、新しい時代の状況に対応するには、その縦割りを廃していかなければなかなか対応できないと思います。ぜひ、この超高齢社会というのは、本当に新しい日本が直面し、地域社会が直面し、それがどういうふうに、それにどう対処するかによって、地域の暮らし方、市長の言うハートフルタウンですね、その実現のためにもみんなが心優しく住めるためにもですね、とりわけそこは重要かと思いますので、ぜひ重ねてお願いしておきます。

以上です。

○議長(中村正彦君)

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了いたします。

ただいま、議題になっております議案第1号から議案第52号までの52案については、お 手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月4日から3月10日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。 これご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日3月4日から3月10日までは休会とすることに決定いたしました。 次の本会議は3月11日、午後3時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後12時06分

令 和 2 年

笛吹市議会第1回定例会

3 月 1 1 日

令和2年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程 (第4号)

令和2年3月11日 午後 3時31分開議 於 議 場

日程第	1	議案第1号	笛吹市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に
			関する条例の制定について
日程第	2	議案第2号	笛吹市指定管理者選定委員会設置条例の制定について
日程第	3	議案第3号	笛吹市入札監視委員会設置条例の制定について
日程第	4	議案第4号	笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置条例の制定
			について
日程第	5	議案第5号	笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について
日程第	6	議案第6号	笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第	7	議案第7号	笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について
日程第	8	議案第8号	笛吹市地域自立支援協議会設置条例の制定について
日程第	9	議案第9号	笛吹市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について
日程第1	0	議案第10号	笛吹市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について
日程第1	1	議案第11号	笛吹市教育支援委員会設置条例の制定について
日程第1	2	議案第12号	笛吹市いじめ問題等連絡協議会等設置条例の制定について
日程第1	3	議案第13号	笛吹市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第1	4	議案第14号	笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
			する条例の一部改正について
日程第1	5	議案第15号	笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
			一部改正について
日程第1	6	議案第16号	笛吹市印鑑条例の一部改正について
日程第1	7	議案第17号	笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第1	8	議案第18号	笛吹市介護保険条例の一部改正について
日程第1	9	議案第19号	笛吹市営住宅条例及び笛吹市若者定住促進市単住宅条例の一
			部改正について
日程第2	0	議案第20号	笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
日程第2	1	議案第21号	笛吹市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数
			に関する条例の一部改正について
日程第2	2	議案第22号	笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
日程第2	3	議案第23号	令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について
日程第2	4	議案第24号	令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
			について

日程第25 議案第25号 令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) について

日程第26 議案第26号 令和元年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算 (第2号) について

日程第27 議案第27号 令和元年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第28 議案第28号 令和元年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算 (第2号) について

日程第29 議案第29号 令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第30 議案第51号 市道廃止について

日程第31 議案第52号 市道認定について

日程第32 議案第53号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武	Ш	則	幸
3番	河 野 智 子	4番	保	坂	利	定
5番	神澤敏美	6番	古	屋	始	芳
7番	神宮司正人	8番	岩	沢	正	敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北	嶋	恒	男
11番	野澤今朝幸	12番	海	野利	训比	古
14番	渡 辺 清 美	16番	小	林		始
17番	前島敏彦	18番	渡	辺	正	秀
19番	川村惠子	20番	中	Ш	秀	哉
21番	中村正彦					

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

長 山下政樹 副市 長 雨宮寿男 市 徹 教 育 長 小 澤 紀 元 総務部長 須 田 会計管理者 総合政策部長 深澤和仁 石原和加子 雨宮昭夫 飯島尚美 市民環境部長 保健福祉部長 福祉事務所長 赤尾好彦 産業観光部長 小宮山和人 標博司 建設部長 公営企業部長 須田富士男 教育部長 宇佐美正博 総務課長 雨宮和博 財 政 課 長 政 策 課 長 西 海 好 治 返 田 典 雄 福嶋一仁 消 防 長 農業委員会会長 赤岡勝廣

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

○議長(中村正彦君)

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、代表監査委員 横山祥子君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

ここで深澤総合政策部長より、3月3日の野澤今朝幸議員の質疑および一般質問に伴う答弁 について、訂正の申し出がありました。これを許可いたします。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長(深澤和仁君)

3月3日の、野澤今朝幸議員の一般質問における再質問に対する答弁に誤りがありましたので訂正いたします。

行政改革推進委員会の委員のうち公募委員は何人かとの質問に対しまして、公募委員は4人であると答弁いたしましたが、正しくは8人でございます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長(中村正彦君)

続けます。

○議長(中村正彦君)

日程第1 議案第1号から日程第31 議案第52号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日2月21日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

岩沢総務常任委員長。

○総務常任委員長(岩沢正敏君)

議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。 去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日、 6日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第2号 「笛吹市指定管理者選定委員会設置条例の制定について」

総務部総務課の審査において、これまでの設置要綱による委員会運営と、本条例に基づく運営での違いがあるのかとの質問に対し、当該委員会の運営自体に変更点はない旨の説明がありました。

また、指定管理者選定委員会を含め、本定例会において新たに11の機関について条例の制 定を行い、法律または条令を根拠に設置される付属機関が、全44機関となる旨の説明があり ました。

議案第23号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」

総合政策部企画課の審査では、市営芦川バス運行委託業務に関して、バスの利用者が前年度 と比較して約3割減少している現状の説明がありました。

委員からは、バスの路線廃止を危惧する意見があり、今後は、市民の利用のみならず、整備が予定されている新道峠等への観光客の利用を促す方策も検討してもらいたいとの意見も出されました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

なお、令和元年請願第3号 「リニア中央新幹線の騒音の低減に関する請願」については、 継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第1号 「笛吹市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、 賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第2号 「笛吹市指定管理者選定委員会設置条例の制定について」、賛成全員で原案のと おり可決すべきものと決定。

議案第3号 「笛吹市入札監視委員会設置条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第4号 「笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置条例の制定について」、賛成 全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第5号 「笛吹市地域公共交通会議設置条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり 可決すべきものと決定。

議案第14号 「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、 賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第15号 「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、 賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第16号 「笛吹市印鑑条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべき ものと決定。

議案第23号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」、総務部および支 所所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長(中村正彦君)

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第23号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」につきましては 各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行 います。

議案第1号および議案第2号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決であります。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第1号および議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号を議題とし、討論を行います。

はじめに渡辺正秀君の反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

議長の発言の許可をいただきましたので、議案第3号 「笛吹市入札監視委員会設置条例制 定について」、反対の討論を行います。

入札監視委員会の設置は、御坂浄水場の入札を巡る疑問に際し、議会の提案に基づいて設置 されました。ここで強調されたことは、執行が市長から総体的に独立性を持った組織とするこ と。具体的には市長の諮問した案件のみでなく、監視委員会が必要と認めた案件についても調 査・審議し、意見を述べることができること。このことが強調されました。

本条例案は、市長の報告した事項について調査・審議・具申すると。そして市長の諮問に応 じ調査・審議・答申するということになっております。委員会が必要と認めた案件について、 独自に調査・審議・具申できることが必要だと思います。

もう1つは具申・答申に対する市長の対応について、なんら触れられていないことであります。私は、まず議会の提案にあるように委員会の相対的独立性を確保することが必要である。そして2つ目に、委員会が必要と判断した案件、事項の調査・審議・具申の権限を明記すること。そして具申・答申に対する市の義務、どのように対応していくか、したかということの報告も含めてこれらの義務を明記する必要がある。このことが必要であるということを主張しまして、本条例反対討論といたします。

○議長(中村正彦君)

賛成計論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号および議案第5号、ならびに議案第14号から議案第16号までを一括議題とい たします。

お諮りいたします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本5案についての委員長報告は可決であります。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第4号および議案第5号、ならびに議案第14号から議案第16号までは、原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長 (神澤敏美君)

議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。 去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日、 6日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査い たしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第17号 「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」では、市民環境部の国民健康保険課の審査では、県に支払う納付金の算出根拠についての問いに対し、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数などに応じて算定され、県のホームページでも公開されているとの回答がありました。

議案第22号 「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」では、教育委員会の生涯学 習課の審査では、「御坂林業センター」の今後の管理ついてはとの問いに対し、文化財の出土 品等の保管施設として、文化財課の所管になり直営で管理をしていくとの回答がありました。

議案第23号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」では、保健福祉部の生活援護課の審査では、生活保護費支給事業において、生活保護費の医療扶助分の増額について、高額診療が増えているということだが、具体的にどのような病気かとの問いに対し、病名としては脳疾患、がん、動脈硬化などであるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等についての報告をいたしました。

なお、令和2年請願第1号 「高すぎる国民健康保険税の引き下げを求める請願」については、継続審査となりました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

議案第6号 「笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第7号 「笛吹市障害者基本計画策定審議委員会設置条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第8号 「笛吹市地域自立支援協議会設置条例の制定について」、賛成全員で原案のと おり可決すべきものと決定。

議案第9号 「笛吹市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について」、賛成全員で原 案のとおり可決すべきものと決定。

議案第10号 「笛吹市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第11号 「笛吹市教育支援委員会設置条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号 「笛吹市いじめ問題等連絡協議会等設置条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第17号 「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第18号 「笛吹市介護保険条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決 すべきものと決定。

議案第22号 「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり 可決すべきものと決定。

議案第23号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」、保健福祉部所 管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第24号 「令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」、 賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第25号 「令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について」、 賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第26号 「令和元年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長(中村正彦君)

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行いますが、議案第23号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第6号から議案第12号まで、ならびに議案第17号、議案第18号、議案第22号を 一括議題といたします。

お諮りいたします。

本10案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本10案についての委員長報告は可決であります。

本10案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第6号から議案第12号まで、ならびに議案第17号、議案第18号、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号から議案第26号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第24号から議案第26号までは、原案のとおり可決されました。

続いて建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を 求めます。

建設経済常任委員会委員長、前島敏彦君。

○建設経済常任委員長(前島敏彦君)

ただいま、議長より建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日 および6日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものについてご説明いたします。

議案第13号 「笛吹市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定」につきましては、委員1名から反対討論がありました。

議案第19号 「笛吹市営住宅条例及び笛吹市若者定住促進市単住宅条例の一部改正について」

建設部管理総務課の審査では、市営住宅条例の住宅入居の手続きにおいて、保証人を連帯保証人に変更することとした理由について尋ねたところ、笛吹市若者定住促進市単住宅条例が連帯保証人となっているため、市の住宅として統一することにしたとの説明がありました。

また委員からは、連帯保証人について、いつから適応されるのか、連帯保証人が死亡した場合の取り扱いについて尋ねたところ、連帯保証人は、令和2年4月1日以降の新規契約から適用し、連帯保証人が死亡した場合は、相続人に債務が引き継がれる。また、入居契約時に連帯

保証人に変更が生じた場合は、現状の保証人の取り扱いと同様に申し出ていただくようお願い するとの回答がありました。

議案第21号 「笛吹市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について」

農業委員会の審査では、この改正により「農地利用最適化推進委員の人数が25人から19人に変更があるが、人数を減らすことの理由について尋ねたところ、農業委員の主な業務は、農地法上の許認可や利用権設定などで、農地利用最適化推進委員の主な業務は、耕作放棄地の調査、畑の貸借などの農家の相談業務となっている。農地の流動化や農地の斡旋は、農業委員と農地利用最適化推進委員が一緒になって進めているため、担当区域を統一することにより、農家の相談がしやすくなるためとの回答がありました。

議案第23号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」

農林振興課の審査では、「農業共済加入補助事業」の農業共済加入促進事業補助金が見込みより減った理由について尋ねたところ、収入保険に加入した農家には、1反あたり1千円の補助を行っているが、収入保険の加入要件として、青色申告が対象となっており、見込みより加入者が少なかったためとの説明がありました。

委員から、自然災害が多発しているため、農家に対してメリットなどを示して周知が必要であるとの意見がありました。

議案第29号 「令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について」

公営企業部の審査では、収益的支出の下水道事業費用・営業費用・減価償却費・有形固定資産原価償却費を減額補正する理由について尋ねたところ、減価償却費は、平成30年度決算の時点で工事が完了し、取得した資産を計上しているが、当初の予定より工事が少なかったためとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、3月5日には、議案第51号 「市道廃止について」および議案第52号「市道認定 について」の現地調査を行いました。

それでは、審査結果の報告を申し上げます。

議案第13号 「笛吹市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第19号 「笛吹市営住宅条例及び笛吹市若者定住促進市単住宅条例の一部改正について」、 賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第20号 「笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第21号 「笛吹市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について」、 賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第23号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」のうち産業観光 部および農業委員会所管項目につきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目につきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目につきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第27号 「令和元年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第28号 「令和元年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第2号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第29号 「令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第51号 「市道廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 議案第52号 「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 以上で、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長(中村正彦君)

建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより討論および採決を行いますが、議案第23号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第13号を議題とし、討論を行います。

はじめに渡辺正秀君の反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

議長の許可をいただきましたので、議案第13号 「笛吹市簡易水道事業の設置等に関する 条例」に対する反対討論を行います。

本条例は地方公営企業法を適用して、簡易水道地方公営企業とする条例であります。まず、地方公営企業は基本的に独立採算を原則としております。

令和2年度の予算案を見ると、収益的収入及び支出において、支出が2,536万6千円に対し給水収益等営業収益は343万2千円、13%に過ぎません。資本的収支を含めると支出3,178万7千円に対し、営業収益等は343万3千円でございます。10.8%に過ぎません。独立採算の原則によれば、水道料等を数倍にしなくてはなりません。公営企業法適用、すなわち独立採算の前提が成り立たないのであります。

2つ目に、笛吹市は国の定める基準、法定繰入基準以外の一般会計からの企業会計への繰り入れ、すなわち法定外繰入はすべきでないと繰り返し述べております。企業会計にすると数倍の水道料金の値上げはともかく、大幅値上げにつながることは火を見るより明らかであります。

そして水道法では正常で低廉、豊富な水の供給の責任を国と自治体の責任であるとしております。また効率的な運営をしてもなお不足する場合は、一般会計からの繰り入れも認められております。国として責任を持って、この良質で豊富、低廉な水の供給を行うべきでございます。

この問題についてでございますが、合併時の水道の仕組みの大幅変更でございます。当然、 当該地の地域審議会に諮問すべき案件であると思います。しかし、市は地域審議会にまったく 諮問しておりません。旧町の地域審議会にかけずに、このような大事な変更を行うことは、到 底認められるものではございません。

以上、議案第13号 「笛吹市簡易水道事業の設置等に関する条例案」に対する反対討論といたします。

○議長(中村正彦君)

賛成討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第19号から議案第21号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第21号までは原案のとおり可決されました。 議案第27号から議案第29号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第29号までは原案のとおり可決されました。 議案第51号および議案第52号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決であります。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第51号および議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより、各常任委員会に分割付託いたしました議案第23号 「令和元年度笛吹市一般会 計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を午後4時20分といたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時20分

○議長(中村正彦君)

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1案が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(中村正彦君)

これより日程第32 議案第53号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。 市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

新型コロナウイルス感染症は、県内においても2人の患者が確認されるなど、予断を許さない状況が続いており、市民の皆さまの生活にも様々な影響を与えています。

3月6日に市議会から提出いただいた緊急経済対策等支援に係る要望書を踏まえ、市が直ちになすべきことを検討の上、補正予算を編成しました。

それでは、今回追加提出します議案1件について、概略をご説明を申し上げます。

議案第53号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)について」です。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市内のホテル、旅館においても宿泊客の減少が続いていることから、落ち込んでいる宿泊需要の回復に向け、市独自で宿泊料金を割り引く事業を実施するとともに、小規模事業者小口資金の融資枠を6億円に拡大するほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用について1億5,943万円を追加し、総額324億1,080万円とするものです。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(中村正彦君)

市長の説明が終わりました。

これより議案第53号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第53号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議案第53号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月12日から3月22日までは議案調査のため、休会としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日3月12日から3月22日までは休会とすることに決定いたしました。 次の本会議は3月23日、午後3時から再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 4時26分

令 和 2 年

笛吹市議会第1回定例会

3 月 2 3 日

令和2年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第5号)

令和 2 年 3 月 2 3 日 午後 3 時 1 6 分開議 於 議 場

日程第	1	議案第30号	令和2年度笛吹市一般会計予算について
日程第	2	議案第31号	令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
日程第	3	議案第32号	令和2年度笛吹市介護保険特別会計予算について
日程第	4	議案第33号	令和2年度笛吹市介護サービス特別会計予算について
日程第	5	議案第34号	令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第	6	議案第35号	令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について
日程第	7	議案第36号	令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
日程第	8	議案第37号	令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について」
日程第	9	議案第38号	令和2年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
			会計予算について
日程第1	0	議案第39号	令和2年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特
			別会計予算について
日程第1	1	議案第40号	令和2年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会
			計予算について
日程第1	2	議案第41号	令和2年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別
			会計予算について
日程第1	3	議案第42号	令和2年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
			会計予算について
日程第1	4	議案第43号	令和2年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会
			計予算について
日程第1	5	議案第44号	令和2年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
			会計予算について
日程第1	6	議案第45号	令和2年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
			会計予算について
日程第1	7	議案第46号	令和2年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会
			特別会計予算について
日程第1		議案第47号	令和2年度笛吹市水道事業会計予算について
日程第1		議案第48号	令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について
日程第2		議案第49号	令和2年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
日程第2		議案第50号	令和2年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
日程第2	2	発議第1号	笛吹市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

日程第23 新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙

日程第24 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

日程第25 報告第2号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の

報告について

日程第26 議案第54号 契約の締結について

日程第27 議案第55号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第28 同意第1号 副市長の選任について

日程第29 同意第2号 教育委員会教育長の任命について

日程第30 同意第3号 教育委員会委員の任命について

日程第31 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武	Ш	則	幸
3番	河 野 智 子	4番	保	坂	利	定
5番	神 澤 敏 美	6番	古	屋	始	芳
7番	神宮司正人	8番	岩	沢	正	敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北	嶋	恒	男
11番	野澤今朝幸	12番	海	野利	训比	古
14番	渡 辺 清 美	16番	小	林		始
17番	前島敏彦	18番	渡	辺	正	秀
19番	川村惠子	20番	中	Ш	秀	哉
21番	中村正彦					

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長 山下政樹 教 育 長 小 澤 紀 元 総合政策部長 深澤和仁 市民環境部長 雨宮昭夫 福祉事務所長 赤尾好彦 建設部長 標 博司 教育部長 宇佐美正博 政策課長 西海好治 福嶋一仁 消 防 長 農業委員会会長 赤岡勝廣

副市 長 雨宮寿男 総務部長 須 田 徹 会計管理者 石原和加子 保健福祉部長 飯島尚美 産業観光部長 小宮山和人 公営企業部長 須田富士男 総務課長 雨宮和博 財 政 課 長 返田典雄 代表監査委員 横山祥子

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

○議長(中村正彦君)

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛 に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため 申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長(中村正彦君)

日程第1 議案第30号から日程第21 議案第50号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日2月21日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、岩沢正敏君。

○総務常任委員長(岩沢正敏君)

議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。 去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月13日、 16日、17日の3日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を 求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第30号 「令和2年度笛吹市一般会計予算について」

総務部税務課ならびに収税課の審査では、市税の歳入を今年度より増額と見込んでいるが、 新型コロナウイルス感染症による影響で、収納率の低下等は考慮されているのかとの質問があ り、予算案の積算を行ったのが12月中であったため、影響は考慮されていないとの説明があ りました。

また、収納状況によっては、徴収猶予等の対応を行いながら、場合によっては、補正での対 応が発生する可能性もあるとの説明がありました。

総務部総務課の審査では、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合への派遣職員が減員になることについて質問があり、組合において、施設の運営等が軌道に乗ったため職員数の見直しを行い、今年度で本市からの課長職の派遣は終了とし、令和2年度からは、事務職1名の派遣となった旨の説明がありました。

総務部防災危機管理課の審査では、防災無線について、台風等の際に聞きづらいといった現 実があるが、FM放送の利用等、方策を検討しているのかとの質問に対し、現在、電子メール や電話の聞き取りサービスを行っており、FM放送に向けては、開局には問題がいくつかあるため、今後、情報伝達の方策を研究・検討していきたいとの説明がありました。この説明に対して委員からは、早急の対応をお願いしたいとの意見が出されました。

また、新型コロナウイルス感染症に関連し、マスクや消毒液について、災害用備蓄品として 備蓄がないことが確認され、委員からは、有事の際の衛生管理のためにも、マスク等の備蓄に ついても拡充してもらいたいとの意見が出されました。

総務部管財課の審査では、会議室予定表示システムに関する質問があり、これまでは、本館、 市民窓口館、および保健福祉館で市民を対象とした会議を行う場合、会議開催の掲示を担当課 で看板を掲示していたが、本システムを導入することで、会議室の予約システムとの連動で、 各庁舎の正面入口に設置する液晶ディスプレイに表示されるようなるとの説明がありました。

総務部情報システム課の審査では、新たに整備を進める「統合内部情報系システム」について、電子決裁の導入および企業会計の取り扱いに関する質問があり、電子決裁については取り入れる予定となっているが、企業会計の取り扱いについては、現時点の計画では、整備内容に含まれていないとの説明がありました。

そのため、委員からは企業会計も含めた中での整備を検討していただきたいとの意見が出されました。

総合政策部財政課の審査では、特別交付税の算定に関して、11日の本会議で可決された新型コロナウイルス感染症に関する補正予算も考慮されるのかとの質問があり、現時点では考慮されるかは不明である。特別交付税については、交付基準が明らかにされていないため、例年と同額としているとの説明がありました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する国や県の財政対策については、現時点で詳細が明らかではないが、財政調整基金に十分な額があったため、今回の緊急事態にも、迅速な対応を行うことができたとの説明がありました。

総合政策部政策課の審査では、公共施設等総合管理推進事業における公共施設マネジメントシステム構築業務についての質問があり、439施設、900棟ある公共施設の維持管理に関する情報を一元管理するためのシステムを構築し、公共施設全体の計画的な維持管理に活用していくとの説明がありました。

また、委員からは本システムを活用して、利用者への貸し出しの予約管理にも利用できないかとの意見があり、本システムについては、予約管理機能を付けることはできない。しかし、公共施設の事前予約については、大規模なイベントなどを計画する上で重要なポイントであり、市役所全体の課題として、今後検討していきたいとの説明がありました。

総合政策部企画課の審査では、地域おこし企業人事業について質問があり、首都圏に本社がある企業から社員を派遣してもらい、派遣された社員に支払われる給与の一部を負担金として企業に支払うものであること。また、4月からは株式会社JTBから1人が派遣される予定になっているとの説明がありました。

消防本部の審査では、Net119緊急通報システム整備事業について質問があり、聴覚および言語に障害のある方が、事前に登録を行うことで、スマートフォンや携帯電話を利用して、緊急通報を可能にするシステムであり、山梨県内のすべての消防本部が導入を予定しており、導入後は、県内であれば、どこからの通報にも利用が可能となるとの説明がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、防犯灯設置維持管理事業に関連して、市内小学校、

中学校および高等学校の通学路となっている道路について、防犯灯の設置が不十分で、防犯上好ましくない箇所が多くあること。また、通学路として必要な防犯灯については、設置場所の地元住民よりも、通学で利用する生徒や学生が恩恵を受ける設備であるため、多くの委員からは、特に通学路への防犯灯の設置および維持管理について、市が直接行うことの検討を求める意見が出されました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

各支所所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。 以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長(中村正彦君)

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

この際、申し上げます。

議案第30号 「令和2年度笛吹市一般会計予算について」につきましては、各常任委員会 に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長(神澤敏美君)

それでは、議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和2年度一般会計当初予算案ならびに特別会計予算案について、3月13日、16日、17日の3日間の日程で委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、何点か質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第30号 「令和2年度笛吹市一般会計予算について」

保健福祉部の長寿介護課の審査では、地域支援事業費の在宅医療・介護連携推進事業について、さらに詳しい説明を求めたところ、市の広報にも掲載した、エンディングノートなど、住民への広報や講座等の普及啓発も事業の一つであり、医療関係者、介護関係者が連携を取り合って地域で在宅医療を支援していく仕組みのための事業であるので、医療と介護の連携の推進協議会を設けたり、相談窓口を設置したりしているとの回答がありました。さらに、その相談窓口はとの問いがあり、住民については地域包括支援センターが相談窓口であり、医療・介護従事者については、サポートセンターを一宮温泉病院に委託し相談を受けているとの回答がありました。

市民環境部所管では、環境推進課において、衛生費の浄化槽設置整備事業について、下水道 課から所管が移行するということだが、主な理由と平均申請件数についての問いがあり、補助 金の要綱は一般廃棄物処理基本計画に基づいて定められおり、このたびの計画見直しを機に一 つの所管課で対応することとなった。また、平成18年から年平均15基の申請数であるとの 回答がありました。

また、ごみ減量化推進事業では、委員より可燃ごみ袋の料金見直しの検討について、「笛吹市は他市と違い、市が収集する不燃物・粗大ごみでは料金は取っていないがそのPRが市民へ不十分ではないか」との意見があり、「もっと市民へ周知・PRするべきである」との意見が出されました。また「可燃ごみ袋の料金値下げの検討も重要だが、それにより、不燃物・粗大ごみ・資源ごみ等の料金に影響が出ることはよく検討するように」との意見がありました。

教育委員会所管において、教育総務課では、教育費、体育施設整備事業、体育施設計画的改修事業において、いちのみや桃の里スポーツ公園駐車場の舗装改修工事について、駐車枠のスペースが狭いとの市民の声を聞くが、その部分についてはどうなるのかとの問いに対し、舗装の老朽化による打替え、区画線の引き直しに加え、駐車枠のスペースについての意見も伺っているので、同時に駐車枠の見直しを行い、施設利用者の利便性向上に努めるとの回答がありました。

それでは、審査結果については、次のとおりです。

議案第30号 「令和2年度笛吹市一般会計予算について」、保健福祉部所管項目について、 賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第31号 「令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第32号 「令和2年度笛吹市介護保険特別会計予算について」、賛成多数で原案のと おり可決すべきものと決定。

議案第33号 「令和2年度笛吹市介護サービス特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第34号 「令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について」、賛成全員で原 案のとおり可決すべきものと決定。

議案第36号 「令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長(中村正彦君)

以上で、教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより討論および採決を行いますが、議案第30号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第31号を議題とし、討論を行います。

はじめに、河野智子君の反対討論を許します。

河野智子君。

○3番議員(河野智子君)

議案第31号 「令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」の反対討論を行います。

本年度国民健康保険税の決め方が4方式から3方式になるとともに税率も変更され、均等割額が大幅に引き上げられました。均等割は家族の人数が多いほど金額が増え、収入のない子どもにも掛かり、低所得、無資産、大家族には負担が大きく過酷な引き上げとなり、均等割額引き下げと子どもの均等割の減免を求めてきました。

笛吹市国保をよくする会では、均等割、平等割を元に戻す、国保税を引き下げること、国への意見書提出、国保税を払いきれない人への保険証の留め置きはやめ、医療が必要なときは保険証を発行することを求めて署名活動をし、約1,200筆の署名が集まりました。

市民からは国保税が高くて大変だという声が多く聞かれました。市は国保の被保険者が年々減少傾向にあり高齢化が進んでいること、医療の高度化や新薬の使用により医療費が年々増加していること、そして県が財政運営主体となったため県への納付金に見合った金額を賦課徴収する仕組みになったと説明し、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れを行って、保険料値下げすることはしないと説明してきました。

令和2年度の予算は、県から示された納付金が約1億2千万円減額となったため、保険税率が所得割を0.1%、均等割を5,200円、平等割を5,100円、引き下げられていますが、私たちが求めてきた金額とは隔たりがあります。来年度の国保税率のさらなる引き下げを求め反対討論といたします。

○議長(中村正彦君)

次に賛成討論を許します。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第33号、議案第34号および議案第36号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は、可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号、議案第34号および議案第36号は原案のとおり可決されました。 続いて、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告 を求めます。

建設経済常任委員会委員長、前島敏彦君。

○建設経済常任委員長(前島敏彦君)

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち令和2年度一般会計当初予算案、ならびに特別会計予算案、公営企業会計予算案について、3月13日、16日および17日の3日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第30号 「令和2年度笛吹市一般会計予算について」

産業観光部農林振興課の審査では、就農者に対する支援事業として新規就農者支援事業と青年就農給付金交付事業の交付要件について尋ねたところ、新規就農者支援事業のうち、新規就農者支援補助金の対象者は、市に I ターン・Uターン者で就農した人のうち、年間 2 0 0 日以上農業に従事し、確定申告時に事業主になっていることが前提であり、就農時点で 4 5 歳未満の者で、事業終了後、3年以上市内で営農の継続をすることを条件としている。

また、新規就農農業後継者支援補助金の対象者は、市内に就農しようとする農業後継者のうち、年間150日以上農業に従事し、翌年の確定申告時に、事業専従者になる見込みの者で、令和2年4月からは、交付要件となっている年齢の上限を5歳引き上げ、就農時点で35歳未満の者とした。

次に、青年就農給付金交付事業については、「農業次世代人材投資事業」という国の事業であり、年間従事日数が150日以上で、就農時点の年齢が50歳未満であることが交付対象者の条件となっているとの回答がありました。

建設部管理総務課の審査では、市営住宅長寿命化計画策定事業の計画の内容について尋ねた ところ、令和2年度に現在の計画が終了するため、今ある住宅の修繕や集約・再配置を踏まえ た10年間の計画書を策定するための業務委託との回答がありました。

建設部、土木課の審査では、道路構造物長寿命化事業のうち万年橋耐震補強工事の内容について尋ねたところ、令和2年度は、橋脚と橋げたの工事を行う予定であり、令和元年度から5年

計画で工事を実施しており、全体事業費は、7億円から8億円を見込んでいるとの回答がありました。

公営企業部の審査では、公共下水道事業会計出資金を新たに計上した理由について尋ねたところ、前年度までは、基準内の償還元金分を補助金で計上していたが、専門家から出資金を計上したほうが有利との指導を受けたため、令和2年度から出資金に計上したとの回答がありました。

議案第48号 「令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計について」

公営企業部の審査では、「温泉供給収益」の予算計上額が減っている理由について尋ねたと ころ、新たな加入を募集していないことと、使用を休止している方もいる状況で使用料が減っ ているとの回答がありました。

また、今後の経営見通しついて尋ねたところ、温泉供給収益が減っている中で、源泉の温度 は下がってきているが供給温度を保証しているため、加熱による費用が増加している。新たに 源泉を掘削するには県の許可が難しい状況であり、長期的な戦略を考えていくとの回答があり ました。

なお、公営企業部の審査におきましては、議案第47号、議案第49号、議案第50号についてそれぞれ1名の委員から反対討論がありました。

以上、主な説明および質疑・意見について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第30号 「令和2年度笛吹市一般会計予算について」のうち、産業観光部および農業 委員会所管項目につきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目につきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目につきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第35号 「令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第37号 「令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第38号 「令和2年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」から議案第46号 「令和2年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」までの9案については、いずれも賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第47号 「令和2年度笛吹市水道事業会計予算について」、賛成多数で原案のとおり 可決すべきものと決定。

議案第48号 「令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第49号 「令和2年度笛吹市公共下水道事業会計予算について」、賛成多数で原案の とおり可決すべきものと決定。

議案第50号 「令和2年度笛吹市簡易水道事業会計予算について」、賛成多数で原案のと おり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長(中村正彦君)

以上で、建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより討論および採決を行いますが、議案第30号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第35号、議案第37号および議案第38号から議案第46号まで、ならびに議案第48号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本12案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本12案についての委員長報告は、可決であります。

本12案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号、議案第37号および議案第38号から議案第46号まで、ならびに 議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第47号を議題とし、討論を行います。

はじめに、渡辺正秀君の反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

日本共産党議員団の渡辺正秀でございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第47号 水道事業会計予算に対する反対討論を行います。

平成30年の水道料24.7%引き上げ、同時に行われた下水道料20%の値上げ以降、市民からこんなに負担が増えるとは思わなかった、大変だという声がたくさん寄せられております。さらに市は令和4年には20%の再値上げを計画しており、値上げ前に比べ水道料は1.5倍、下水道料は1.44倍になります。市民の暮らしを顧みない、このような大幅値上げは認められません。

さて、令和2年度の水道会計予算、水道料負担が重いものになっております。市の水道事業経営の考え方の基本は、独立採算性および総括原価方式であります。笛吹市は水道事業は原則、独立採算制と言うに留まらず、一般会計からの法定外の繰り入れは行うべきではないとして、自治体の判断で税金の水道事業への投入をやめる方向を示しております。

水道法は水道事業の目的を正常にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上 と生活環境の改善とに寄与するとしており、国と自治体の責任を明記しております。水道事業 は極めて公共性が高く、ここに市の財政を投入することは当然だと考えます。

たしかに公営企業法は独立採算性を謳っておりますが、17条で能率的な経営を行っても、 なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に ついて、一般会計からの繰り入れを認めております。 一般会計からの法定外の繰り入れは行うべきではないというのは、自治体の主体的判断を放棄するものであると思います。平成30年の値上げに際し、市は市民の理解を得ないまま、従来の原価計算方法から総括原価方式なる原価計算に転換しました。これは資産維持費になる減価償却の二重計上ともいえる費目を導入したり、長期前受金の費用からの控除を廃止するなど、経費を水膨れして原価を引き上げるものでありました。

同時にこれは水道事業民営化の財政的な準備であることを指摘するものであります。このような考えに基づき調整され、市民負担を増やす令和2年度の水道事業会計予算に反対するものであります。そして令和4年度の2割再値上げを阻止する決意を述べて反対討論を終わります。以上でございます。

○議長(中村正彦君)

賛成討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第49号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

議案第50号を議題とし、討論を行います。

はじめに、河野智子君の反対討論を許します。

3番、河野智子君。

○3番議員(河野智子君)

議案第50号 「令和2年度笛吹市簡易水道事業会計予算」についての反対討論を行います。 簡易水道事業は、今年度までは特別会計でしたが令和2年度から企業会計に移行しました。 地方公営企業は基本的に独立採算を原則としています。令和2年度の予算案によると収益的収 入及び支出において、支出2,536万6千円に対し、営業収益は342万2千円と13.5% に過ぎず、独立採算は難しいと思います。

笛吹市は国の定める基準、法定繰入基準以外の一般会計からの企業会計への繰り入れ、すな

わち法定外繰入はすべきではないと言い続けてきました。簡易水道事業の企業会計への移行は 今後、値上げ圧力になるのではないかと危惧されます。

以上、反対討論といたします。

○議長(中村正彦君)

賛成討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第30号 「令和2年度笛吹市一般会計 予算について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、渡辺正秀君の反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

日本共産党の渡辺正秀でございます。

議案第30号 「令和2年度一般会計予算」に対する反対討論を行います。

令和2年度一般会計予算は、令和元年度予算に比べ14億円増の321億円という大型予算であります。その中身にはせん孔細菌病防除対策予算など、必要かつ重要なものもあります。 また、新山梨環状道路関連道路整備予算なども含まれております。

では、市長の言う「ハートフルタウン笛吹」についてはどうでしょう。市民に寄り添うならば高すぎる国保税、その矛盾の最たる均等割部分について、多子世帯などに対する減免が必要です。医療費無料の高校卒業、静かにしてください、医療費無料の高校卒業までの拡大、保育所学校給食費の無料化、上下水道料金の再値上げ中止の対策等、まったく手が付けられておりません。特別会計とされておる国保会計、介護保険会計、水道会計、下水道会計などはいずれも市民の福祉を支えるものであり、第一級の公共的事業でございます。ここに一般会計から、一般の税、一般財源を投入することは当然であります。ところが笛吹市は一般会計から特別会計への法定外の繰り出しは行うべきではないと述べ、現在行われている特別会計への繰り出しさえも否定する見解を表明しております。これは市の自主性を放棄するものであり、また市民にとってハートフルではございません。大きな基金も活用して、文字どおりハートフルな笛吹市にしていくことが必要です。

市は国の地方行財政改革路線に従い、官から民へ、現場から本庁集中へ、業務の細分化へ、 そして公務の変質、すなわち市は計画するところ、実行するのは市民の皆さんという、こういった傾向、こうした変質がみられます。このような行革路線が無批判的に推進されてきました。 その矛盾も大きくなっております。指定管理者制度の見直しなども含めて、これを見直すことが必要です。

以上、文字どおり「ハートフル笛吹」を実現することを求め、反対討論といたします。

○議長(中村正彦君)

賛成討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長(中村正彦君)

日程第22 発議第1号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

岩沢正敏君。

○8番議員(岩沢正敏君)

発議第1号

令和2年3月23日 提出

笛吹市議会議長 中村正彦殿

提出者

笛吹市議会議員 岩沢正敏 替同者

到印有	
笛吹市議会議員	神澤敏美
"	前島敏彦
"	中川秀哉
"	武川則幸
"	海野利比古
"	渡辺清美
"	小林 始
"	古屋始芳
"	保坂利定
"	北嶋恒男
"	川村惠子
"	神宮司正人
"	河阪昌則
"	荻野謙一

]]

野澤今朝幸

笛吹市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について 笛吹市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由

厳しい社会経済状況を踏まえ、行財政改革の推進の一躍を担う笛吹市議会みずからが、なお 一層の経費節減と改革を図るため、議員定数を削減しようとするもので、地方自治法第96条 第1項第1号の規定により提出するものである。

なお、改正案につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。 以上。

○議長(中村正彦君)

お諮りいたします。

本案については、質疑および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したい と思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は質疑および委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に発議第1号の討論を行います。

はじめに、渡辺正秀君の反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

日本共産党の渡辺正秀でございます。

ただいま、発議に出されました定数削減に対する反対討論を行います。

本発議は議員定数を21名から19名に削減するというものであります。発議者は現21名の定数に対して、県議転身の2名で、現議員は19名であり、19名で支障がないから2名削減するといっております。ならば、私は聞きたいと思います。発議者は定数何名が必要と考えているのかと。ただ形式的に議会をこなすということであれば8人でも10人でも、これはやれるはずです。私たちの考えは違います。多数、多様な市民の声を反映するためには議員削減はすべきではない。また、2名削減で3常任委員会の委員数は各6名になってしまいます。委員長を除くと5名、採決は3対2で決まってしまう。大事な委員会審議がわずか6人で行われ、3人の委員によって結論が決まるのであります。現在、各委員会委員数は7名、これ以上減らすことは到底適切とはいえません。

発議者は定数削減を議会改革、行財政改革だと言っております。かつて議会費は一般会計の1%程度が目安とされておりました。平成30年度決算を見ると議会費は2億3,300万円で一般会計決算の0.76%。そのうち議員報酬等議員関係費は1億5,460万円で、一般会計決算の0.51%でありました。本発議の2名削減で、議員関係の費用は1,470万円の削減となります。決算の0.05%、10000分の5であります。

議員一人ひとりはそれぞれ大事な仕事をしていると思います。私も、21名の議員の一人として当選させていただき、平成31年には公営企業会計の消費税払い過ぎを指摘し、水道会計で1億3,030万円、下水道会計5,290万円、計1億8,320万円を税務署から取り戻しました。これは2名削減の財政効果の12年分に相当いたします。

21名の各議員は、それぞれの階層の市民を代表して、市民の声を市政に反映し、また市政をチェックしていると思います。定数削減の必要はないと考えます。

議会改革、行政改革と言うならば、ほかのことをやるべきだと思います。笛吹市議会の最高 規範である議会基本条例に示されているとおり、市民、議会、市長の緊張した協力関係を文字 どおり実現すること、具体的には市民一般から意見を聞く、市政報告、公聴会を実施すること。 論点を明確にして執行部との緊張した協力関係を築くための一問一答方式の充実。議員間の論 点と共通理解を深めるための議員間討議の充実など、真の議会改革、行財政改革が必要だと主 張します。

以上、日本共産党議員団の本発議に対する反対討論を終わります。

○議長(中村正彦君)

次に、保坂利定君の賛成討論を許します。

4番、保坂利定君。

○4番議員(保坂利定君)

発議第1号 「笛吹市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」、賛成の立場で 討論いたします。

議員定数の適正化については、議会改革委員会において、将来の人口減少や近隣、他市の動 向などを研究し、協議、検討を重ね、各会派でも議論を行い、意見集約し結論をまとめました。

議会の機能、役割に加え、各議員に寄せられる、市民の皆さまの考えをそれぞれの議員が真摯にお聞きし、議会改革委員会の議論も含めて、本議会に提案するものと理解しております。 現状は、議員定数が21名で欠員が2名、19名となっております。この間、議会運営においては適正に運営されていると考えております、また、現状の議員数で、われわれ市議会議員は市民の皆さまとともに、意見を交わし、議論をし、耳を傾け、議員活動をさせていただいて

おります。それらを議会でさらに深め、二元代表制のもと、チェック機能、政策提案など、各議員が切磋琢磨し、議員自らの資質向上への努力を行い、更なる議会の活性化へ向けることが必要であると考え、現状の19名を定数とする、本条例改正案に賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長(中村正彦君)

討論を終結いたします。

これより、発議第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(中村正彦君)

続いて日程第23 新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を議題といたします。 お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名を行います。

新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に宮川武仁君、宮川智秋君。

以上のとおり指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後4時30分といたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時29分

○議長(中村正彦君)

再開いたします。

申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

ただいま市長より報告案件2件、議案2案および同意案件3件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(中村正彦君)

これより日程第24 報告第1号から日程第30 同意第3号までを一括議題とし、提出議案に 対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

今回、追加提案します議案7件について、概略をご説明申し上げます。

はじめに報告第1号 「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」です。

区画道路5号線電線共同溝整備工事に伴う引込管一部未整備に起因する損害賠償の額の決定 及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行うため、同条第2項 の規定により、議会に報告を行うものです。

続きまして、報告第2号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算の専決処分の報告について」です。

報告第1号で損害賠償の額が決定したことに伴い、総額29万2千円を追加する補正予算を編成し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行うため、同条第2項の規定により、議会に報告を行うものです。

続きまして、議案第54号 「契約の締結について」です。

新道峠展望台整備工事(債務)の契約締結に当たり、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものです。

続きまして、議案第55号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」です。

人権擁護委員1人が、令和2年6月末日をもって任期満了となることに伴い、その候補者の 推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者については、石和町在住の赤岡惠子氏です。

赤岡氏は新任で、任期は令和2年7月1日から3年間です。

続きまして、同意第1号 「副市長の選任について」です。

副市長、雨宮寿男氏が令和2年3月31日をもって退任することに伴い、地方自治法第162条の規定により、新副市長として小澤紀元氏の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

小澤氏は、豊富な行政経験と幅広い識見を有し、多角的見地から的確な行政判断ができるものと期待されるとともに、人望も厚く誠実であることから、副市長に適任であると考えます。 任期は、令和2年4月1日から4年間です。

続きまして、同意第2号 「教育委員会教育長の任命について」です。

教育委員会教育長、小澤紀元氏が令和2年3月31日をもって退任することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新教育長として望月栄一氏の任命について、議会の同意をお願いするものです。

望月氏は、永年に渡る教育現場での豊富な経験と幅広い識見を有し、本市の教育振興および 発展に寄与され、教育委員会教育長に適任であると考えます。

望月氏の任期は、令和2年4月1日から前教育長の残任期間である令和3年3月末日までの1年間です。

続きまして、同意第3号 「教育委員会委員の任命について」です。

教育委員会委員として、石和町在住の中島知晴氏を任命するに当たり、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

中島氏は新任であり、任期は令和2年4月1日から4年間です。

なお、経歴等については、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりです。 よろしくご審議の上、ご議決、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(中村正彦君)

市長の説明が終わりました。

これより日程第24 報告第1号および日程第25 報告第2号を一括議題といたします。

本2件については、損害賠償の額の決定及び和解に係る契約及び補正予算の専決処分の報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に日程第26 議案第54号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

ただいま、議題になっております議案第54号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

このあと総務常任委員会を開催し、議案審査を行います。

次に日程第27 議案第55号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第54号については、会議規則第36条第3項の規定 により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第55号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより日程第28 同意第1号 副市長の選任についてを議題といたしますが、ここで先例により教育長 小澤紀元君の退場を求めます。

(退場)

同意第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第1号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより同意第1号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで教育長、小澤紀元君の入場を求めます。

(入場)

小澤紀元君に申し上げます。

ただいま、議題となりました副市長の選任については、賛成全員により同意されたことをご 報告いたします。

なお、ただいま同意されました小澤新副市長から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

小澤紀元君の発言を許可いたします。

○新副市長(小澤紀元君)

本日、市議会の本議会の貴重なお時間の中、ごあいさつをいただく機会をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

先ほどは副市長の人事案件につきまして、ご同意を賜り、改めまして職の重さと責任を痛感 するとともに、重ねて厚く御礼申し上げます。

これまで私が学び、そして経験してきたことを活かしながら、公務員として務めさせていただいた集大成として、市民の皆さんの立場に立ちながら、山下市政のさらなる推進のため頑張ってまいりますので、引き続き議員各位の変わらぬご指導とご助言をいただきますよう、お願い申し上げまして、私のお礼のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○議長(中村正彦君)

小澤紀元君の発言を終了いたします。

次に日程第29 同意第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第2号については、会議規則第36条第3項の規定に

より委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより同意第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、教育委員会教育長に同意されました望月栄一君から議場でのあいさつの申し出が ありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

それでは、望月栄一君の案内をお願いいたします。

(入場)

ご紹介いたします。

教育委員会教育長に同意されました望月栄一君であります。

あいさつを許しますので、登壇をお願いします。

○新教育長(望月栄一君)

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、教育長の任命の同意をいただきました望月栄一でございます。ありがとうございました。

今回、教育長という重責を担わせていただくことになりました。微力ではございますが、笛吹市の教育、文化、スポーツの振興など教育行政のさらなる充実のため、全力を傾け職責を果たしていきたいと考えております。

議員の皆さま方には今後とも格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、 あいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○議長(中村正彦君)

望月栄一君の退場を求めます。

(退場)

次に日程第30 同意第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第3号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより同意第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、教育委員会委員に同意されました中島知晴君から議場でのあいさつの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

それでは、中島知晴君の案内をお願いいたします。

(入場)

ご紹介いたします。

教育委員会委員に同意されました中島知晴君であります。

あいさつを許しますので、登壇をお願いします。

○新教育委員(中島知晴君)

ただいまご紹介いただきました、石和町の中島知晴です。

先ほど教育委員任命の同意をいただき、ありがとうございました。

微力ではありますが、勉強させていただきながら小学校PTA役員の経験を活かし、子どもたちのために行政の中で役割を果たしていこうと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(中村正彦君)

中島知晴君の退場を求めます。

(退場)

ここで暫時休憩といたします。

総務常任委員会の議案第54号の審査が終了しましたら再開といたします。

休憩 午後 4時50分

○議長(中村正彦君)

再開いたします。

先ほど、総務常任委員会に付託いたしました議案第54号について、委員長から審査結果の 報告を求めます。

総務常任委員会委員長、岩沢正敏君。

○総務常任委員長(岩沢正敏君)

議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。 本日3月23日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号の審査について、 先ほど委員会を開会し、全委員出席のもと関係当局の出席を求め審査をいたしました。

今回の入札に関する業者数に関する質問に対し、6社から入札申し込みがあり、そのうち4社が辞退したため、2社から応札があった旨の説明がありました。

なお、落札率については90.21%であった旨の説明がありました。

それでは審査結果を申し上げます。

議案第54号 「契約の締結について (新道峠展望台整備工事 (債務))」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長(中村正彦君)

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長(中村正彦君)

次に日程第31 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。 以上で本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

令和2年笛吹市議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、2月21日から本日まで32日間の日程で開催されました。議員各位におかれましては、慎重なご審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

また、本会議および各委員会において、市政の各分野について、様々なご意見をいただきましたが、現状の課題としてしっかり認識し、市政発展のため活かしていく所存でございます。 一層のご協力をお願いいたします。

さて、国内外において新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、本市においては国や県の要請を受け、小中学校の臨時休校、公共施設の臨時休業、イベントの延期や中止を決定しました。

また、3月6日に県内初めての感染症患者の発生が確認されたため、直ちに対策本部を設置 し、情報を収集するとともに感染拡大防止の強化を図っています。

一方で、日ごとに春の訪れを感じるようになり、桃の開花も例年より10日ほど早いと予想され、笛吹市が一面、桃の花に包まれ、まさに桃源郷となる季節を迎えようとしています。

例年であれば、春の一大イベントである桃源郷春まつりで多くのお客様をお迎えするところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、イベント内容を縮小し、桜並木のライトアップ、大文字焼きや笈形焼きの点灯などの実施のみとしています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、インバウンドや国内の観光客の大幅な減少など、観光関連事業者に深刻な影響が生じています。議会から緊急経済対策等の支援に関する要望をいただき、市内のホテル、旅館への宿泊料金割引事業等を展開しています。

この事業については、全国的にも注目され、各種メディアで報道されていることから、連日 多くのお問い合わせをいただいています。

今後は、JR中央線沿線の駅にご協力をいただき、割引制度のPRポスターを掲示するなど、 多くの観光客の皆さまにご利用いただけるよう積極的に誘客活動を進めていきます。

また、市内の小規模企業者においても、業績が悪化しており資金繰りなどに支障をきたしています。

国においては、事業者に向けた様々な経済対策が示されていますが、本市においても小口資 金融資制度の融資枠を拡大したところです。

今後も商工会、金融機関と連携をしながら、小規模企業者を支援していきます。

また、小中学校の臨時休校、公共施設の臨時休業、学童、保育所等の利用自粛について市民の皆さまにご理解、ご協力をいただいているところですが、一部図書館の予約制による開館、保育料、副食費の還付等の措置を講じていきます。

3月19日、政府の新型コロナウイルス対策専門家会議から「大規模イベントは引き続き慎重に検討するよう求める一方、感染が確認されない地域では、社会や経済への影響を最小限にするため、リスクが高い場所を徹底的に回避した上で、学校の臨時休校やスポーツ、文化施設の利用の自粛を解除してよい。」との提言がありました。

今後、提言を踏まえ政府から発表される新たな基本方針に基づき、本市の対応策をしっかり 検討し、早期にお示ししたいと考えております。

市民生活への影響を最小限に留めるため、行政として最大限努力をしていきます。市民の皆さまにも感染予防対策の徹底をお願いします。

昨年、大発生したモモのせん孔細菌病の防除対策については、春防除の時期を迎えています。 春防除は、花弁が見え始める頃までにボルドー液を散布する必要がありますが、例年より10日 ほど開花時期が早まっており、すでに散布を終えた圃場が多いと聞いています。

一斉防除については、市、各 J Aおよび薬剤販売店からメール等で呼び掛けを行っています。 なお、標高が高い圃場での開花状況にも配慮し、4月以降の散布でも補助金の対象となるよう対応していきます。

「日本一の桃産地」を守り抜くため、農家、JA、市、県、関係機関が連携して、防除対策を強力に推進していきます。

終わりに、本市の将来像「ハートフルタウン笛吹~優しさあふれるまち~」の実現に向け、 これまでの取り組みが実を結ぶ年となるよう、全力で取り組んでまいりますので、議員各位の 更なるご協力をお願い申し上げ、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

○議長(中村正彦君)

以上をもちまして、令和2年笛吹市議会第1回定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時38分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長青山好英議会書記霜村直人議会書記横山